

イナマイト法案も既に該黨の抵抗を免れざりき。(此法は妄りに爆烈薬を所有せるものを懲役に附せしものにて、ヨハン・モストが龍動より雇入れ、或は教唆したる刺客をして、獨逸及び埃太利を横行せしめたる以來、士君子の社會をして恐怖嫌忌の念慮を抱かしめたる彼の恐るべき無政府的犯罪を豫防せるものとす)

此等犯罪隊の成立發生以來、初めて千八百八十一年十月ライプツヒの帝國裁判所にて取扱ひし一事件あり、之に因りて政府は獨逸に於ける無政府團形成の起原を瞭然たらしむべき國事犯罪の實驗をなせり。當時重懲役の宣告を受けし被告人中、教育ある人物は獨り白耳義人ダグであるのみ、此者は帝國裁判所に提供せられたる機密書類の證明する如く、疑もなく、佛國政府の間諜たるの事實あり。然れども此等無政府團は、一層危険なる行爲を犯すに至れり。此徒はクレール・ゼルンホッフ即ちフランクフルト・アム・マインの警察署には、其最も憎惡せる警務參事官ルムプ氏の官宅あるを以て、竊に之を爆發せしめんと企てぬ。然

無政府黨員の罪惡

れども其犯人は遂に發見せられざりき。又千八百八十三年九月四日、エルベルフル下の旗亭ウーレンムゼンに於て無殘なる爆裂彈の暴行起れり。其首謀者として惡漢アウグスト・ラインスドルフ及カール・グマンは帝國裁判所の判決を受けしが、此等の犯罪は更に重大なる犯罪の一試驗となりしものなり。既に述べし如く、千八百八十三年九月二十七八日に於ける、ライデルフル下記念碑建立の國祭は、清淨莊重の典を以て舉行せられ、同二十八日の黄昏に至るや、ルーデスハイムの祭場には、無をたる幾千の公衆集せしが、午後八時半俄然震慄すべき爆裂の音あり。破裂彈は食堂料理室を貫きて後壁凡そ十五メートルを破砕し、其背後なる牧場に墜せり。幸にも幾千人中、唯一人の桶匠が微傷を蒙り、二三時間、其感覺を失ひたるのみ。警吏の鋭敏周到なる能く、エルベルフル下の無政府黨員ルプシキヒル及びラインスドルフが此暴戾なる所業の發頭人なるを探知することを得たりしが、此際糺明せられたる事實に據れば、此三人の暗殺者か同時に一層恐るべき犯罪

を共謀し其目的を達せざりしは、寧ろ不可思議に屬せしことを判明せり。初め彼徒は祭典施行の爲め臨席せられたる皇帝太子及び諸隨行員等を、一舉に粉砕するの大悪計を爲し、無煙火薬を祭場下の乾涸せる水道中に埋伏せしが、キヒルンが其導火薬の購入費の一部を竊用したる爲め、其殘金を以て耐水の導火薬を買ふこと能はずして、僅かに四十メートルの長さなる大麻製の導火薬を購入せし事情に由り、其姦計幸に畫餅に歸するに至りぬ。九月二十七八の兩日に亘り細雨蕭々として止まず、爲めに水氣に耐へざる導火を濕し、爆裂に至らざして虐殺の運命を有する火光終に消滅しぬ。千八百八十四年十二月二十二日三人の犯罪者は、帝國裁判所より死刑を宣告せられ、ラインスドルフ及びキヒルンはハルンの法廷に於て絞罪に處せられ、ルツプシは終身懲役の特典に遇へり。爾後スツトガルトに於て無政府黨の社會に抗するの戰爭は、無辜の一銀行家をして重傷を蒙り死に至らしめ、ストラスブルグにても勇悍なる一番兵を暗殺したるこありしが、之よりも重大なる慘

社會民權黨  
の舉動

劇は、千八百八十五年一月十三日職務に忠實にして材幹ある警務參事官ルムブカフランクフルト、アム、マインに於て靴工ユリウス、リイスケの屠牛刀に斃れし事なりとす。リイスケは同年六月一日フランクフルトの陪審法廷に於て死刑の宣告を受け、控訴も棄却となり、其刑に處せられぬ。獨逸國に於ても亦無政府黨員ステルマッヘル、カメレールを始め、數多の情弊暗殺罪を以て絞首臺の露と消へ去れり。モストの友人も同斷の舉動に出で、千八百八十六年自ら手を下さず、卑怯にも刺客をして爆裂彈を以て方正なる警察官及び無辜なる多數のシカゴ市民を殺さしめしが、翌年十二月に至り犯罪者及び赦免者は共に絞首臺頭に其生命を失ひぬ。

今や此等の暴行に對する獨逸社會民權黨の舉動は、頗る注目すべきものあり。リイブクキヒトは同黨の名を以て、帝國議會及び其機關新聞に於て「蔽ふ可らざる事件の始末が未だ法廷に證明せられざるに當り、此暗殺の計畫たる、警吏の滑稽劇なり、又、警吏の工夫せる魔行なり」と

「殉教者」の稱讚

吹聴し、彼及び其機關新聞は直に刺客に反對せずして、却て其犠牲となる者に反對するの準備をなせり。例へば千八百八十五年の「社會民權黨新聞第四號帝國議會速記録二〇三〇頁」に於けるリーブクネヒト起草の論説の如きは、警務參事官ルムプの死を以て「事實の論理なり」とし、又曰く、是れ普通の兇行にあらずして、唯粗暴に失せし正義の行爲なれば、極めて峻嚴なる法官と雖も、刺客に對して其同情の念を抑へ難からん。ブトカーメル君は宜しく之れを心肝に銘すべし」と。加之リーブクネヒトはシカゴ爆裂彈事件の勇者を、殉教者なりと稱揚せり。千八百八十七年の終末、イリノイスの知事が渠等に寛典を施すを拒絕し、之を絞殺するの意を公告せしに當り、獨逸社會民權黨たる帝國議會の議員等は、獨逸職工の餽金を抛ちて、シカゴなるイリノイス州知事に急電を發し、假令一時謬迷に陥りたりしといへ、吾人が常に同情を表せる人民に仁恵を垂れられん事を請ひぬ。千八百八十八年三月二十七日大臣ブトカーメルが帝國議會に向け、此等シカゴ犯罪者に對し、正當に執行せ

「貴顯暗殺は必要事件也」

られたる裁判を公表するや、速記録五四八頁、ペーベルは尙此等罪人を目して、其確信の爲めに戦ひし政事上の犯罪者なりと曰へり。又リーブクネヒトは、更に千八百九十年十月ハルンなる社會民權黨の大會議に於て、詭激の演説を爲し、謂て曰く、始末書五七頁、曩にシカゴの殉教者が絞首臺上の露と化せしより、今や三旬にして其三周年を迎へんと。此の如く普通の刺客は、リーブクネヒトより功勳ある黨中の偉人なりと證明せられしのみならず、該黨の領袖は帝國議會に於ける言論の自由を利用し、貴顯の暗殺を以て寛容すべき無罪なる、否必要なる事として再三之を論ずるに至れり。現に社會黨法律延期案討議の際の如きは、渠等の金科玉條視する道般の文句を公言し、爲めに他をして却て此法律の必要なることを感せしめしに似たり。千八百八十六年三月三十日に於けるペーベルの演説殊に然り。ペーベルは露皇歷山二世が同地の虛無黨に由りて所謂處刑せられたるを公認して曰く、速記録一七八九露國を統治するが如き政體は、必然かゝる方法を以て處刑せら

れざる可らず。若し當國の状態をして露の如くならしめば、余は此際一擧手の勞を執るに於て敢て人後に落ちざるべし」と。彼及びライプクニヒトは、同期の議會に、確言して曰く、獨逸に於ては既に「露國的状态」行はる。故に貴族の暗殺を始むるも、徳義の法典は渠等の爲めに毫も障害を與へざるを信すと(速記録一七八九頁)。大臣ブトカールは直に此確信を利用し答へて曰く、此に召集せられたる帝國議會に於てかく自ら公言するの一政黨は、普通の道理に従ひて遇す可らざるものなることを示すなり。知らずや、渠等惟一の位置は、社會黨法律の嚴密なる強制々度の下にあると。然れども比西馬克は其次日に演説して曰く、

ペーベル君は、政治的暗殺、殊に貴顯暗殺を以て唯或る範圍に於てのみ(其範圍は勿論氏自らの判斷による)承認すべからざるものなることを、昨日滔々と公言せられたり。氏等は予或は聯邦會議に問はざるべし、曰く、今や實に吾人は殺戮を行ひ得べき範圍内に入りたるや

否や」と。公等自ら之を判斷し、且つ露國の虛無黨の如く判官の前に言ふなるべし。「吾人は虚殺及び匕首を執るべき權利を有する範圍にあるを知れり。暗殺は普通の權利に屬すと。」

今各獨逸人に與ふるに我社會民權黨の抗爭に關する證據たるべき總材料を以てせば、世人は當時の過激黨領袖の言動を察知するに難からざるべし。我過激黨の首領は「吾人の記載せる時代に於ける」其新聞文書を以て、如何に帝國議會の演壇より、吾皇帝陛下の威嚴及吾比公を損害侮蔑せしのみならず、高尚なる普國のルイゼ皇后を辱かしめ、我愛國の至情に嘲笑を表し、我國民的產物なる政治家及官吏を誹謗し、猛烈なる顛覆を煽動準備主張し、獨逸的信仰と宗教的觀念とを汚蔑侮辱し、又徒黨僞誓「二黨派の爲めになせる僞誓を以て功績ある事業なりとし、徒黨僞誓の爲め懲役罪に陥れるものを殉教者として讚美せしか。此等は皆之に由りて明瞭に理會することを得ん。尤も證據となるべき總材料を列擧するは容易の事業にあらざるも、爰に確言し得べきは、實

にザクセンのフライベルク地方裁判所が千八百八十六年八月四日に於て社會民權黨新聞の記事に就き、該黨の首領を悉く帝國刑法第二百十九條に據り所罰したる後、帝國議會に於ける該黨議員の一派は初めて該機關(社會民權黨新聞)の無耻なる論說に對する自己の責任を放擲せし事とす。故を以て該新聞は爾後自己の德義的感概に由らず、只刑罰に對する恐怖の念よりして、該黨の機關として認められざるに至れり。又社會民權黨が我獨逸祖國に反對し、常に佛國の爲めに謀反を實行し、又は實行せんとするに汲々たりしは、亦茲に確言し得べきなり。千八百七十年獨逸社會黨の首領リッブクネヒト及びペーベルの舉動の如きは、未だ實行せざりし謀反中に數へ得べし。即ち渠等は吾人が佛國の攻撃を防衛せんとする方法に反對し、吾人の讎敵に功績を盡せし爲め、帝國議會の面前に在りて、維也納なる佛國公使の感謝を受けたり、渠等が從來の陰險なる態度も亦其罪、前者と伯仲せり。何となれば千八百八十年二月十九日(速記録頁ペーベルはエルザス、ロートリンゲ

社會民權黨  
の國家無視

ン州の獨逸所屬に就き紛擾の起らんとを望み、同地諸堡壘等の破壊を希望し、以て佛蘭西と友誼ある地步を占めんと欲したればなり。社會民權黨は更に進んで千八百八十六七年の頃、ブライテンジューが獨逸に對して破裂の準備をなし、復讐戰爭を宣せんとせしに當りて、獨逸の國防力を失はしめ、愛重せる佛人の勝利を完からしめんが爲め、帝國議會に於て一人毎に一グロッシン(速記録一〇二及び三六二頁)の軍費の支出に就き全黨擧て不賛成を表したりき。此くて是等社會黨の代議士は全然祖國の採るべき手段を排斥し、防備を撤して(佛國の復讐戰爭の犠牲たらしめんと欲せしが、固より此點に就ては、恬然佛人の感謝を受くるを恥づるなかりき。既に國防法案ウキテッフェルに關する討議の際、三角同盟のグワッレンベルグの如きは、千八百八十六年十二月四日に於て陸軍大臣が帝國議會の軍務委員に致せし秘密の報告を公然漏泄して政府を脅迫するの勇氣を顯はせり(速記録一一二頁)。氏曰く、吾人は軍務大臣が如何なる件を吐露すべきやを聞かんが爲め、又此吐露せし件を

人民に利用せんが爲め、委員會に與らんと欲するなり」と。抑、此吐露は軍務大臣が最大信用を委員會に置きしものにて帝國議會の秘密を保つとは各委員等の名譽責任として希望せられたるものとす。速記録七〇、一〇八頁、殊に數字を以て示さるべき獨逸及佛蘭西の國防力に關する吐露を最も然りとす。然れどもグリルレンベルゲルは傲然主張して動かさず、曰く「假令軍務大臣が秘密として認められんことを請ふも、余輩の意見に適應せざらむには、余は是を承認せざるべし」と。かゝる言語は自ら渠の人と爲り及び該黨の性質を徴するに足るべし。千八百八十七年一月八日帝國議會の解散に先つこと少時、ハーゼンクレープは佛人に聲援し、帝國議會の演壇に上り閣員を罵りて曰く「公等は危急の秋に當り、換言すれば既に懸念せる佛國との戦争起るの曉に於ては、之を避け若しくは勝利ある防禦を遂げんが爲め、今や國防法を提出せしを知らずして、又國民の力に依頼すること能はざるなり」と。千八百九十年二月末の「ゴローア」新聞紙上、リープクネヒトの親友カー

ル・マルクスの義子にして佛國の代議士たるポール・ラファールは、リープクネヒトの數年以來現時に至る迄佛國よりの戦争宣言を避けんことを忠告せしことを暴露したり。曰く「若し獨逸にして宣戦せば其國內果して無事か、世人先づ軍隊中幾何の社會黨員あるかを一考して可なり」と。且夫れ此勸告たるや、千八百八十八年十一月十一日開會せる帝國議會に於て、リープクネヒトの發表せし所信と比較するに其全く吻合するを見る。速記録二九頁以下曰く「佛國を攻撃せよ、然らば最後の社會民權黨員も亦出陣するの義務を有すと。然れどもリープクネヒトの言に従ひて佛國は全く千八百七十年の如く攻撃を企つるなかりき。」

此の如く獨逸社會民權黨が自國と開戦の準備をなせる佛國の爲に謀反的努力を試みしも、渠等は此等内應の報酬を受くるを憚らざるなり。渠等は千八百八十七年の帝國議會選舉の際著大なる金額を佛國より受け、又機關社會民權黨が千八百八十七年一月に公言せる合圖に

依りて運動する所ありき。曰く「帝國議會の選舉たるや、帝國に現存せる諸物、即ち帝國自身、帝國政府、社會の秩序、帝國の兵力生産等……概言すれば萬事に對する一の反抗に外ならざることの意味す」と。

獨逸社會民權黨が其國事を佛國に内通し、加之國を賣らんとする破廉耻極まる心底を更に明白に發表せしものは、彼の普通の犯罪者と冒險的國賊の間に沈淪したる佛國の前軍務大臣ブーランジエに對し、千八百八十九年八月佛國大審院に取扱はれたる訴訟事件なりとす。是れ巨額の佛蘭西國庫金の一部が支出せられたること(前佛國陸軍大臣之を私用せしとの嫌疑あり)並に獨逸の社會民權黨は、ブーランジエの密謀せる戦争起る時は、獨逸軍隊の背後に立ちて革命を起し、以て獨逸の防禦力を薄弱ならしめ、正面には佛軍あり背後には賣國的徒黨あり、以て獨逸を十字火中に陥れんと目的を有したること等、檢事總長ケステーグポールベルの陳述、并に辯護士の演説及び判決文によりて

## 賣國事件

證明せられ、又此訴訟に關する機關雜誌の報告并に此訴訟の前後に起れるブーランジエ黨及び其反對黨に關せし夥多の書類に由りて確言せらるゝなり。佛國の財貨に眩惑し、祖國に對してかゝる恐るべき陰謀を企てし賣國奴の姓名は、佛國の法廷が彼のブーランジエより交付せられたる領收證を以て自ら誇れる人々の名を秘密に附せしに由り、當時固より吾人に傳はらず。思ふに佛國は是を以て將來再び利用する所あらんと欲せし故ならんか。要するにブーランジエの如き者がかゝる謀圖を全く無名の人に依託するの理なければ、其獨逸社會黨内の一有力者と結びたると疑なし。

獨逸中尤も鞏固有力なるものとし、其背後に國民の聲援を有すとし、自ら誇れる社會民權黨を延き、如何なる事情の下にも之を自家の友人たらしめむとするの念慮、并に前記の如き内通を恢復せんと考は、ブーランジエ將軍の如き冒險を好み妄想に驅らるゝ人士に對して一大感化を加ふべきことは、固より怪むを要せず。況んや將軍は當時佛

國に於ける政治運動に於ても、實に全國社會黨の援助を根據とし、且つ該社會黨も獨逸の社會黨を尊敬し、之を目するに歐洲第八の權勢者を以てせるに於てをや。爰に奇怪極る一事實あり、以てブーランジエー訴訟事件の真相を明にし、此の好戰的軍務大臣と獨逸社會民權黨との親密なる關係を詳にせり。是れ即ち社會民權黨は、方にブーランジエーが權力の極點に立ちて戰爭問題を、刀刃の尖頭に迫らしめしのに當り、此危険なる不穩の張本者に對して唯一言の非難を試みざるのみならず、自ら帝國議會或は機關新聞に於て、彼の平和を愛する「共和的佛蘭西」に對し賞讃の言辭を與へしことゝす。是より先きブーランジエー將軍が獨逸に對して戰爭を實行するの意思なき時に當りては、我社會民權黨は帝國議會に於ても、又其論說に於ても、將軍に對して唯輕蔑罵詈の言語を放ちしのみ。ブーランジエーの如きに至りては、大聲疾呼して「平和に過ぎ溫和に失する」比公の政略を攻撃せり。一八八八年十一月十一日速記録二九頁以下、他なし。是れ比公は佛國及び露國に對して同

ブーランジエー陸軍大臣となる

時に戰端を開くを慥ばす、ブーランジエーに賛成を表せざりしが故なり。

凡そ滑稽的人物が朝に立ちて専ら國家の大柄を左右するは實に希有なる天運と云ふべし。千八百八十六年四月七日ブーランジエー將軍が軍務大臣となるや、此天運は端なく佛國に循環り來れり。ブーランジエー、デムレード、デロン、ロツシユフォル等を始め、ブーランジエーに至るまで、歐洲の滑稽的人物は、今や相率ゐて顯要の地に立ちぬ。而して是等大立物は其の危険なる性質と照應して危険なる一時の權勢を占むるに至れり。然れども歐洲中兵力最強大なる此兩國民は、戰爭の切迫するに至るまで、是等輕佻人士の三日天下を承認したりき。此時に當り、獨逸帝國は其の國礎をして一層鞏固ならしむるの實驗に接しぬ。即ちバイエルンの英主ルドウィヒ二世が不治の精神病に罹りて其命を終らるゝや、嗣王オット又腦を患ひしを以て千八百八十六年六月十三日維廉皇帝の忠實なる戰友ルイトホルド親王代りて獨逸中の第二大王國に



君臨し、ル・ド・ギョー王の信任せし宰相を用ゐて其國務を理めしめぬ。翻りて佛國を見るに、ブーランジエ將軍は一に軍務内閣を作り、以て全佛國民に其暴險利己の復讐政略を鼓吹し、自余の大臣及び大統領グレッグーすらをも、其の好戰的輕舉に盲從せしめんと計れり。叙情詩人デルリードは、所謂勇武なる將軍(Drav' general)ブーランジエの序文を具へたる「戦争前」(avant la bataille)なる大著を公にし、其結尾に曰く「奮へよ、佛蘭西男兒、高く國旗を掲げて進め、吾聲援冀望するエルザス、ロートリンゲンに。進め、自由の爲め、文明の爲め、獨立及び博愛の爲めに。進め、吾が祖國の爲めに」と。此の書并にデルリード及び其黨與の熾んに煽動挑發せる佛獨戰爭熱に反對せしは、ツラト司令官にして、氏は「尙早論」(Pas encore)なる一書を著して之を駁せり。著者は同書に於て未だ戰ふべきの時にあらざることを戒めて曰く、普國は其鐵道を國有となせし爲め、其攻撃力を倍加せり。然るに佛國は千八百八十三年ガムベッタ及びフレンシエの鐵道政略に反對して、同國鐵道の可憐なる状態を改

良せず、又之が補償を得ずして、ロスチャイルド家と條約を締結し、以て此の鐵道の利益を同家に譲りし爲め、非常なる損害を蒙りたり。獨逸は獨斷に鐵道を整理し、直に三十万人を戰場に送るを得るに至れるも、佛國は之に對して僅に八万或は十万を送るを得るのみと。然れどもブーランジエ及其黨派は此忠言を馬耳東風に附し、殊にブーランジエは佛蘭西國の人民をして悉く三年間軍旗の下に服務せしむべしとの驚くべき要求を含める兵役法案を提出せり。千八百八十六年十二月三日フレンシエ再び大統領となるや、ゴブレンの新聞はブーランジエの國防法案の計畫を採用するのみならず、其の要求せる軍費三億フランの公債を政府より許容すべしとの條件を以て、ブーランジエを新内閣に留らしめぬ。當時佛國の新聞及び巴里の街頭に喧囂を逞ふせしは、實に將軍の機密費に由りて養はれたる壯士(mobots)が獨逸に對する復讐戰爭の聲なりとす。

恰も好し、獨逸政府は千八百八十六年十一月二十五日に於て、七年間

即ち向ふ千八百九十四年十二月三十一日に至るまで平時の軍隊を四十六万八千四百九人に増加し、以て獨逸帝國の常備軍を強大にする新法律案を提出せり。此議案に添附する覺書は、五段の精細なる紙面に明白なる兵數を記し、以て政府の希望を確示せり。其中に曰く、獨逸が一般平和の維持に効力ある政略を勵行する能はざるに至り、初めて四面に守なきを知り、此の危険を免れんが爲めに急に強大準備ある一軍隊を得むとするは、是れ大なる誤謬と云ふべしと。同覺書は更に獨逸の兵力と佛露の兵力を比較せり。獨逸の常備軍隊は千八百七十一年以來唯人口増加の結果にして、人口百分の一の割合に由りて四十万一千五十九人より四十二万七千四百二十四人に増加したるのみ。佛國は之に反して殊に少數の人口にも拘らず、獨逸よりも一層強盛なる常備軍を整へたり。即ち千八百八十六年には其兵數既に四十七万一千人に至り、又ブローランシュト將軍の軍備擴張案に由れば、今や更に四万四千人を加ふるに至るべし。加ふるに露國の常備軍(士官を除きて)は、五

十四万七千四百五十六人に達せり。獨逸軍隊の兵數をして隣國軍隊に匹敵せしめんと欲せば、須らく常備軍を擴張せざるべからず。又獨逸佛軍費を比較せば、獨逸の負擔額實に僅少なるを知る。即ち獨逸に於ける海陸軍費の各個人負擔の割合は、千八百七十年には七馬克六千八百八十年には八馬克九千二百八十六年には九馬克五三なるも、佛國に在りては千八百七十年には十馬克三三、千八百八十年には二十馬克四二、千八百八十六年には二十一馬克五七なり。獨逸に於ては千八百八十六年度海陸軍豫算案の總額は、四億四千六百二十八万八千六百七十三馬克に過ぎざるも、佛國にては殆んそ其二倍即ち八億二千六百六十一万六千六百馬克なり云々の説明を興へたり。獨逸の軍費は、千八百八十六年十二月三日兩日の帝國議會に於て此重要なる提出案の第一讀會あり、軍務大臣ブロンザルト・フォン・シニェルンドルフ先づ之を説明せしが、更にモルトケは巧妙無比なる辯護演説を試み、結論して曰く、

若し此提出案にして拒絶せられなば、假令敵國外患に苦めらるゝも又吾人の關する所にあらず。吾人は過大の犠牲を投して吾全獨逸人が多年熱望したる目的を達し、此帝國を有し、此統一を得たり。本問題に於ても、尙獨逸の統一を保たんとことは蓋し吾人の望む所なり。今や一旦武事に盡すと雖も、世界は必ずや吾人の志を領し、吾が意元征服に在らず、唯其の保有する所を確守せんが爲め、覺悟、武裝したるに過ぎざることを諒知せん。

然れども天使の妙音を以てすとも、議會の多數に對しては、蓋し無益の說法なりき。委員會は十二月九日より十七日まで此法案を討議したりしが、七年繼續として常備軍を四十六万八千人に増加するの第一項を否認せり。而して三年繼續(千八百九十年三月三十一日迄)の四十四万一千人を可決し、又唯一年間(千八百八十八年四月一日迄)四十五万人までの増加に協賛を與へたり。是に於て議長バルレストレーム伯は會期を新年に延期するの宣言を與へしが、十二月十八日大臣ボニツチ

同法の否決  
(千八百八十七年正月)

ヘルは、切實なる請願辯明をなして曰く、最熱心に祖國の安寧を軫念せらるる皇帝陛下の「開院演説」に於ける勅辭は、國民の代表者が充分なる決心を以て、未だ完全に達せざる國家の安寧に必要な法案を協賛するに在りきと。議會の少數者は盛に喝采をなせしも、議會は遂に延期に同せり。三人同盟の如きも大臣の警醒を屑とせせ、社會民權黨、獨逸自由思想派、及び中央黨の多數は、此法案を否認するに決し、帝國議會を翌千八百八十七年正月七日迄延期したりき。

然れども爾後千八百八十七年一月帝國議會の未だ再開せざるに當り、議會多數の非獨逸的行爲に激し、之に反對せる運動及び叫號起るに至れり。此の運動は其勢力の強大なる反對黨をして其熱心なる拒絶の爲め、若し政府にして帝國議會を解散するあらんか、其黨の再選を危ぶましむべきの虞ありき。されば狡猾なる反對黨は、激昂憤慨せる國民を瞞着せむが爲めに、各人一グロシエン法案を承認し、獨逸自由思想派議員フオンスタウヘンベルクの如きは、千八百八十七年一月十一日帝國

議會が此提案の第二讀會を始めし時、二箇の建議案を提出せり。第一、千八百八十七年より千八百八十八年まで一年間常備兵を四十五万四千四百〇二人に増加するを認むべきこと、委員會の議決したる四十五万人の増加に代ふるに、第二、此建議案の容れられざる場合には、政府提案の全常備軍を四十六万八千四百九人に増加するを許すべきも、七年間にあらずして三年間とするとなり。是を以て反對黨は凡て政府の希望せる増加を協賛するが如き觀を爲し、以て多數を瞞着し得べき利益ありしが、既に第二讀會に於て代議士プール博士は之に反對し、七年繼續に對する協賛によれば、軍隊は十一万二千の増加をなし、三年間にありては唯四万八千の増加を示すに過ぎざるを論證せり。一月十一日モルトケは年期の短縮に反對して自ら説明の勞を執れり、吾人は戦争を受くべきか、てふ全獨逸人の最危懼せる問題を掲げ自ら答へて曰く、

余は確信す、凡そ當局者たるものは、好むで全國民の肩上に堆積せる

## モルトケの演説

燃料に導火を投ずるの恐をなさざるを、強固なる政府は平和の擔保者なり。然れども國民の情慾、政黨首領の功名心、文章演説の爲めに盛感せられたる輿論等は、凡て政府の意思よりも一層強硬となり得べき原素なり。平和の保持を目的とする提案にして拒絶せらるゝ時は、實に這般の境遇に陥るべし。余は信ず、是に於てか吾人は全く戦争を有すること疑なしと。今事斯に出て、議會の多數が政府の要求せる國防上の手段を容れんか、是實に祝すべきの慶事にし、て外國に對しても亦必ず好結果を生ずべし。因に曰はん、軍隊は決して一時的のものにあらず。軍事上の原則は總て永續と確定に基す。左れば短時期に於ける軍隊増加の協賛は、吾人に益する所なし。余は諸君の愛國心に訴へ、軍事法案の期限を縮め、又變更することなくして之を認可せられたことを冀ふ。凡そ國民をして政府と和衷協同し、祖國の爲めには如何なる犠牲も、否、不法なる外觀を有する犠牲をも好んで捧ぐるの決心あらしむるは、豈に諸君の任にあらずや。

## 比公の演説

比公は千八百八十七年一月十一日十二日十三日に亘りて、政府提案の主張に就き、殆んど五回の大演説を試みたり。殊に第一の演説は最著名なるものにして、モルトケ將軍に踵きて演壇に上り、政府は虚偽の口實を設けて経費と租税を高め、次ぎて戦争をなさむと欲するにあらざることを辯明し、吾人は、一も戦争の必要を有せず、吾人は老雄メテルニヒ公の所謂「武装せる國家なり」ブルガリア問題の衝突より非政府黨新聞の露國に對する戰闘論にも拘らず、吾人は三帝國の一致を來し、佛國とすら善良なる關係を得、英吉利、以太利とは朋友的關係を博し、以て十六年間永く平和の維持に盡したりきと。

公は更に論歩を進めて曰く、吾人は如何なる事情に於ても佛國を攻撃せむことを欲せず、想ふに佛蘭西に於ても亦たしかく思考するなるべし。佛蘭西は唯復讐の「聖火」(le feu sacré)を保持することを欲するならんも、攻撃的戦争を避くるなるべし。遮莫危急の時に在りて

は、佛蘭西の決断は多數或は國民の力にあらざり、却て有爲なる少數に由りて行はるゝを常とす。佛蘭西今日の狀態も亦た實に此の如きものあるを表明せり。佛蘭西政府が以て「聖火」を發揮せむとするの方針を執るに至らんことは、日々起り得可きの事態たり。議場内に於て或は手に説く者あらむ、曰く、危険突如として通り來らば、吾人は其財囊を傾け、吾人の財産熱血を擧げ、以て外寇に酬むむと。言壯ならざるにあらざると雖も、將た何の益かあらむ。言語は兵士にあらざれば、辯説は軍隊にあらざるなり。吾人が敵の侵入を受けたる時に當りて、其軍前にかゝる演説を朗讀せんは、唯敵の嘲笑を買はむのみ……吾人の強盛なるに従ひ、戦争の虞益鮮し……然れども佛蘭西が吾人に卓越するとの根據を發見するに至らば、余は信ず、戦争は全く必然なり……佛人は勝利を得べしと信するや否や、直に戦争を始むべし。

此くて此等の大演説は此國防法案にして完く協賛せられざれば、直

帝國議會解  
散

に解散を命すべきことを直截明瞭に斷言したりしも、社會の多數に對しては一も感化を及すこと能はず。一月十四日法案の第一項は削除せられ、前に述べしスタウフンベルグ案(三年案)は、百五十四票に對する百八十六票の多數を以て可決せられぬ。然れども帝國議會が今や將に進みて第二項をも可決せんとするや、比公は直に帝國議會解散の勅語を捧讀したりき。

佛蘭西の戰  
争準備

佛國の主戰黨は、彼等の計畫を實行するに當りて獨逸に於ける此形勢を利用せり。今や獨逸帝國議會の多數は、政府が佛國に關する諸報告に據り、斷して必要なりと主張せし佛國の攻撃に對する國防法案を排斥しぬ。而して此法案を排斥したる多數黨の背後には選舉人の大多數ありて、獨逸新選舉の際是が援護をなせり。是を以て佛國の主戰黨は、ブーランジエと親密に結托せる獨逸社會民權黨の誇張に由りて愈其妄想を確信しぬ。今や比西馬克が豫想せし場合は來れり。佛國は戰勝を得むことを信じ、隨て茲に戰爭の起らむことを信じたり。ブーラ

ンジエー將軍は直に必須の用意を整へ、又他大臣に諮議することなく、戰爭準備を實行せり。尙將軍は工兵の軍費に充つべき二千万の大公債を處理せざる可からざりしが、假令將軍の之を濫用するあるも、當時佛國に於ては我非獨逸的なるリヒテル、ウインドホルスト、グリルレン、ベルゲル流の如き非佛國的三人黨の存在するなく、爲めに將軍をして佛國の東境に城堡を築造し、以て佛軍をして直に獨逸に侵入するを得べからしめたり。將軍は東境の各城堡殊にベルフォール、ツール、ヴェルダン等の要害に、一年前より兵器糧食を備へ、其傍近には密に數百万の馬匹兵器等の軍需品を供給せり。ブーランジエーの貯蓄せし是等東邊の糧食は、其量極めて大、千八百八十九年に至りても猶佛國の馬匹と兵士とは已むなく、駐りて之を消費せざる可らざりし程なりき。而して千八百八十七年の一二月、殊に獨逸帝國選舉競争の際に於ける獨逸自由思想派新聞は、此佛國の戰備を眞なりとせし人々を目して、腐敗せる戰爭致唆者なりと宣言し、又二月一日「ポスト」新聞の有名なる論說「刀及の尖頭に

は、鮫鱈淵中に於ける杞憂てふ嘲笑ありしが、其舌根未だ乾かざるに突  
然筆鋒を更め、千八百八十七年一月及二月に於ける戦争の杞憂を是認  
せり。オイゲン・リヒテルすらも其自由思想派新聞紙上に謂て曰く、千  
八百八十九年六月二十一日、事情に依りては一戦争或は破裂せん、之に  
就きて確實なる證據は發見せられたりと。又千八百八十九年六月二  
十三日の伯林日々新聞もブーランジエの戦備を報道するに當り、同様  
に次ぎの意見を吐露しぬ。今日吾人は極めて戦争に接近せしを知る、  
ブーランジエは戦争を欲せり。氏は軍隊の王者なりきと。想ふに従  
來杞憂者と嘲笑したる是等の獨逸自由思想派新聞が希有の鐵面皮を  
以て論争したる事實も、今や陰蔽すること能はざるに至りしより、已む  
を得ず、遂に這般の自白をなすに至りしものか。此時に當りてブラン  
ジエ將軍は千八百八十九年國家審問の際、自ら獨逸の社會民權黨に對  
して關係を有せしことを揚言したるのみならず、又千八百八十七年一  
月獨逸侵襲策を準備したることを誇稱し、其後任者たるフロン將軍亦

之を全く調査委員會の前に明言せり。然れどもブーランジエはボネ  
ト新聞が刀刃の尖頭なる項に於て巧に説明せる如く、此際實に時勢の  
主人公たりしもの、佛國中何人と雖も渠の激烈なる戦争熱病を治療し、  
熟慮、慎重、回想の情を起さしむる能はざりしは、恠に慨歎するに堪へた  
り。

此時に當りて停止命令あり、一切の戦備をして突然中止せしめ、佛國  
に於ける時勢の寵兒をして永久沈淪の境遇に陥らしめたり、此の命令  
は獨逸即ち獨逸國民の舉動より起り來りしものとす。千八百八十七  
年二月二十一日國民は新帝國議會所謂提挈帝國議會を選出して七年  
間に亘る獨逸の軍費を認可せしめしが、此の選舉に由りて從來多數を  
占めたる政黨の敗北、數字上歴然たるに至れり。反對黨中、中央黨のみ  
は殆んど從來の勢力を以て議會に復歸せしが、此の政黨とても亦一の  
至大なる打撃を受けたり、此の打撃たる、解散勅令に依りて他の非政府  
黨が受けたる損害に比すれば、遙に大なるものありき。何となれば羅

帝國議會選  
舉(一八八  
七年二月)

馬法王は獨逸の法王黨に反對して尤も斷乎たる宣言をなしたればな  
り。

既に千八百八十七年二月三日帝國議會の七年繼續軍備案を排斥す  
るに先ち、カーチナル政務大臣ヤコビニは、普魯西が一法案を提出して  
其宗教政略に關する諸法律に最終の改正を加へんとの説を採り、之に  
就き、全く完全なる誓言をなせしを慮り、法王の旨を奉じ、ミッヘンに於  
ける法王使節モンシニョーレ・デ・ビエトロに秘密牒書を送り、宣言して  
曰く、神聖なる法父は、中央黨が政府の七年繼續軍備案を協賛せむこと  
を希望せらるゝと。更に進むで此希望の理由を説明して曰く、今や此法  
案を承認し、其の結果として切迫せる一戦争の危険を除去するの効を  
奏する事を得ば、國家に對し、人類に對し、又歐洲に對して、中央黨の功勞  
誠に尠少にあらざるべしと。ミッヘンの法王使節は、此文書を代議士  
フォン・ランゲンシュタイン男に委托して、全黨員に示さむことを請ひし  
が、同男は、法王の希望を獨り首領ウインドホルスト及び軍務委員たる中

中央黨議員に報告するを以て足れりとなし、ウインドホルストの意見に由  
りて爾餘の同黨議員には該文書を公示せざりき。曰く、無過法王は斯  
の如き純粹なる政治的問題に在りては中央黨に命令するを得ざるべ  
しと。二月九日に至り、世界は初めて此文書の存在を知れり。中央黨  
が二月十一日其黨議を開き、ウインドホルストの教唆に一致して七  
年繼續案の排斥を議決せしと雖も、是れ實に法王の意思に背叛するも  
のなりとは、此等の大多數者の毫も夢想せざりし所とす。パウエル・マユ  
ンケ(人文戦争史五八〇頁以下)は、此の事實を證明し、更に言を添へて曰  
く、

「神聖なる教父が伯林の要求せる干渉を承諾せられ之を實行せしこ  
とは、果して當然なるや否や、聊か疑なきこと能はず。然れども事既  
に起りたる以上は、神聖なる教父の意見は是非とも黨員全體に報告  
せられざる可らず、決して軍務委員會の人々にのみ制限せらるべき  
ものにあらずと。マユンケ又以爲らく、少くも中央黨の半数が七年



繼續案を可決せば、此案は議會の承認を得しなるべし。然るに中央黨は獨逸自由思想派と提携してスタウフェンベルグの三年案に賛成しぬ。蓋し其意たる、マユンケの言ひし如く政府が是に讓歩を爲すか、或は帝國議會解散の場合に自由正義の選舉人をして従來の議員を再選する様説破し得べしとの希望を有したればなり。

ウインドホルストの瞞着は獨逸國家の爲めに一大幸福なりき。何となれば此瞞着は憐むべき三人黨ウインドホルスト、リヒテル、グリレンベルグをして不時の滅亡を招がしめ、新提掣帝國議會に於ては國民的多數の優勢なることを保證したればなり。實に中央黨の首領は、七年繼續案に反對して該黨の決議をなすの際、法王の意に反して是を排斥せしのみならず、フォンランゲンシュタイン男の如きは尤も豪慢なる書狀をミュンヘン及羅馬に送り、曰く、中央黨はかゝる問題に於て宗教の首長然し名義上無過といふの命令に盲従し、無條件に服膺するが如きことをなさんよりは、寧ろ自ら解散するに如かずと。

是に於てヤコビニの第二牒書は、一月二十二日を以て送附せられ、二月四日維也納の「政治通信」に記載せられ、是に由りて世人は纔にフランケンシュタイン男爵に委托せられし言辭を知るを得たり(シムルテス、六六―六八頁)。此牒書は男爵に訓誡證明するに、凡そ事の宗教の利害に關係するや否やを定むるは、中央黨の首領にあらずして、唯法王の權内にあることを以てし、且つ當普國宗教法律案の利益を思ふて七年繼續案を協賛せんことを促かし、熱心に全中央黨が神聖なる教父の命令を承認して再び握潰となさざるべきことを要請せるものなり。之に加ふるに此訓令の急激なる公表は、中央黨首領の計畫せる幾多の握潰策を失敗に歸せしめんとしぬ。此訓令は恰も選舉騷動の絶頂に達せし際に顯はれしかば、其影響の甚しき、獨逸自由思想派の選舉區に於ては、形勢一變して國民派の利益を來し、殊に越山黨選舉區に於ては選舉者多數の心を動搖せしむるに至れり。

法王の非難に由り、ウインドホルストは劈頭第一に當惑せしが、事の非

なるを挽回せんと欲し、二月六日ケルンに開きし加特力教徒大會に於て厚顔驚くべきの辯を弄して曰く、法王の意思を買き得べき場合に於ては吾人は是を爲せり、然れども能はざることは誰人と雖も爲すこと能はざるなり。若し神聖なる教父にして此理由を一考せられれば、法王は其忠實なる法徒を憤懣することなかるべしと、シユルテス七八―七九頁。然れども此等の言語は、最近獨逸史に尤も貴重なる關係を有する中央黨の構むべき状態に對しては、毫も裨益する所あらざりき。千八百八十七年三月三日新議會の開會に當り、議院内の殆んど四分の一を占めし中央黨は、若し自ら抑損して法王に服従せざらんには、演説投票兩がら之を爲すを得ずと、處罰を受けしが、遂にかゝる窮境に立つに至りぬ。三月七日七年繼續案に對する新帝國議會の討議の始まるや、軍務大臣ブロンザルト、フンシエル、ドルフ及ベンニグゼンは、痛快なる演説を試み、委員會に由らずして直接の議決をなさむことを望みしが、同九日の投票に於て、案は二十三票に對する二百二十二票の大

## 軍事法案の決

其影響佛國に及ぶ

多數を以て可決せられ、中央黨は論戰に於て又他を動かすこと能はず、投票の際八十八議員の棄權に由りて僅に人目を惹きたるあるのみ。然れども此大決議の結果は直に佛國に顯はれたり。即ち佛國共和國の大統領グレイブは、斷然ブーランジエの主戰論に反對して自己の機關「平和」新聞紙上に、氏の平和的意見を發表するの雄筆に出でしが、殊に著しきはポール・デルレードが戦争の起らんことを防がん爲に、佛蘭西愛國團を脱することを明言せし事とす。『フイガロ』新聞は、四月二十二日ブーランジエの共謀者の談話に原つき其失敗の理由を説明して曰く、是より先き決斷の機は來りぬ。露國は吾に與みし、以太利は動搖し、選舉は共和政府に新勢力を與へたり。豈曾て斯の如き赫灼たる機會あらんや。今や則ち如何。政府は其膝を屈しぬ、萬事既に休す、又軍隊をして其進軍を爲さしむること能はずと。言を換へて之を言はんか、獨逸國民が奮起一番、二月二十一日を以て帝國の國敵佛國に對する軍事費を協賛するに及び、ブーランジエ及デルレードを始め佛國の高

言者は是を避け之に膝を屈して又遂に爲すなきなり。

前陳帝國議會の決議は即ち軍事費可決の件獨逸人民が敬聖なる皇帝九十の誕辰に捧げし最貴重なる獻納物と謂ふべし。白頭の皇帝は天下平和の祭日として此誕辰を賀するを得獨逸人は固より論なく地球に到る處の君公人民亦同様の意嚮を以て之を祝したり。當日八十五の君主及び其同族は來り臨んで親ら世界中尤勢力ある平和の君主を賀するの勞を執られしが其重なるは全獨逸の王公及び埃地利、英吉利、丁抹、瑞典、白耳義の皇太子、露西亞の二大公爵、以太利の皇弟、ルーニア國王、及王后なりとす。祝電は遠隔地方より蝟集し來り親愛尊敬の意を表する贈遺は殆んど枚擧すべからず。吾英明なる皇帝陛下が如何に深く感動せられしかは當日千八百八十七年三月二十三日述べ給ひし謝辭に由りて歴々徴するを得べし。

朕が此く九十歳の壽命を全ふする如き忘るべからざる紀念日に遇ふを得たるは實に不思議の天命なり……今や此九十年の歳日を

追想するときは朕が經歷成就せる所は殆んど理會し難き事多きを覺ゆ。朕が事業は常に優渥なる神祐を辱ふせり。今や爰に高年を迎へて朕の變化極りなき生涯を回顧し榮譽ある晩近の時代に於て獨逸不朽の統一誠實なる愛國心を形成したりし大變遷を見れば聊か自負満足の情なき能はざるなり。吾人の尊重せる祖國に於ては多年其渴望せし功業の報酬を失はず至幸至福なる平和の事業に於ては國民全般の安寧益増長せんことは朕の希望に堪へざる所とす。……朕に對する親愛尊敬の實證は其範圍種類頗る廣大爲めに此祝日をして一の國民祭たらしむるに至れり。各國民の階級が其地方に於て盛大無比の祝賀を表せるは朕の深く感激に堪へざる所、這般の愛國的舉動は朕の心を動かせしこと限りなく今一々之を言ふこと能はず。希くは此等忠實なる情緒をして貴重なる寶貨となり朕の晩年を赫灼燦爛たらしめよ。又朕の精神と觀念とは舊來の如く永久國民の幸福安寧を増進するに傾注せらるべし。

然れども勅語の結句たる沈々たる暮鐘の如く自ら悲愴の韻を帶ふ、  
吁是れ言の善きものにあらざるなきか。果せるかな此の祝辰は曠世  
の英主が國民と共に祝賀せられし最後の誕辰たりしこそ悲しけれ。  
皇帝が國民の幸福安寧を増進せむとせらるゝ希望は、獻身的義務の觀  
念に由りて終身聖慮を離れず。而して如何に高潔に皇帝が此語を果  
されしか蓋し旬日を待ちて知るを得べかりき。

佛國の警察官シュネーペーレは曩にブーランジエがエルザス、ロルド  
リンゲンの國境に集めたる探偵軍の首領なりしが、此年四月二十日獨  
逸領内に於て逮捕禁錮せられたり。彼は嘗て帝國裁判所に於てエル  
ザス人クライン及ゲノッセンの國事犯事件審判の際、被告の自首及證  
據文書中に於けるシュネーペーレの書簡に徴して、重大なる國事犯罪者  
と認められし者なりき。即ち彼は國境に於ける其職務上の地位を利  
用し、金錢を以て獨逸帝國の臣民を教唆し、賣國的所業に出しめんと試  
みしに由り、有期徒刑の罰を免る可らず。佛蘭西の諸新聞及び司法官

## シュネーペーレ事件

は此逮捕を以て佛國領土に於ける佛國の主權を侮辱したるの處置な  
りと論結し、竊然世界に訴へ交戦をも辭せざるの風を示せしが、獨逸は  
此論難の誤謬なるを證明したり。然れども比西馬克はシュネーペーレ  
が二國に關聯せる公務を果さむが爲めに、獨逸の官吏と商議せんとせ  
し場所に逮捕せられしもの元來かくの如き職務上の會合は互に保護  
すべきものたりとして、四月二十八日是れ比公より佛國公使に報知せ  
し理由なり、皇帝の慈悲を仰ぎ、シュネーペーレを放免せり。是を以て今  
や其地位既に動搖せんとせしブーランジエは、居常主張せる戦争の最後  
の口實を失ひたりき。此失意の冒險家は千八百八十九年八月六日宣  
言を爲して曰く、検事長よ、貴下はシュネーペーレ事件の際程戦争切迫し  
たることなきを知らざるべしと。又北獨逸普通新聞は千八百九十年  
二月十八日當時の佛國外務大臣が其掛冠の際語りし言辭を公にせり。  
曰く、氏の其位置を退くは素樸ぶ所にあらざるも、其の短期の在職中、千  
八百八十七年一月及四月の二回に於て獨佛の平和的關係の切斷を防

サヂ・カル  
ノー大統領  
となる

羅馬、露西  
亞との平和  
條約

ぎ得しことを思へば聊か怡然たる情なきにあらずと。既に千八百八十七年三月十七日ブローランジューは其職を辭せざる可らず、全閣員も亦將軍と去就を共にせざる可らざりき。ルヴィエ新内閣と共にカフアーレ及ダンドロール將軍の不名譽なる勳章賣却事件起りしか、之と共に大統領グレイの義子ウイソンが義父の褒賞權并に最高權を利用して、勳章賞牌の賜與を爲せし卑劣行爲の暴露するに至れり。此失態は延きてグレイの退職となり、千八百八十七年十二月一日サヂ・カルノー代りて大統領に選ばる。カルノーは首相チャールに命じ、其先任者の平和主義を襲用し、一に佛國內政の重大困難なる事業に其全力を盡すべきことを宣言せしめたり。

然れども獨逸は當時更に羅馬と平和の約を結び、既に二月二十二日維廉王は之を普國下院に報告せしめられたり。此くて此案は上院に於てミケール及僧正コツプに訂正せられ、下院に在りても多少の修正を経て採用せられしかば、皇帝及國王は四月二十九日批准を與へらる

ゝに至れり。此條約上加特力寺院のなせし最大讓歩は、宗派オーストリア及び宗派的團體の件とす。之に關する新法律の規定に曰く、凡そ加特力の宗派若くは宗派類似の團體にして、精神の修養を助け、耶穌的仁惠を奨め、高等女學校若くは同等の學舎に於ける女子教育を旨とするもの、若くは純ら默想的生活を營むものは普國內に於て再び設立せらるゝとを得べしと。然れども此等の宗派團體を獨立に設立せんとは、其現存せると否とを問はず、豫め教務大臣の許可を受くべきなり。

此時に當り露獨の關係は再び攪亂せられたり。總スラーヴ主義の露國新聞は非常なる激昂を以て日毎に獨逸を罵り、特に其の論鋒を比公に向け、公をして退官せしめずんば則ち戦争あるのみとせり。今其理由たるべきものを考ふるに、獨逸が漸次不確實となり來れる露國國債の相場を低落せしめ、且つ此の國債を拒絶せしことあるも、之を除きては又他に交誼を破りしことなし。而も露帝も亦今や頗る獨逸宰相に不信の念を懷かるゝの觀あり。現に九月の頃コーペンハーゲンよ

比西馬克と  
露皇(千八  
百八十七年  
十一月)

り獨帝に對してステッチンに返禮の訪問をなさむとせられしも、突然中止せられたり。是れ後來聞知したる所に據れば、千八百八十七年十一月廿五日(「ユエルン新聞」シユルテス、一八二頁)露帝は其發せらるゝに臨み、コンスタンチノーベルより、痛く比公を誹譏せし書簡を得られしに原くものとす。然れども十一月十八日午後露帝の伯林に幸せられしに當り、比公はシュワロフ伯の紹介に由りて露帝に面謁を請ひしかば、午後三時半露帝は侍從を從へて公と會見し、談話一時間餘に亘れり。初め老雄と露帝とは兩々冷淡深く憚る所ありしも、談話漸く熟するに及び、帝は肝膽を披きて公に告ぐるに其の公に對して挟みし意衷を以てせられたり。即ち帝は公文書及び書簡の全體に徴して、公がブルガリア問題に就き外見上露國の爲めに盡すが如くして、實は密に露國に反對し活潑の運動をなせしと推斷せざるを得ざることを明言せられぬ。之を聞くに及びては、流石歐洲無双の大政治家も沈着否な忍耐の態度を失ひたるものゝ如くなりき。公は露皇に向ひ、婉曲に世人が皇

帝を瞞着せし事を公言し、且つ諸證憑は悉く偽造に出でしものにして、人々之に依りて露皇の聰明を秩序的に掩蔽せんとせし事を斷言せしも、公の語調態度は頗る平生に異なるものありき。然れども是れ比西馬克が斯る未聞の惡業(「オルレアン風」も言ふべき)を憤慨せし事甚しく國君の面前なりし故、纔に其の情を制するを得たりしも、憤懣の念燃るが如くなりしことを證明するものにして、爲めに帝王の心を動かし之に感動を與へし事鮮少なざりき。露帝は此開陳を聽き終り儀容を改め謂て曰く、朕は今重ねて斷言すべし、朕は一般に平和の保持を希望すること、又獨逸を攻撃し或は獨逸に反對する同盟に同情を表するが如き考慮を有せざることを。是に於て比公は直に皇帝に乞ふに、曩に獨逸と締結したる同盟を忘却せられざらんことを以てし、尙公は獨逸と共に平和を享受せむとする者あらば其同盟者を攻撃するなからんことを直言し、獨逸同盟の由來を詳説せしかば、遂に露帝も該同盟條約の自家にとりて危險奇怪なるもの

にあらざるを明言せられしのみならず、後來獨逸に對して決して疑念を挾まず、條約上の責務を確守すべしと誓はれ、獨逸に對する攻撃或は他國の獨逸を攻撃するを援助することを企てざるべしとの前約を貫徹すべく、又奧太利、匈牙利との關係に於ても、奧國が露國に對して脅迫的企畫(露帝が問題外と認め得べき)をなさざる限り、獨逸と同様の關係を維持せんと欲すと公言せらるゝに至れり。(十一月廿八日の「ヘステル、ロイド」を初め十一月廿二、廿五日の「コェルン」新聞、十一月十九日の「北獨逸普通新聞」シユルテス、一八〇一—一八四頁)

此會見及び其結果は世間の驚愕を惹起せしと極て大なりしが、殊に恐慌を來せしは、非獨逸派の露國新聞にして、是等の新聞は即時に比西馬克の暴露せし諸偽造書類を目して、輿論を惑はさんが爲めに、公自ら若くは奧地利の捏造に出でしものと論じたりき、露帝會見に關する露國政府の一回文も十一月末よりシユルテス四四六頁、實に露國人民及新聞の感情を憚り、公文書の偽造并に比公の宣言獨逸間には同盟あり

奧國を攻撃す可らざることに就きては一言の辭をもなさず、唯曰く、露帝及び比公は、獨逸の間に毫も破裂の原因存在せざることを明言せられ、比公はブルカリア事件に於て嚴正中立を守ることを約せられしなるべし。想ふに此會見に依り一切の誤解は兩國新聞の敵愾的言論に基くことを發見せられしなるべく、從て兩者は互に戮力すべきを誓はれしならん。尙露國に於ては新聞に向ひて向後獨逸に對する激昂的言論を慎むべしとの命令を與へしが、其効力一時に留まり、露國の將校政治家は全力を盡して再び佛國の復讐政治家を公然激勵するに至れり。又奧國ガリチャ境上に屯在せる多數の露國軍隊も、十一月以降繼續して毫も減少せざりき。是に就き十二月五日の「コェルン新聞」は精細なる軍事上の報告を公にせり、之に憑ればガリチャに於ける奧國の全兵力は、僅かに歩兵四万二百人、騎兵六千三百人、大砲百十二門なるに、露國は此境上に於て歩兵十万八千二百人、騎兵六万四千八百人、大砲三百三十六門の攻撃力を有し、之に加ふるに六千乃至八千人の境上守

備兵を有したりき。

今や獨逸は此事實を視、一朝埃匈同盟國の脅迫せらるるに於ては、同盟の體面に關すべきことを確信せり。是を以て既に十二月九日大臣ボミッテヘルは義務年限の新組織によりて、第一の軍役に供せらるべき軍隊を無慮五十万の兵數となせる新國防法案(兵役義務變更に關する一法律の計畫、速記録三八號七二〇頁以下)を作り、之を帝國議會に提出せり。此提出案の論據は、歐洲諸強國の軍隊が普通兵役法の實行以來全く變動せしことを證明せり。然れども兵士の服務期限の長短は、各國軍隊の強弱に至大の影響を及ぼすもの。從來獨逸は十二年、露國は十五年、佛國は二十年を以て軍務に堪ゆべき年限となし居りしが、今此提議に依れば從來國民軍ラングスマンに屬したる兵士も、六年間は國家危急の際直に軍務に服するものと爲せるを以て、軍隊は、第一後備ラングワエール、第二後備ラングニール、豫備兵、及現役兵より成るの狀なり。兵役義務年限は延ひて三十九歳迄となりし軍隊は、戦時に在りては補充兵エリサツゼン及國民軍ラングスマンに補充せらる。而して國民兵の

新獨逸國防  
法案(一千八  
百八十七年  
十二月)

義務年限は、四十二歳迄なりしを改めて、滿四十五歳までに延長せられ  
たり。

既に十二月十六日帝國議會に於ける此提出案の第一讀會は神聖なる議院の提挈議會ヘンツェンが有する新精神を發揚せり。獨り愛國心なき社會民權黨のみ、ベーベルの口を藉りて此提出案に反對しぬ。是に於て軍務大臣ブロンザルトフォン・シエルンドルフは公言して曰く、軍政上の要求は一旦終局を告げしならむも、實際事物の發達は當時先見すること能はざるものあり、是れ氏が今春來既に期せし處なりきと。氏は同時に此提議辯護の題目として、彼の吾人は神明の加護を以て如何なる危険にも晏然對峙し得る程、強固ならむことを欲す、てふ救語の結論を引用せしが、此語勅と愛國の赤心に訴へたる號叫とは、各黨より溢る、計りの喝采を博し得たり。ルードルフフォン・ベンニグゼンは全院の活氣ある賛成の下に述べて曰く、

若し慘憺たる戦争が再び歐洲の地に演せらるゝ時に當るも、吾人豈



に敢て異志を挟まんや。此法案たる勢力ある策士及び職々たる群民特有の情慾並びに狂暴の煽動を防止せんことを旨とするも、兎に角此の要求の程度は他國政府の理性及び見解が許し得べき極度に達するなるべし。抑も獨逸が戦ふの已むを得ざるに至るときは、吾が軍隊の下に將校兵士が充分なる義務を盡さんことは吾人の確信して疑はざる所なり。而して吾人が爰に國民の代表者、國家の立法協力者として戦備の完成を慮るは、其任務たる、洵に重大、願くは之を士卒に知らしめよ、吾人をして此重大なる任務を辱むること勿らしめよ。殊に激烈なる政治上の舊怨を忘れて決然一致協力するの時來り、我軍備を更に擴張するの必要明白となるの機に會しては此事愈々必要なり、此事の外國に及ばず影響亦尠少ならざるべし。

此提出案は一委員會に於て非難せられせしも殆ど修正を受けせしめて可決せられたり。然れども千八百八十八年正月の第二讀會に於て、軍務大臣は、此提出案實施の費用たる、二億八千万を要すべく、且つ之を

帝國軍隊に  
對する帝國  
公債

辨するの途、國債募集に在るを報告せり。凡そ軍隊たる戦時に於ては肉となり血となるも、平和時代に於ては只紙上の空數たるに過ぎるが故に、渠等は平時に於ては費用少きを可なりとなす。同年一月三十一日帝國議會に提出せられたる軍備擴張の目的に對する帝國公債第一回支出の二億七千八百万馬克は、機を失せず軍需品を充分なる範圍内に準備せしめ、且つ必要品購求の支拂に充てられたり。是れ、刻下の情況に於て國防に着手すべき時機極めて切迫せるの觀あり、恐らく出師準備の命令後數日にして交戦あるに至るべく、又數週間にして軍隊必死の衝突起るべしと思惟せられしを以てなり。

這般の實情は當時の帝國議會をして其の討論決議に由りて充分協賛の義務を果さしむるの理由となりしが、之に加ふるに千八百八十八年二月三日の「ベスタル・ロイド」及び「獨逸帝國公報」に於いて突然公表せられし千八百七十九年十月七日の獨逸同盟條約は、深き感動を全世界に與へしと共に斯會議を動かせし事亦鮮少ならざりき。

千八百八十八年三月六日の比公の演説

二月六日より十日に至るの間、帝國議會に於て國防法案及び國債法案の討議あり。其第一日に於て比西馬克は政治上の全般に亘り重要な演説を試みむ爲め、既往に關せる事情を報告せり。此論は吾人の屢引用せし處、二二三、二一六、二一八頁以下を見よ。公は四十年以來の形勢を叙し去りし後、主として獨逸の關係、佛の塊以に對する關係を説明しぬ。帝國宰相は論じて曰はく、假令獨逸は統一を得、勢力を占め、且つ同盟を擁すと雖ども、歐洲の平和或は一隣國の平和を攪亂するの考を有せず。予は信ず、隣國亦た同じく獨逸に對して平和を保つならむを、就中露國を然とす。然れども此平和を保持し獨逸の平和同盟を強固にするの最良方法は、蓋し獨逸軍隊の擴張に如くものなしと。或は之を駁して然らば隣國も又同じく軍隊を擴張するに至らむと論ずるものありしが、比西馬克は一言の下に之を論破しぬ、曰く、是れ渠等の爲す能はざる所なりと。

隣國は既に我軍隊の兵數に匹敵せり。勇氣に至りても各文明國民を通じて何れも軒輊なきも、唯用兵の術に至りては、吾が大に長する所あり。吾人は他の模倣す可らざる非常なる大軍を指揮するに必要なる將校及び下士の原料を有す、曰く何ぞや、即ち獨逸特有の國民教育の普及にして是れ他國の遂に及ばざる所なりと。主として是に由り、平時特に戰時に於て威信を缺損することなく、將校兵士間に強固忠實の結合を作為することを得べし。獨逸の將校に決して戰鬪中兵士を放棄して退却することなく、兵士も亦た自己の將校を放棄して難を免るゝことなし、是れ實に吾人の經驗したる所なりと。比公は更に其論を進めて獨逸平和政畧の真正無二の理由を説明せり。曰く、加ふるに此法律を承認せば吾人の正に主張する兵力は、吾人をして必然平和に傾かざるを得ざらしむるに至るの利益あり。是れ實に不合理なるが如くして實は決して然らず。吾人が獨逸軍隊より組成せる強大の機關を以てせば、誰か又吾人を攻撃せむと謀るものあらんや。

『若し予にして曰はんか、吾人は佛露より脅迫せられ、遂に攻撃せらるべし、先んすれば人を制す、空しく手を束ねて攻撃を待たんより、如かず我より進んで彼を討つ、の利あらんには、乃ち帝國議會に十億或は五億の國債を要求せしと假定せよ、諸君よ、諸君は果して余を信じて之に協賛せらるべきや。余素より他を欲せずと雖ども、若し諸君にして斯る舉に出でたりとせよ、余は之に満足すること能はざるなり、何となれば若し吾國民の氣力を鍾めて爰に一戦を試みんとせば、其戦争たる全國民の犠牲を以てせざる可らざ、舉國一致に出でざる可らず、即ち國民戦争ならざるべからざるなり。吾人を無謀にも攻撃せる千八百七十年の戦争の如く、熱誠を以て行はれたる戦争ならざる可らざるなり。然る時はメーメル河よりボーン海に至るまで全獨到る處響應し、劍戟城内を填むるに至るべし。是時に當り何人か此の「チュートン人種の勇氣」(furor Teutonicus) (此應戰より愈々發達せし)に當るものあらむや』

終りに臨み比公は公言して曰はく、『是を以て余は新聞の脅迫文句に介意せざらむことを外國に勸告せむと欲す。蓋し何の爲す所なければなり。政府の脅迫吾之を知らず、然れども新聞紙上の脅迫の如きは毫も齒牙に懸るに足らず、徒に文字を臚列して獨逸の如き堂々たる大國を威嚇せんとするは實に抱腹絶倒の事と謂はんのみ……友愛と善行を以てせば吾人を動かすこと極めて易し、然りと雖も吾人は決して威嚇の爲めに動くものにあらず。吾獨逸の畏敬する所は獨り上帝あるのみ、世界に於て亦毫も畏怖する所なし。吾人が平和を愛し、又之を利用するは即ち是れ神を畏るゝ所以なり。然るにも係らず尙平和を破るものは必ずや釋然として悟る處あらむ、曰く、千八百十三年の當時微弱にして輕視せられし普國の全國民を喚起したる彼の好戰的愛國心は、實に現今に至りて全獨逸國民全般の寶物となり、苟も獨逸國民を攻撃する者に對しては、獨逸國民は皆戈を執て立ち、各兵士は、神は吾人と共に存在すとの確信を抱きて奮戦せんと』

此演説か名狀すべからざる感動を與へたることは、此後直に現はれたる未曾有の事實に由りて推知するを得べし。フォンランケンシュタイン男は中央黨の名に於て一提議を起して曰く、公債法案は國防法案の結果に過ぎざれば、唯豫算委員會の討議を経ずして之を排棄すべしと。而して男は改めて其政黨を代表し、本案を「總體」(En bloc)可決せんと。の勸議を出せり、中央黨は實に是を以て當時の大勢を認識注意する旨を發表せんと欲せしなり。保守黨ヘルドルフ、國民自由黨のベンニグゼン、獨立保守黨のペール氏、獨逸自由思想派のリッケルト氏すらも、皆同意見を演説せり。是に於て國防法案の第二讀會始まり、フォンランケンシュタイン男爵は其の「總體」賛成の勸議をなせり。ベンニグゼン氏が簡單なる討論終結の勸議をなしたるの後、比公は起立し、述べて曰く、余は信す諸政府はかくも斷乎たる迅速なる賛成に對して感謝の意を表すべく、又是に由りて帝國議會の信用を認識するのみならず、此提出案が平和擔保に取りて如何に必要の援護なるかを承認すべしと。

是に於て該法案は爾餘の手續を経ずして全會一致の下に可決せられ、其結果の宣言せらるゝや、歡喜喝采の聲全院を撼かせり。

比公は既に議會より退出せしに、道途及び議院の前に群集せる數千の人衆より熱心なる歡呼を以て祝せられたり。偶々公は其馬車を認め得ざりしを以て徒歩して議院を出で、ウィルヘルム街なる自邸に歸られしが、幾千の群衆は公が家門に達せし迄、歡呼又歡呼、萬歲喝采の祝聲を以て公を送りぬ。

維廉皇帝は二月十一日を以て此新國防法案に、同月二十日を以て軍事公債法案に裁可を與へられたり。是等の時日に於ける帝國議會協力の献身的行爲、及び咄嗟の全一致帝國を脅嚇せんとする危険を防禦せむか爲め、帝國必要の費用を支出することに就きは、將に登遐せられむとする英雄に最後の大安心及び大喜悅を來さしめしものと謂ふべし。

## 第十一章 皇帝維廉一世治世の最終年。

皇太子の不例。維廉皇帝の登遐。

瑞氣洋洋たる帝國も、今や憂愁悲哀の裡に維廉皇帝の最終年を送らむとするに至れり。

皇帝の最終年に於ける獨逸帝國は、其寛大なる統御の下に皇帝が衷心より欣悦し賜ひし好結果を奏し、前章に記載せし千八百八十七年二月二十一日の帝國議會選舉以來、愛國的奮起並びに提挈帝國議會の討論決議等を見るに至れり。而してブランデー併に砂糖の課税に關する法案も、千八百八十七年に提出せられ、同年通過となりしより、帝國の収入は著しく増加し、往年比公の争ふて功なかりし租税改革も、今や其一部を貫徹したり。加ふるに該法律は經濟社會政策及び道德上に効力を有しぬ。

ブランデー課税の改正は、千八百八十六年政府よりブランデー專賣法として提出せられしと雖も、殆んど全會一致を以て帝國議會(政府黨

皇帝治世の  
最終年

ブランデー  
税の改正

もに否決せられたり、三十七票の棄権、三票の賛成、百八十一票の反對。既に聯邦會議に於ても、之が賛成者は更に甚しき少數にして、南獨逸聯邦の如きは其特權に由り毫も之に關係せざりき。此のブランデー專賣の支出収入は、主として政治、經濟上の點より大に論議すべきが如きものありしを以て、政府黨といへども亦該法案に賛成を表し難きを知り、蓋し此計畫は醸造者及び七万の販賣者を向後政府に従屬せしむるに至るべければなり。政府は此杞憂を排撃せんが爲めに、瑞西の如き自由國に於てもブランデー專賣法の行はるゝの事實を論證したり。然れども瑞西の共和憲法たる、同國人民に與ふるに等しく政權に關與し、押領纂奪を防止するの權利を以てせしものにして、此權利に依り、且は其任期を僅少ならしむるが爲め、醸造者及び販賣者が如何なる場合に在りても、政府の隸屬として人民及び政治の獨立を侵害するが如き危険に陥ることを防衛し得べし。獨逸に於ては其事情決して同じからざりしなり。此他更にブランデー專賣に對する一大困難あり、

即ち延きて箇人及び一家の關係に及ぶべき煩苛なる監督及び探偵組織是なり。然れども最も注意を要すべきは、經濟上の一點に存するが如し。製造者、蒸溜者、卸小賣商人の如き、ブランデーの製造販賣に従事せる者從來凡そ三十万人ありしも、今や本法行はるるに至らば、此の專賣組織たる唯十萬餘人を要するに過ぎざるに由り、廿万を下らざる人員は、其職業を失ひ、他に自活の道を求めざる可らず。千八百八十六年五月十六日帝國議會に提出せられたる第二の課稅法案も、亦同様の運命を有し、六月廿六日帝國議會に於て全院一致を以て否決せられたり。此法案は多少關稅を變更して釀母容積を一割輕減し、小商人及び旅店より、消費稅として純粹百プロセントのアルコホル一リテル(ニリテルの卸値段は當時平均五十片なり)に就き、初年には四十片、二年目に八十片、三年以後には一馬克二〇片の割合を以て課稅せんとするに在り。政府黨殊に國民自由黨は此法案に依りて大小釀造家間の不平均を去り、小釀造家に益する所多きに由り、釀母容積稅及び消費稅の合併並び

に釀母容積稅の輕減に賛成したりも、政府案に従へば三年目に於ける總收入は凡そ二億千萬馬克に達すべければ、此消費稅率を以て過重と認めたり。當時政府財政の都合は、一リテル五十乃至六十片の割合を以て十分なりし故、世人は之を以て課稅の最極程度と思惟したりき。然れども前條に記載せるが如く、千八百八十七年の帝國議會に提出せられし、ブランデー新稅は幸に通過するを得、第二讀會に於ては七八票に對する二百十二票、第三讀會に於ては六月十七日、八十票に對する二百三十三票の賛成あり。兩保守黨、國民自由黨二人を除き、四十七人の中央黨員其首領即ちウインドホルスト等亦此中に在り、及び波蘭黨は是に賛成しぬ。此法案は六月廿四日皇帝の裁可を経、同年十月一日より實施せられしが、バイエルン、ウエールテンベルグ及び巴丁を除き、此課稅の收入は從來のブランデー組合のみよりも、年々一億一千四百五十五萬馬克を得るに至れり。尙此法律は南獨逸の三聯邦が其議院の同意を経て同法律の效力範圍内に編入せられしを以て、千八百八十七年

十月一日以來、全獨逸帝國は、ブランデー税區域を統一するを得、高大なる國家的價值を生じぬ。今唯此廣範圍なる法律の要點のみを報すべし。

此法律に據れば、アルコールが免税となり自由賣買に附せらるるに及ばず、ブランデーは直に消費税を負はざる可らず。此租税は純粹アルコール總年額最近統計に據る、ブランデー課税地方内の人口は一人に附四リートル半の割に就き、一リートル毎に五十片、此定額以上に達するものは、一リートルに對して七十片の割なり。而して不純粹アルコールの總年額、及び低税率の總額は、三年間の統計に由りて確定せらるべし。又千八百六十八年六月八日の法律に従ひ、釀母桶及各釀母器の容積百リートル毎には、一馬克三一の釀母税あり。此課税は農業上の蒸溜所、或は糖蜜、蕪菁、及蕪菁液の準備處よりも、亦徴せらるべし。此他尙使用せる原料の種類如何(葡萄の殻、有核果、釀造屑、根、葡萄其他の菓實酒、葡萄麴液、堅核果實)により、ブランデー原料

ブランデー  
は又健康  
の目的  
に協ふ

税として百リートルに付き、三十五片乃至八十五片を課せらるべきものとす。然れども此課税は獨り財政上の目的のみならず、ブランデーの騰貴に由りて自ら道德、健康の目的に協へり。萬國統計學會に於けるプロト博士の説明に據れば、飲用に消費せられたるアルコールの量は、人間全體の消費せるアルコールの九割五分の多に至り、殘餘の五分のみ僅に醋製造、治療、及學問上の目的、化粧、燃料、燈火、及割烹に用ゐらるるものとす。而して獨逸に於てはアルコール中毒、換言すれば過量にアルコールを飲用したる結果として恐るべき健康の損害あり。此法律發布に先づ三年間、獨逸に於けるアルコールの全消費額は一千八百八十五年乃至八十五年間に多少減少したるに係はらず、其害愈増加せるを見るべし。當時獨逸に於ける一人の純粹アルコール消費の割合は、四リートル、即ち四十五プロセント、ブランデーの九リートル、二に當りて全歐洲中第六に位す。瑞西、露西亞、白耳義及び和蘭は少しく此の數

を超過し、丁抹は一人に就き殆ど其二倍、即ち純粹アルコール八リール、九、四、五、五、五、五のブランドの十九リール、八なり、然れども強健なる愛蘭人民を有する北亞米利加すらも、一人に對するアルコール及ブランドの消費は僅に獨逸の半に近く、二リール六のアルコール即ち五リール、八のブランドなりとす。一千八百八十七年六月二十四日ブランド課税法の發布に至る迄、獨逸に於て年々飲用せるブランドに要する費額は、殆ど獨逸社會政策壹個年の費用と等しく、且つ此等の飲用及び爲めに濫費せられたる非常の金額は、労働者自身に益なくして其妻子に害ありき。然るに今や此法律はブランドを高價ならしめ其販賣を制限したるが故に、一種の「禁酒税」の如く國民の道德健康に大なる功績を有するに至れり。

## 砂糖税

砂糖税も亦一千八百八十七年提掣議會カールの第一議會に効果を得、時宜に從ひて變形し、今や政府に對して年々四千六百万乃至五千二百万馬克の純益を與ふに至れり。又蕪菁砂糖製造法の進歩に應せる原料税

〔蕪菁税〕は消費税と合併せられ、ブランド税と同じく砂糖税則の改正成りぬ。駭々として發達せる重要なる獨逸の砂糖製造業は、爲めに高價の砂糖輸入税に保護せられ、外國輸入品の競争を避くるを得たり。然れども制定の輸出補助金初めは内地にて課税せられしも、實際輸出を主とする獨逸砂糖に對するを加減して彼の商業條約に違反し、國庫自身を損害する輸出奨励金を支拂はず、同時に世界市場に於ける獨逸砂糖の競争を妨碍することなからしめしは、蓋し本法の力なり。獨逸の氣候たる、元來甘蔗栽培に適はず、又佛蘭西は其植民地の砂糖輸入を無税とし、砂糖輸出に對しては、獨逸に比すれば復に巨額の輸出奨励金を與へしにも係らず、當時獨逸の砂糖は佛國砂糖と共に世界市場に第一位を占めたり。是に於てか一千八百八十七年の提掣帝國議會は此困難なる問題の解釋を完了し、原料税及び輸出補助金に對する政府提出案の割合を輕減して、一方には消費税を増加し、以て内國砂糖製造業に對する特別課税の途を開けり。



爾來獨逸の諸立法之より記載すべきは皆此標準に據れり。一千八百九十年十一月二十四日の法律案は、原料税廢止と共に、消費税の一層の増加を企てしが、一千八百九十五年八月一日までは二百斤に對して僅かに一馬克の補助金を許與せむとしたり。是に由りて佛、英、北米、西諸國の競争者は、獨逸砂糖の世界市場に於ける競争を絶滅せしむるを得なければ非常に満足を表するなるべし、幸にも帝國議會の多數は未だ所謂「新方針」を採るの愚を學ばず、一千八百九十一年聯邦會議の同意を得て輸出補助金の期限を五年間延期し、最初の三年間は一馬克二五、次の二年間は一馬克を與ふべきことを議決せり。然れども佛國が高額なる輸出獎勵金を等しく廢止せざる場合にありては、獨逸も此輸出補助金を千八百九十六年八月一日以後に延期するの權利を放棄せしにはあらず。是れ獨逸の砂糖製造業は數百萬の生靈の依りて生を維く所關する所極めて大なればなり。燕菁、砂糖製造の殘物は良好なる家畜の食物に供せらる、且つ燕菁を耕作する農業家は、大概同時に其燕

憲法變更の議

菁、砂糖製造業の分擔者と謂ふを得べし。然れども殊に純然たる農業上、即ち大市の社會を離れし地方にありて従事する燕菁砂糖製造業に於ける賃銀は、頗る高價なれば、其地に従事せる労働者は大市に於ける社會民權的賤民に變移するの傾向を有することなし。砂糖製造の裨益する所知るべきなり。故に維廉皇帝は一千八百八十七年砂糖税法の第一決議に對し、欣然として之を嘉納せられたり。時に、提挈帝國議會は自ら進んで憲法變更に關する提議を起せしに、皇帝、帝國宰相及び聯邦會議の同意する所となれり。是れ其變更たる激烈なる選舉競争を稀少ならしめ、代表者をして、將來大に經驗及び智識を得せしむべければなり。即ち從來の三年期に代ふるに五年の選舉期(立法期)を以てせしものとす。此動議は一千八百八十七年十二月三日提挈諸派より提出せられしが、翌年二月九日帝國議會第三讀會に於て大多數を以て可決せられ、二月二十三日聯邦會議の協賛する所となれり。然れども當時中央黨、獨逸自由思想派、及び社會民權黨は此動

議に對して提挈連は國民の權利を輕蔑せむと欲すてふ鯨波を揚げ、宛然たる國民の一揆的動搖を惹起せしめたり。尤も獨逸自由思想派員ルドウ、ツヒバムベルグ氏は、嘗て此法案と同様なる論文を草して五年の選舉期を希望せし事あり、殊にベンニグセン氏が二月七日此動議の第二讀會に於て英吉利、以太利、西班牙、匈牙利諸國の例を擧げ、其選舉期限は少くも皆五年にして、自由なる英國は、憲法上七年の期限を實行することを述べし如きは、其當を得たりと謂ふべし。此辯士は又、地球上最自由なる邦國北米合衆國を引證し、北米合衆國の選舉期は僅に四年なるも、上院に絶對禁止權ありて、下院に對し王權に近似せる鈞衡たることを論じたり。氏は議員の長く國會に參與することを以て相互の間及び政府との間に、帝國議會の經驗威嚴及び勢力を有するに至るべき一大利益ありと論及して其演説を終れり。此計畫は豫期よりも迅速に實行せられ、普國亦た立法期を五年に延期せる帝國の例に倣ひ、直に之を一千八百八十八年の初月より實施しぬ。今や一千八百八十八

年秋期より五年法によりて新選せられたる普國々會は、普國の一大法律改革、殊に所得稅及び市町村稅改革を實行せしが三年立法期の議會にては到底斯る規一の事業を爲す能はざりしならん。然れども一千八百九十年二月初めて五年法に由りて選出せられたる非提挈帝國議會は立法期の延長に由りて自ら其勢力強固となりしを悦べり。是を以て曩に一千八百八十八年に於て彼が如く「民權」の讓與に極力抗辯したる人士、又は多數黨人士中、今や一人として五年の選舉期を排斥し、凡て三年毎に選舉すべき「權利」を、人民に返與せむと欲せしものあらざりき。

維廉皇帝は其崩御に先つ週間に於て、又帝國議會が社會黨法律の實施期限を二年間延期したるが爲め、一千八百九十年九月三十日迄泰平持續の途を得たることを實驗し給へり。此提議の理由として政府は一千八百八十六年以來社會民權黨の行爲、殊にザンクト・ガルレに於ける該黨の大會議、一千八百八十七年十月四日より六日迄の舉動、該黨が

社會黨法の延期

一千八百八十三年コーペンハーゲンの集會以後初めて開きたる大會議を引證したり。此に代議士リトプクテヒト及ペーベルすら彼等の所謂臨機政略を攻撃せられしに由り、此等革命的觀念に富めるの諸氏は已むを得ず自己の顛覆的決心を明示せり。

ペーベル氏曰く、今日の憲法國會の手段を以て社會主義の最終目的を達し得べしと確信するは、同主義を知らざるの人か、然らざれば則ち詐欺者なりと。リトプクテヒト氏も亦曰く、一革命をなさんとせば、先人民をして、公共の大利害の爲め全く過去の關係を絶たしむるに在り。是れ即ち人民の頭腦を明晰ならしむるの効あり、民心一度明ならば餘は又細説するを須るすと。最後に第三の獨逸報告員は、ザンクトガルレに於て謂て曰く、獨逸は一度共和國とならば、初めて一の社會的たるを得む、然らば斯國は財産上の勢力に據り世人の豫期とは、全然異なる整頓を來たすなるべしと。

大臣ブトカールメルが一千八百八十八年一月二十七日乃至三十日の

帝國議會第一讀會に於てザンクトガルレ大會議に關する「公報」に依りて此演説を朗讀するや、ジンゲル議員自身と雖も此報告の眞實なるを承認せざることを能はざりしも、尙該黨を辯護せむと試み、僅かに謂て曰く、吾人がザンクトガルレの黨會ハルカイターに於て執りたる所は吾が常に主張する所に他ならずと。ブトカールメル之に對へて曰く、誠に然らむ、貴下は常に革命派なり、左ればザンクトガルレの黨會に於ても亦同様なりしこと疑ふべからずと。誠に「公報」に據りて黨會の顛末を概括せんか、獨逸社會民權主義の未來は議會的方法に依らずして、富者の財産を沒收し、腕力を以て社會的共和國を設立すべしと曰ふに在り。

此法律は二月十七日の第三讀會に於て議會を通過し、三月一日聯邦會議の協賛を得たり。

辱なくも民の父母を以て任せらるゝ皇帝は、帝國議會に於ける是等一切の討議及び決議を覽給ひ叙感斜ならざりしが、偶々此時に當りて其鐘愛せらるゝ皇太子の爲に日々其軫念を惱せられぬ。是れ他なし。

皇太子の不  
例(初期)

獨逸皇太子は致命の病魔に襲はれ給ひしを以てなり。是より先き皇太子は一千八百八十六年八月四日ハイデルベルグ大學五百年祭に臨まれ、莊重なる演説を試みられしが、其凜然たる風采、流暢なる語調は、自ら來會者をして歡喜に堪へざらしむるものありき。翌年一月一日即ち父帝が八十年前軍隊に入られし祝日に於ても、太子は該軍隊の將校を師ひ、皇帝に對して軍隊の祝賀を捧呈せられぬ。然れども太子は一月以來咽喉を患ひ、音聲涸嗄殆んど發音し得ざるに至り、爲に三月二十一日、即ち父帝九十回の誕辰に於ては、何等公然たる演説を試みらるゝを得ざりき。公報に由れば、皇帝フリドリッヒ三世の疾病は風邪に起因し、加答兒より起りたる嘔聲なりと報導せらる。然れども初月に在りては咳嗽及び他の加答兒的現象なく、唯音聲頗る涸嗄せられしのみ、加答兒に有効なる種々の外科療法及び吸入法も全く其功を奏せず。太子は軍醫總監ウエグネル博士の治療を受けられしが、同氏の請願及び同氏の立會に由り、教授ゲルハルト博士は、三月六日咽喉鏡を用ゐて診

察せり。氏は咽喉の隆起物を以て左側聲帶端に凝集せる水腫によるものなりとなし、鉤針及び輪狀刀ウレタツタを以て腫物を潰破せんとせしが、其著しき平滑硬固の爲めに遂に効を奏せず。是に於て白金線を熾熱し、之に依りて漸次腫物を除去するを得しかば、太子の音聲は大に清朗なるに至れり。四月七日迄に腫物は全く潰れたりしも、既に同月の初に於て其位置及状態の容易ならず又水腫と認めし物體の急速に増長せしに由り、ゲルハルト教授は其腫物の性質に就き判断に苦しむたりき。太子のエム温泉轉養は、此疑問の果して理由あるや否やを決し得べし。蓋し腫物の性質佳良ならんには之を除去して疾病平癒すべく、若し惡質ならむには患者の完全なる靜養、殊に最利益ある外圍の事情の下に在りても再發すべく、以て其新發生腫物の性質の不良なるを示すべければなり。是れエムの旅行を待ちて知るべきものとす。

四月十三日皇太子はエムに旅行し、五月十五日早朝ポツダムに還御せられたり。此日音聲は従前よりも乾噪を加へ、腫物亦膨大せしが、就

中病毒の所在なる左聲帯は右聲帯に比し、運動緩慢になりたるは、明に發生物の水臄にあらざして、癌腫なるを證明するものにして、ゲルハルト氏の最も懸念せし所に吻合し來りぬ。氏は既に其の結果をウエグネル博士に報告し、氏及軍醫監シュラーデル博士の同意を経て、一外科醫即ちベルグマン教授の參與を要求し、同時に皇太子に對し徐に注意して曰く、是れ外科術の判断を仰かざる可らざる腫物なりと。ウエグナル博士は咽喉専門醫を招致せられたしと請求せしが、皇太子妃等の裁斷により暫くベルグマン氏の意見を待たれたり。同氏は五月十六日太子を診察し了り、述るに腫物の頗る悪性にして、執拗なる再發の虞あるに由り、喉頭を切開して腫物を勦絶すべしとの意見を以てしぬ。五月十八日醫官大會議を開き、勅命に依り、侍醫フンラウエル博士、樞密顧問官トポルト教授、ベルグマン、ゲルハルト諸教授、シュラーデル博士、及ウエグナル博士是に與れり。トポルト教授は鏡を以て精密に喉頭を觀察し、會合の國手に對し、是れ咽喉癌腫として、施術すべく、他の診斷は排除せら

るべきものなることを明言せり。此くて國手一致し、出來得る丈け迅速に喉頭切開を行ひ、以て腫物を除去するに決し、尙病毒の位置たる到底口より除去し難きに由り、喉頭の切開を行ふこととしぬ。

ゲルハルト氏曰く、喉頭切開は現時の療法に於ては殆んど危険なきものなれば、善性なる腫物にさへ小兒老人に對しても、施術し得べし。明瞭に病毒の根源を杜絶し、又確實に病毒の幼芽を殘留せしめざらんには、獨り此法あるのみ。内科醫の診察と決斷とは既に早く病症の性質を闡明したり、而して外科療法を施すは今や最も好機に際せり。氣力剛健、身體強壯なる殿下の爲めに直徑半センチメートルの小腫物を根絶するは、蓋し目下を最とす。左聲帯に生じたる腫物の場所は頗る施術に便にして、之を統計に徴するも此場合の施術の最も良好にして、經過佳良なるべきことは、斷じて疑ふ可からざる所とす。何となれば、予は斷言す、病症の如斯く速に發見せられしこと未ぞ嘗てあらざればなり。殿下の體格は著しく強健に渡らせ給へば、

如何なる治療を施すも毫も憂ふるに足らず」と。ベルグマン教授は是に附言して曰く、癌腫てふ診断にして過誤なからしめば、吾人の計畫せる施術は、彼の氣管切開に比すれば遙かに安全なり、然れども今にして施術せずんば、氣管切開は到底免るべからず、故に吾人は今に於て避くべからざる手術を殿下に勧誘し奉るのみ」と。此施術の安全永久の結果を證明せんが爲め、ベルグマン氏は殿下よりも一層難症の癌腫患者に對して、完全に奏効せし實例を引證せり。固より、太子は此施術に由りて聲音を治する能はず、却て益涸腹粗澁に苦まるべし、然れども聲音と身體とは何れが重き。此故に皇太子同妃殿下は此施術を許されしかば、五月二十一日の朝之を行ふに決し、萬端の準備を整へぬ。

是の時に當りて獨逸皇嗣の運命は、不祥なる一人物の掌中に陥り、皇太子の貴重なる生命を救助すべき唯一の方法は、之に由りて突然水泡に屬したり。五月十六日初めてベルグマン教授、ゲルハルト、ウエグチル

皇太子の不幸の例、  
一千八百八十七年  
五月十八日  
至る

博士の一般に喉頭癌腫と診断を下せし時に當り、ウエグチル博士は英國出の皇太子妃の要求に依り、英國の咽喉醫モーレル・マッケンジーの立會を提議せしが、ベルグマン并にゲルハルトはペテルスブルグのラウヒフス、維也納のシュレッテル、ステルクの如き名聲籍甚の國手を指名せり。然れども氏等は病原の發見及其經過のかくも明白なるが故に、ラリンゴスコープ(喉頭鏡を以て照し)にて診察したる者は、皆同様の判断をなすの他なからんと確信せしを以て、異議なくマッケンジー氏の立會を承諾しぬ。五月二十日マッケンジー氏の伯林に達するや、同夕直に二十一日の朝には喉頭切開の施術あるべし、早くより集會し居たる獨逸醫官會議の席に到り、從來の觀察及意見に關する精細の報告を得たり。氏は病者を診察し、明言して曰く、余は是を以て癌腫と認むると能はず、腫物の一片を取り、顯微鏡的審査に依り、其果して癌腫的性質あるを證明せざる以上は、斷然外科的施術に反對すと。諸員は皆施術の猶豫を承諾せしかば、翌二十一日正午マッケンジー氏は病者の咽喉より組織の一

小片を割取し、直にフィルヒョウ教授をして顕微鏡試験をなさしめしが、氏は此小片中には唯善良なる徴候あるのみにして、癌腫の痕跡を發見せざりき。然れども是れマッケンジーの切截後、ゲルハルト教授が直に評せし如く、此粘膜の細小片たる、左聲帯の上面の腫物に近き部分より得たるものにして、腫物自身より得たる者にあらずなり。フィルヒョウが彼癌腫を發見し能はざりしは、蓋し之に外ならず。ベルグマン教授は其の報告中にゲルハルト教授の説を補ひて曰く、癌腫の如き有機的腫物より其代表たるべき小片を得んとは、是れ偶然にして實に万一の僥倖のみと。全歐に名聲を揚げたる、然かも有名無實なる英國醫の所謂熟練の技術も、當時決して這般偶然の僥倖を有せざりしなり。氏は拙劣なる技術を施したるの後、外科的療法を施すとなく、口中より全腫物を排出せしめんと約束せしのみにて、再び明確なる顕微鏡的研究に由りて、該病毒の一片を自ら發見すること能はざりき。然らば氏は其の熟練の技術は、故意にフィルヒョウ氏に健康の小片を與へむとせしもの

か、或は是に反して癌腫は存在せずとの豫期せる判断に達せむが爲めなりしか。ゲルハルト教授は、フィルヒョウの審査せる小片の患部より出るにあらざることを發見し、英醫に對して辭氣を和けて曰く、其検査せる片塊は、蓋し全く腫物自身より出たるものにあらじと。是に於てマッケンジーは却て一層反對の實例を得むと欲したりき。

ゲルハルト氏は報じて曰く、五月二十三日の夕、氏(マッケンジー)は又切開に従事し、懷中より銳利のピンセットを出たし、豫め淨拭を施さず直に之を用に供したり。而して星鏡スプレックミロウの手段により喉頭鏡に投せし光線は、其方向を誤り、殿下の口中に來らずして頬上に落ち、ピンセットは空しく引出されぬ。是れ予の親しく目撃せし所。然れどもマッケンジーは、當日又施術するを欲せざりきと。ゲルハルト氏の此語ある決して偶然にあらず。當時氏は(ベルグマン氏の報告)「獨逸咽喉醫中第一の信用すべき人に據れば、患者の診断は際しマッケンジー氏が左聲帯にあらずして、健康なる右聲帯を銳利なるピンセットを以て把握

壓搾切開せしことを發見したりしなり。マッケンジー之を聞き憤然として曰く「或は然らむ (It can be) 」。由つて直に辭去せむと欲せしが、悲哉皇太子の御家族は、喉頭切開の問題に就き氏の決断を仰がむとを欲せられしを以て、氏は引續きボツダムに滞留せり。ゲルハルト氏は其報告に於て曰く、是れ咽喉醫が患者に對し誤りて健康なる聲帶より其一片を割取したる最も明白の實例なるべしと。從來太子は、嘔聲となりしも、三時間以上聲音を失はれしとなかりしに、如今七月八日に至る迄全く沈黙に陥り給ひぬ。而してマッケンジーの所爲なる聲帶の毀損の漸次自然の癒合をなし、皇太子が再び嘔聲を發せらるゝに至るや、英國は之を英國醫術の勝利なりと祝したりき。

然れども此不幸なる實驗後數日にしてマッケンジー氏は再び特有の大膽を示し、獨逸の醫士が癌腫と診断して動かざりしと同しく、氏も亦頑として徹頭徹尾喉頭分開を欲せず。五月二十四日及二十五日氏は明言して曰く、余は銳利なるピンセット若くは熾熱せる鉤針を以て、皇太

子の喉頭に於ける腫物を完全に除去し、太子の高朗なる音聲を回復せむと欲すと。獨逸の醫家は頗る理由ある意見を以て其の爲し得へからざる事を辨せしが、マッケンジーは悪性質と認め得べき小片を取出すか、若くは此腫物が膨大する迄差當り此處法を行はむとせしに由り、獨逸の醫師は此計畫に對して深く異議を唱へざりしも、數日或は數週の後に至らば、氏の療法を放棄して唯一の救助方法、即ち喉頭切開を施さる可らざることを確信せり。

獨逸の國手中、軍醫總監ウエグナル博士が最も有名なる外國醫の技倆非凡なるものあるをも顧みず、英國醫術家の招待を主張したるは、頗る注意すべき事なりとす。氏は五月二十三日ゲルハルト博士が健康なる右聲帶の損傷を發見せしに當り、其の要求に依りて直に診察を行ひたり。マッケンジーすら此の損傷の存し得べきことを首肯せしに係らず、ウエグナル博士は遂に之を發見し能はざりき。爰に五月十八日氏は五人の獨逸國手と總會議の際癌腫なりとの説に同意せしが、今やマッケ



ンジ―氏の勸告に従ひ、日々無用なる散薬を太子に進めるのみ。ゲルハルト教授嘆じて曰く「吾人は癌腫の脹大を認む、然るに彼徒は是に對して無責任なる散薬を濫用す」と。氏尙謂つて曰く、

「然れどもマッケンジ―の約束は、到る處確然信用せられたり。長時間に亘りて單に一部局の病患たるに止まり、元氣と健康とを損害せざるは、實に喉頭痛腫の希有なるもの。全世界は此高貴なる患者の外貌元氣及健康を見、其異状なきを喜ぶのみ。左れば、其患部は輕少なり、危険なからずと云ふ者は、常に世人事の真相を了會せざるの賞讃を博す。六月一日余は精密に診察し奉りしが、腫物は彌々膨大し、漸々内部に膿潰して深く發聲軟骨の後部に接するに至り、既に後壁に凸凹と膿潰とを生じ、左聲帯は右聲帯よりも以前の如く動くこと能はざるを見る」と。

此鑑察は獨逸の諸教授をして、英國國手に對し、最も痛切なる不信任の念を抱かしめ、皆狀を具して皇帝に上奏するに至れり。此英國の醫

士は、其不信任の増加するを恐れ、粗暴にも醫士沈黙の義務を侵犯し、自己の意見を新聞に載録せしめ、以て反對的虚偽の世評を造爲せり。而して氏が伯林に來りし以來、極めて便利なる報告者の一群は、氏の前室に集合し、氏の一身名譽と分離すべからざるものとなりしが、不幸なる犠牲(太子崩御の際には、其數凡そ十四人に上りぬ。病勢の増進と共にマッケンジ―の犠牲が益危殆に瀕せらるゝに従ひ、是等の報告者は噴々として患者の恢復及英國國手の名聲を喧傳せり。

マッケンジ―は漸く其の性質の真相を暴露し來れり。氏は五月二十一日に於けるフィルヒョウ氏の顯微鏡審査を無二の證據とし、英國の専門及政治上の新紙に掲載して其の正當なる觀察を誇り、且は之を以て「獨逸咽喉外科術に對する英國の勝利なり」と祝したり。氏は尙之を以て満足せず、五月二十一日及二十三日の伯林通信を「千八百八十七年五月二十四日及二十五日の「デーリー・テレグラフ」に掲げ、自己を賞揚して、彼の無用危険の施術を退けし皇太子の救命者なり」と記

さしめ、同紙に於て、無法にも從來獨逸に於ては、皇太子にすらも秘し置きたる秘密、即ち癌腫なることを暴露し、同月二十六日には皇太子の音聲大に本復せりと報道し、同月二十九日獨逸醫の痛心を以て其國民特質の弱點として寛恕すべきものなりと云ひたりしが、五月廿八日の英國醫事雜誌イギリス、メジカル、レビュー上に於ては、自己の署名を以て公然太子の病症を報道するに至りぬ。然るに一方に於てマッケンジーは自己の徒黨を役して甚しき虚言を獨逸國內に宣言せしめて曰く、ベルグマン及ゲルハルト教授は其診断を公表せり、又正當なる診察なりとの虚名を博せむ爲め、其弟子輩をして之を吹聴誇言せしめたりと。獨逸の醫士ゲルハルト及トボルト氏は、喉頭切斷の必要を明言し、患者の口より患部の小片を取出すことを拒絶し、且は患部の位置の不便にして手術を行ひ難きより、之をマッケンジー氏に一任せしかば、氏は一千八百八十八年五月十七日のバルマルガゼ、ト紙上に於て兩氏を嘲笑して曰く、獨逸に咽喉専門の二教授あり、公言して曰く吾人は龍動に

皇太子の不  
例(千八百  
八十七年五  
月廿五日よ  
り六月九日  
に至る)

於ける咽喉専門病院の一醫學會員と雖も、即時に實行し得べく、又一年も學びたる學生と雖も直に行ひ得べきが如き容易の手術をも施す能はずと。

マッケンジーは五月下旬英國に歸り、六月初旬再びボツダムに來りぬ。氏が前述の如き所行に由り其名聲を増加せし後は、獨逸國手の嫉妬的不信を受くること必定なるべく、殊に氏が患部より新試験物、其療法如何を決定するに足るを取出すに及ば、非難の聲必ずや一層の高さを加へん。氏の剛愎と雖も蓋し之に堪ふ可らざるなり。故を以て氏は其施術の際、就中ゲルハルト教授の如き、危険なる傍觀者を遠ざけむと欲したり。想ふに此事たる、マッケンジーの如き皇太子妃より無限の信用を得、皇子の薨去に至るまで敢て之を失はざりし人に取りては、蓋し難事に非ざりしならむ。氏は六月八日ボツダムに於て、腫物の二小片を摘出するを得しかば、這般の好運を以て其一大熟練の功となせり。フイルヒョウ教授は此小片の顯微鏡發見に就きて詳細の意見を與へ、其中

には唯乳頭狀隆起と結合せるエピテラル隆起の發見せられしのみにて、兩小片の善性なりしとを承認せしが、氏は曩に其の意見をマッケンジー氏に奪はれたるを慮り、頗る注意を加へて曰く、此の如き判断は病氣全體に關して果して正當なる解釋を與ふるや否や、此審査せる兩片によりては未だ確言すると能はざるなり」と。然れども此際ゲルハルト教授は、此の兩小片を以て全く「腫物」より得たるものにあらずと斷言（五月二十一日の如く）するの機會を有せざりき。蓋し氏の殿下を拜診せしは、六月一日を以て最後となしたばれなり。マッケンジーはフィルヒョウの意見を即時に公表せしめ、自家に隨從せる新聞紙をして記せしめて曰く、今や氏の先見の謬らざりしとを明白に指示するの證憑あり、皇太子の「疾病」は唯「厚皮」なる癩なると明ならずやと。全獨逸は二三の反對の外此欺騙の證言を歓迎せしが、此くて未一週間を経ざるにマッケンジー氏はバルマルガゼットの社員をして六月十五日の紙上に「皇太子の主治醫（マッケンジー）特有の宣言をなさしめり、曰く氏は發生物の性質如何に

皇太子の不  
豫（六月上  
旬より九月  
三日に至  
る）

就きて毫も責任を有せしことなく、將來亦此の責任を帯びざるべし。其責任あるは即ちフィルヒョウ氏なり。然れども氏は亦「頸部」に於ては「腫」の膿の兆候の毫も存在せざることを確信せり」と。恰も此際驚くべき事變あり、獨逸の醫士をして引續きマッケンジーの所業を監督するを得ざらしめぬ。六月一日國手評議の際、皇帝の侍醫フオンラウエル博士は突然諸醫に對して意外の報告をなしぬ、曰く太子はマッケンジー氏と共に英國に行啓せらるべく、獨逸國手が治療監督の規約を整へたらんには、帝皇も之を許さんと欲せられ、ゲルハルト氏に太子隨行を命じ、氏も其準備の成れるを告げり。是に於て會合せる獨逸の諸醫は、此の無斷に計畫決定せられたる英國行に對し、斷然反對の意を表し、殊にベルグマン氏の如きは、此旅行の唯一の理由たる其地の氣候及ウイクト島の空氣は、此の如き疾病に對して毫も効力あるものにあらざることを論辯しぬ。同教授は六月十日マッケンジー氏と獨逸醫との總評議（フィルヒョウの意見に就きて）の際にも亦同様の意見を述べて曰

く、喉頭腫物は其性質の如何を問はず、此地に於て治療せらるべきこと、豈に英國に於けると異らんやと。然れどもマッケンジーは簡單なる拒絶を以てベルグマンの言に答へしのみ。又ゲルハルト教授の公報に曰はく、ウイクト島の空氣如何に善良なりと云ふも、特に殿下に勸め其の蘇格蘭旅行を憇憑し奉るべき程治療に必要なものにあらず、トブラハ、バヅェノ、及サン、レモの空氣と雖も、病疾を快治或は防止すると難しとなく。然れども吾人又何をか曰はん。英國旅行は今や決定せる事實なり。如何にして此決定が成立するに至りしかは、諸醫の少しも闕知せざる所、唯マッケンジー氏之を知りしのみと。諸氏は此旅行を妨ぐる能はざりしを以て、六月一日フォンラウエル博士、フォンベルグマン、シユラーデル、トバルト、ゲルハルト、及ウエグナル諸國手は、相一致して、(一)摘出したる腫片をフィルヒョウ氏に送附すべきと、(二)腫物の膨大せる場合には喉頭切開を行ふべきと、(三)英國に於ける治療は獨逸の咽喉醫の監督の下に行はるべきことを決定せり。六月十日マッケンジーは、凡て是等の皇帝より

英國旅行條件として命せられし約束を承諾せしも、氏は一も之を實行せざりき。就中ゲルハルト教授の隨行は、皇帝の希望せられたる所なるも、英國の庸醫に取りては非常の重荷にして、且つ氏は嚴肅に其監督權を適用すべき人なりければ、遂にマッケンジーは之を排除するを得、教授の隨行は六月六日皇太子より否認せられ、ウエグナル博士のみ英國に隨行することとなりぬ。ベルグマン教授曰く、ゲルハルト氏の隨行は何によりて其間際に否認せられしか、吾人は其理由を知るに苦む。然れども吾人は斷然是を知らむことを熱望して已ます、且つ侍醫フォンラウエル氏に請ひて徹衷の存する所を陛下に伏奏せり。道般嚴直なる獨逸國手の言は、少なくとも軍醫ランドグラーフ博士を英國に伴はしむるもの幸福を生したり。然れどもゲルハルト教授は、其出發前ランドグラーフ氏に對して、疾病の性質に關する氏の意見を述ふる能はず、又かゝる訓令を受けしとあらざりき。加るに又軍醫總監ウエグナル博士の指令に由り、ランドグラーフ博士は、既に伯林にあるの時より決して

本國に報告を爲さざるべしとの義務を有し、且つウエグネル氏はウイクト島上ノルウッドに於てランドグラーフ氏に向ひ、皇太子自らは完くマッケンジーの意見に心服し、吾人が其治療に關涉せんことを希望せられざる旨を語りしかば、ランドグラーフ氏は此忠告に従ひ、皇太子を診斷するの機會を捕ふる極めて稀に、又マッケンジーの治療に對する其監督權を殆んど利用すること能はざりき。然れども英國に於て腫物の益々膨大し、爲めにランドグラーフ博士が六月廿四日喉頭切開を迫りし如き事實の世に知らるゝを得たるは、皇帝の直命に由りて侍醫ラウエル博士に送附したる報告に原けるものとす。八月七日に至り、ランドグラーフ氏は、伯林國手の迅速なる立會を要求せしが、是れ施術を猶豫すべきにあらず、又今や恐らく單に腫物の除去を要するのみならず、咽喉の半面切斷を行はざる可らざるに至りたればなり。此動議に對する報酬として、ランドグラーフ博士は、蘇國旅行の際には常に皇太子に接近するを許されず、現に皇太子のブレマール滞在中の如きも、即ち八月九

皇太子の不  
豫(一)千七  
百八十七年  
九月三日よ  
り一千八百  
八十八年二  
月九日に至

日)マッケンジー氏はホーフエル博士(氏の股肱となりて山師的廣告に盡力せし人)及びランドグラーフ博士の眞意如何を探知せんが爲め、八月九日英國の或る信用すべき畏き邊りの勢力を利用するを得たり。ランドグラーフ氏は八月二十三日皇太子に最後の診察を請ひたりしが、其腫物の再ひ膨大せるを發見せり。氏は是より全く解任せられ、九月三日歸國の途に就きぬ。ランドグラーフ氏が其病勢の確然たる急速危険の進行を見たるの時、日中マッケンジー氏は獨英兩國の新聞に其虚妄なる治療の報告を掲載せしかば、英國女皇は氏に男爵を授け、其女婚たる皇太子に對する驚嘆すべき療法の功に酬はれぬ。

「マッケンジーの手許より來れる最信用すべき報告」を掲載する諸新聞紙は、偏に皇太子の病状の日を逐ふて快復に赴けることを報道し、所謂「厭世的思想を抱ける獨逸の國手に對して痛撃なる非難を加へたり。マッケンジー氏自ら屢其の報告の源泉なりと呼びたる「英國醫事新報」の如き亦實に其一なりき。一千八百八十七年六月該新報の記

事に曰く、皇太子は完全なる治療に由りて非常に満足すへき経過を得られ、殿下の聲音は殆ど全く乾澁を脱したり。聲帯の運動に至りても現時完全なる状態を有し、唯左聲帯のみ發生物の存在する場所に於て僅少の凹凸を有するのみ。此基底即ち斷片は完全なる静止の状態を有し、喉衝或は再發の憂を表示せずと。九月二日、帝國公報も英醫(マッケンジ)が自ら起草せる治療の報告を掲載しぬ。ランドグラーフ博士は既に英國出發前其虛妄なるを辯駁せしが、其答としてランドグラーフ氏は、其論旨は決して信用し得べきものにあらずとの辭に接せしのみ。唯ウヰグナル博士は其獨逸翻譯文に附言して曰く、聲音は尙乾澁せりと、想ふに此附言なかりせば人々全快せられしと確信するの他なかりしならむ。殊にランドグラーフ博士の觀察せし腫物の生長は、大膽極まる言語を以て否定せられぬ、曰く、從來存在せし腫物は七日以來更に脹大せずと。

伯林は其敬慕せる皇太子の遂に病癒へ還啓さるゝを翹望し、到る處

祝祭的歡迎の準備をなせしが、此に第一の失望は起りぬ。皇太子は空しく伯林を通過し去られ、老帝倚門の情をして一に水泡に屬せしめぬ。若し英國の麻醫にして、皇帝皇太子、獨逸國民を欺き、其高大なる希望、痛切なる恐懼を弄し、無耻奸譎の虚偽をなせしこと一朝伯林に發表せられたらむには、又遅緩ながら獨逸皇太子に必然なる謀殺を來さむが爲め殆んど百万金を帝國より支拂はしめる事明白なるに至らむには、此英醫は其負ふべき所罰を逃るゝ能はざりしなるべし。然るにマッケンジー黨の新聞は、皇太子は氣力健康兩から恙なく、フランクフルトに還啓せられたりとの吉報をなせしが、偶々根據ある風評あり、皇太子の音聲猶乾澁し、トープラハにては窒息せらるゝに至れりと。此の風聞と同時に突然ベチヂヒ、バグノ、サンレモへ轉養せられし爲め、衆庶再び不安の念なきにあらざりしも、前記の新聞は又這般の憂慮を消散せしむるに力めぬ。最機敏なる新聞は揚言して曰く、諸所に轉地療養せられ、高山の空氣中に滞在せらるゝは、是偶々獨逸の國手が感へるの甚し

かりしことを證明するものなりと。然れども病氣の性質、病勢の絶えず増長するの事實は、焉ぞ此無類なる虚偽を粉碎せざるを得んや。十一月の初め、静謐なる世界は、突然攪破せられ、マッケンジーは急に英國よりサンレモに招致せられ、初めて病氣の悪性なるを宣言し、且つ他の國手の立會を請求するに至りしかば、皇帝は直に皇孫ウルフヘルム親王をサンレモに派遣せられぬ。親王は侍醫の要請に由り、フランクフルトより衛生局員モリッツ・シュミット博士をサンレモに伴はれ、在野名醫クラウゼ博士は、伯林より有名の咽喉専門家シレット博士は電報を以て維也納より、共に招致せられたり。是等諸醫(マッケンジー、シユラーデル、クラウゼ、シュミット、ホーフェル)一般の診察及會議に由り、十一月九日より十一日迄サンレモに於て次の宣言を確定し、記名の上之に調印せり、曰く會合者は、殿下が咽喉痛腫に罹らせ玉ふものと完く確信するものなりと。皇太子妃は非常なる英斷を以て唯一の救助法即ち咽喉切開を拒絶せられしに由り、太子は從容として國手

の死刑宣告を迎へ、全喉頭切斷を拒絶せられぬ。今や猶此貴人の壽命を延長すべき醫法なきにあらず、殊に一千八百八十八年二月九日ブラマン博士が避け難き窒息の危険を救はんが爲め、功妙に施術せし氣管切開法の如きは、蓋し其最たるものとす。然れども是れ唯延期法のみ、救助法に至りては既に施すべからざるなり。一千八百八十七年十一月十一日サンレモに於ける不幸なる議決の後、同月十三日皇帝陛下の命に由り、ベルグマン、ゲルハルト、及トポルト諸教授、侍醫ウエグチル、及ロイト、ホルド、シュミット博士、ランドグラーフ博士等は、王宮に會議を催ふし、病狀の経過に就きて成文的決議をなし、五月若くは六月中に施術せざりし所以を闡明せんとせり。諸氏は其會議の次第を逐一宮中記録に記入し、結論して曰く、立會の諸醫師は六月に於て新腫物膨大の際速に施術すべしと一致主張せしを以て、手後れの責は其負ふべきものならず。此の責に任すべき者は、曩に腫物の生長を看過し、ランドグラーフ博士の斷々乎たる反對を却け、且つ博士が新評議を開かんと

切望を聴かざりし所に人に外ならざるなりと。

斯る判決を受けたる者は、一敗地に塗れて又起つ能はざるの感あるべきなり。獨りモイレル・マッケンジーは則ち然らず。諸國手のサンレンモを出發するや否や、此庸醫は忽ち同臭の新聞を藉り、其詐術を始めて曰く、氏は、益癌腫の存在を疑ふ、腫物は今潰裂中なり、而して之より全く癒合をなさんどすと。皇子の薨去に至るまで渠は遂に此論を渝えず、各悪性の變症は一に獨逸醫の拙劣なるに歸因するものと漫罵し、或はブラーマン博士の咽喉切断に對し、或はベルグマン教授の金管法カヌーレに對して常に嘲笑を加へたりしが、マッケンジーの犠牲は遂に斃れ、又死體の解剖に由りて癌腫の診斷全く疑ふべからざるに至りて、此惡漢は同僚ホーフェルと共に、書面上皇帝フリードリッヒ癌腫に罹りて崩御せられしとに同意を表するの已むを得ざるに至りぬ。マッケンジーは勿々逃るが如く英國に歸りしが、猶從來麻痺得たる醫術上の名聲を保持せむとを希ひ、アムステルダムに於て、アムステルダムロイヤル日日新聞の社員に謂て曰

く、予は其他の人々の如く皇太子の癌腫病たることを承認せしと雖も、公然之を明言すること能はざりき、何となれば明言するときは此に攝政職を置くに至りたるべければなりと。波蘭にも亦マッケンジーの從屬者あり。是より先き五日ワルシャワ報知新聞は、マッケンジーの言を述べて曰く、氏は皇太子及皇太子妃の信用せらるゝ人物にして、素より尋常の醫師にあらず。豫め皇太子の疾病を知りしも尙之を不治の症と明言せず、以て皇太子をして皇位に上ることを得せしめんと計りしなり。フリードリッヒ皇帝は自己及び皇后の利害上、并に高尚なる道徳及び實際上の思考より、暫時なりとも帝位に昇らんことを欲し給へり。實に帝の踐位せらるゝを得しは、マッケンジーに謝すべき所とすと。比公の機關「北獨逸普通新聞」は、一千八百八十八年六月二十六日此發表の報告の下に附言して曰く、一八八八年シムルテヌー〇〇一〇二頁

「彼の文章は悉く根本的虚妄に出づ。能く帝者の義務を了解せらるゝフリードリッヒ皇帝の如きは、一旦不治の癌腫に陥りたるを悟らる



も、豈に帝位の繼承を疑はれんや。是れ帝の卓絶正大なる思想に徹し實に明白の事とす。然るに猶其病症を陰蔽せむとするは、是れフリードリッヒ三世が親しく政事を覽る能はざる際に在りても強いて踐位せしめ奉らむと欲したる人士の所業と曰ふべく、其動念原因に至りては吾人の到底制取し能はざる所のものありきと。驚くべし、此種の欺騙は一千八百八十七年十一月十一日後と雖も猶行はれたるを見る、其結論に曰く、平凡の英醫か過激なる政治的妄想を抱きて樞密顧問官の職を弄はんとし、又着々として獨逸國民の運命に干渉せむと欲せしは、今や疑ふべからざる所なりと。吾人は是等震駭すべき悲劇の記事を中絶せざらんが爲め、進んで列舉せざるべからざる結果を述べざるなり。皇帝維廉一世はサン・レモ發の益々頼みなき悲惨なる報知に由り、太く心身を惱ませられしが、之に加ふるに一千八百八十七年六月三日北海東海間の運河起工式に際し重症の風邪を感せられ、由來質樸なるスバルタ風の鍛鍊により、最も健

## 皇帝の不豫

## 皇帝の崩御

全に渡らせ玉ひし玉體も其健康漸く全からず。されば十一月十八日皇帝は露帝の伯林來臨を迎へんが爲め、病を力めて起床の儀を行はれしも、實は(千八百八十七年)六月以來既に不豫なりき。折も折も、一千八百八十八年二月二十二日新に不慮なる一悲報あり。曰く、帝の寵孫巴丁のルドウ・ヒール・ヘルム親王は、同國フライブルグに在りて勉學中なりしが、不幸肺炎に罹られ二十三歳の青春を一期として果なくも遠逝せられたり。此凶報の老帝を窘め奉りしこと幾何なりしぞ。三月三日皇帝は猶馬車を驅りて外出せられしが、次日に及び激烈なる腎臓病に襲はれ給ひ、殊に大切に見受られぬ。同月七日に至り、獨逸國民は初めて皇帝の危篤に渡らせ給ふを知れり。當日侍醫の報告には、食欲減少し氣力は衰弱せらることを示せしと雖も、皇帝は此日(サン・レモ)より還り來れるウイール・ヘルム親王を迎へ、皇太子の病狀に就きて細密なる談話を試み、又政治軍事上の事情に論及せられたり。然れども其翌夜に至りては氣力益衰へられ、事態甚だ容易ならざるものあり。

數万の群集は愁然として早朝より宮城前の「菩提樹下」及び「演技場邊」に群集せり。其夜巴丁太公及び太公夫人は電報を以て伯林に召還せられ、翌朝(八日)皇帝は喜で之を迎へられ、故巴丁のルドウ、ツヒ親王の物語を悲み、皇太子及び帝自身の「垂死」に關する感慨情緒を述べられしが、正午に及びて更に帝國宰相を召させられたり。此くて宰相と政治上の談話を試み、其平生の功績を感謝せられしが、爾後漸次發熱、氣力聲音兩ら全く減退し、午後五時に至りては益々衰弱を感せられぬ。是に於て帝は皇族を病床に集め給ひ、帝國宰相、軍務及内務大臣、モルトケ、親近の侍臣等皆帝の病床に伺候し奉りぬ。皇帝は皇后の手を取られしが、此時巴丁のウイールヘルム親王同妃及び侍醫、皇帝を扶助せるは、帝の身邊を圍繞し參らせぬ。宮内宣教師長ケーゲル氏は歎慮に従ひ玉體に咫尺し慰撫信心の語を述べければ、皇帝はケーゲルの唱へし所を以て、殊に貴重なる眞理あるものと肯せられ、衰弱の裡にも猶明瞭なる言語を反覆せられぬ。既にして衰弱愈々加はり事將に迫らんとす。然れ

ども皇帝は再び元氣を回復せられて、諸皇族を識別し、モルトケを尋ねられしが、ウイールヘルム親王を最も病床に近づけ、明白なる音聲を以て、軍隊及普國々民、吾が同盟隣國との戦争、皇帝が近年殊に心を勞せられし軍政等に就きて物語あり。巴丁大公、父帝を諫め精神を過勞せざらむことを請はるゝや、皇帝宣はく、余は又疲勞すべきの時を有せずと。嗚呼此の語や能く帝の獻身的生涯を描出するもの、悲い哉帝の唇頭を洩れたる最後の成句となりぬ。夜漸く闌くるに従ひ、氣力彌銷盡せられしかば、翌九日午前三時皇族は再び病床に伺候せしが、皇帝は當時猶最も接近せるものに握手せらるゝを得たり。此くて帝は苦痛を感せられず、僅かに一局部の知覺を保たれぬ。午前四時ケーゲルは請へり、「我は神を信ず、我精神は神を信ず、我は神の語に望を囑す、帝は善き哉」と宣ひ、暫時にして其眼を開き長く皇后を凝視せられしが、終に瞑目して又起ち給はず。斯の如くにして皇帝は其最終の訣別を皇后に示され、ケーゲルの祈禱、及び伺候者の涕淚の裡(午前九時半)寂然眠るが如くに

國民の愁傷

登遐せられたり。宮城の帝旗が半竿に降るや、數萬の人衆は一齊に脱帽して吊意を表し、涙を揮ふて寒威凌峭たる春曉に立てり。首府の鐘聲は一齊に帝國創造者の登遐を吊し、獨逸帝國到る處の鐘樓は、北海よりアルプス山に亘りて悲報を反響せしめたり。吾獨逸の國民は皆悲哀の感に打たれて舉國唯蕭然たるのみ、噫哀哉。

十二時後帝國議會の開會あり。皇帝の最後の訓令は、比公に與ふるに、帝國議會の議事決了次第之を閉會せしむるの權力を以てせられたり。是に於て帝國宰相の帝國議會に臨み愀然として發言を求むるや、全院肅然として起立し眞摯なる沈黙に陥れり。比公は眼中に涙を浮べ震動せる聲音を以て、先づ大皇帝崩御及フリードリッヒ三世の登極を公報しぬ。(フリードリッヒ三世は翌日サン・レモを出發し、一定時内に伯林に到着せらるべき筈なり)。帝國議會は或は皇帝フリードリッヒの到着迄其會合を保たむとを希望せしならん。是を以て比公は皇帝最後

比西馬克の  
吊辭

の署名を有する「歴史的法令」をして成令たらしめんが爲めに利用し、尙惘然其語を繼ぎて曰く、

「諸君、余の官職上の地位より爰に余の君主なる獨逸帝國最始皇帝の崩御に就き、嗚咽失聲、箇人的感情を訴ふるは、余の敢てせざる所。而して亦是其必要を有せず、何となれば余を動かす感情は又各獨逸人の心裡に存在すればなり。皇帝の在世中實驗せられし困難なる運命に就き、二箇の事實は皇帝を満足慰撫し奉れり。第一、皇帝の唯一なる皇子にして皇嗣たる、今上陛下の「不豫は獨り獨逸に於けるのみならず全世界に於て大なる同情心を喚起したるに在り。余は今日新約克ニューヨークより電報に接しぬ。此電報たる實に獨逸皇室が如何なる信用を全世界の國民より得たるかを證明するもの。余は是を以て皇帝長時の統治が獨逸國民に賜與したる遺物なりと明言することを得べし。皇室の得給ひし信用は降りて國民の信用にあらすや。坎珂落莫の中に在りて皇室の第二の慰籍と曰ふべきは、皇帝が其の

天職の成就、即ち獨逸國體を再興確定せられし事、並に此の任務の成就に伴へる發達を顧み、皇帝は頗る満足を懐かれ以て其の晩年をして光彩あらしめしことなりとす。而して前週に於て帝國に於ける各王室、聯邦政府、獨逸各種族、帝國議會に於ける各黨派が皆稀有なる一致を以て吾人を脅迫すべき危険に對し、獨逸將來の安全の爲めに必要なる事件を承認したるは、皇帝の殊に満足せられたる所なり。此等の認識は皇帝に喜悅を與へしこと幾何なりしぞ。余が先帝に有したる職務上最後の關係是れ昨日のことなりにより、皇帝は予に告げ給ふに人民の代表者に由りて表章せられたる獨逸國民の衷情が太く宸襟を安んじ奉りしことを以てせられたり。諸君よ、斯の如きは即ち皇帝の遺旨に對する不肖自身の觀察なり、願くは此の證據を齎し、各位の本國に歸られよ。諸君よ、赫々たる勇武、高尚なる國民的名譽心、就中祖國に對する眞實なる義務の實行及愛國心等、是等は實に平生先帝の軫念を離れざりし所。今や吾人を棄て給ひし皇帝

## 全世界の哀悼

が吾人に賜與し玉ひたる吾國民不朽の遺物にこそ。曩に國家の事業を補佐協戮したる吾人は、今や忠節、勤勉を以て眞實に此の貴重なる遺物を保護せむと欲し、一に之を上帝に祈願するのみ。比西馬克は此多感なる演說の間、衷心の深愛悲哀に堪へず、唏噓悵然、屢數秒の休止を爲さざるを得ざりき。殊に結論に於て然りとす。公は演說を了るや、手を以て其面を蔽ひ力なく身を其椅子に投じたり。全院聲を呑み悶として音なく、滿目唯蕭然たるのみ。次きて議長ウーデル・ピースドルフ氏か悲哀の言を述べたる後、帝國議會は其會議を休止せり。

「如何なる人の口を以てするも全獨逸を充したる悲痛を表明すること能はず」とは、帝國議會の議長が述べたる所なりき。而して氏の言ひし所は、又實に凡て德義ある地球上の住民及び國民の感情なりとす。歴史ありてより以來、全世界人民の悲哀を惹起したること、未だ曾て吾維廉皇帝崩御の際の如きはあらざり。諸友邦（共和國なる瑞西と雖も）の

國民代表者は崩御の報に接するや其討議を中止しぬ。實に此悲哀なる事件は、全歐洲をして暫時政治問題の討議を廢せしむるに至り、神聖なる靜謐四方に起れり。埃國の新聞が之を「神平和」と命名せしは洵に至言と曰ふべきなり。想ふに是れ實に世界平和其基礎と支撐とは先帝が輓近十年間に確立し給ひし所の靜穩神秘なる反響と云ふべきもの。是實に如何なる世界の征服者も、將た建國者も、其生時況んや其逝去の際に於てをや、強取獲得し能はざるの名譽たり、萬人の衷心より流出せる承認たりき。而して此際に於ける無數なる吊詞と悼痛とは能く全世界の同情を表明す。殊に吾人の盟邦、埃、太、利、匈、牙、利、及び以太利に於ては、其感動尤も深大にして、王族官吏、諸市、新聞、庶民の別なく、自ら獨逸帝國々民の滔々たる舉國の哀悼に同したり。

然れども此悲痛は何れの時か消えん。見よ皇帝維廉の遺骸がシャロットテンブルグの塋域に於ける皇考の傍に埋葬せられたるの日を以て、獨逸帝國の大時期は其の帝の在位及統治間に於ける光明を失ひ、皇

帝と共に長へに冥府に埋没せられしにあらずや。

比西馬 獨逸帝國史 下卷 本尾  
克時代

第三篇

維廉一世崩御より比公掛冠に至る

(千八百九十年三月二十日)

第一章 皇帝フリードリッヒ三世の治世(千

八百八十八年三月九日より同年

六月十五日に至る)

維廉一世既に崩し、フリードリッヒ三世新に即位せらるゝや、世威は比公の貶黜せらるゝ好機なりとするものありき、然れども是唯妄想たりしのみ。何を以てしか謂ふ、曰く、請ふ新帝即位劈頭の舉止を見よ。帝は千八百八十八年三月九日、帝國宰相並に内閣に向て、電音を發し、謝意を表して曰く、朕は、卿等か朕の親愛せし父皇に對し、忠節を盡せしを嘉す、朕は、尙卿等か國家の重事に任じ、幸に、輔弼の責を全ふせんを望むと。

第一章 フリードリッヒ三世の治世

皇帝フリードリッヒ三世の治世

同電報に由り、帝は其翌十日を以て、サンレモを出發すべきを告げ、同日、又大喪に關し、寛仁曠量の詔勅を國務大臣に垂れられたり。其意に曰ふ從來慣行せる國葬は以て吾大喪の定制となすに足らず、況んや萬衆皆此の如き英主の葬儀に際し、哀悼の情甚しく、又歌舞遊宴の制限時日を考へ、謹慎の意を表するならんに於てをや。

三月十日味爽、皇帝は皇后及び三皇女を伴ひ、サンレモを發駕せられたり。ゲヌアに於けるサンビエルダレナの停車場にては、以太利國王及び首相クリスピー、殊に羅馬より來て、告別の辭を述べぬ。以太利獨逸間、儀衛過ぎる處の各停車場、獨逸新皇帝は、其病を養ひたる客土即ち友邦人民、並びに自國々民の讚美感奮せる親厚の情緒に接せられ、叙感殊に斜ならずりき。但し時大喪に丁り、舉國深憂に沈めるに因りて、新帝を拜するも、歡呼萬歳を唱ふるなかりし。翌十一日午後七時、半儀衛ライプツヒ停車場に至る、拜觀の群衆、蟬の如く集れり。比公は其子國務秘書官ヘルベルト、ビスマルク伯及び普魯西全内閣員を率て、茲に奉

皇帝の還幸

第一回の勅語

比西馬克への宸翰

迎したり。比公先づ玉車に詣り謁せり、皇帝親く來り進み、互に抱擁接吻せられしかば、彼此の情衆庶をして感憤措く能はざらしめぬ。比公は遂に玉車に陪乘し、シヤルコンブルヒに至れり。後段に於て述べん如く、教授ゲフケン氏の抄録せし三月十二日の帝國官報に公にせられたる、朕の國民に告ぐなる皇帝の勅語よりも、尙重要にして留意すべきものは、前者と同時に世間に知れ渡りたる皇帝が比公に賜ひし宸翰にぞある。而して後者亦多少教授ゲフケン氏に起因する所あり。此勅旨には、先づ勳功赫赫たる獨歩の老臣比公に對する皇帝の感謝を述べしに止らず、其他更に皇帝が國家、並びに世界に關する懷抱若くは、其治世中に於て施行せん事を期せし政策の一斑に至るまで、亦網羅して餘すなく、此に由て、短日月なる皇帝の治世前後、政黨殊に獨逸自由思想派の傳説が、彼皇帝に就て標識せんと務る特象よりも、尙實體的にして且つ重要なる史的特象あるを認知し得べし。今左に勅旨の要領を記載せむ。

「朕の親愛なる卿よ。朕今帝位を踐むに當り、天國に安眠し給へる朕が父皇の股肱として終始忠勤を挺てし勳功無比の卿に依頼するの情恂に切なり。父皇の政治方針に應じ、卿は、一々之が形像を案し、能く其規模をして、着々成效の途に就かしめたり。卿は、是れ赤誠にして活氣勃勃たる棟梁の材と謂ふべし。朕及び朕の一家は、卿に向けて感謝の情措く能はざるなり。爾今以後、卿宜しく殊に任するに、朕が百般の施設に關し、指揮監督唯一の顧問たるを以てせらるべし。帝國及び普魯西の憲法並に律令の整頓は、殊に國民の自重、及び習慣に由て鞏固ならしむべきものなり。」

此故に國家の法度若くは規律をして、轉變極りなからしむる人心の動搖の如きは、務めて之を避畏するを利ありとす。帝國政務の進捗を希ふは、從來普魯西をして安全なるを得せしめたる鞏固の根底を動搖せしめざるに在り。帝國に於ける、聯邦各政府が有せる憲法上の權利は、帝國議會の權利と等しく、誠實に之を尊重すべきものたる

は素より論なし、然れども、兩者をして、共に皇帝の權利に對し、同様の尊敬を拂はしめざるべからず。要するに彼我の權利は、唯公益を増進せしむるにあるのみにして、此の如きは、實に最良の法度に依るの外なきを注意すべく、又進取敢爲、躊躇逡巡すべからざる國民必需の事件は、常に全力を注ぎ、十分に之を經營して遺憾なからしむべし。朕は信ず、國政をして平穩に進歩せしめん爲め、必要にして且つ安全なる擔保は、國防、即ち既に其有効を立證されし陸軍、及び海外領地占得に由て、眞面目の義務心を喚起せる咲き初めの海軍をして、間斷なく、之が勢力を維持せしむるにあるのみなるを、兩者は、常に其組織の改良及び完成を計らざるべからず、是れ既に從來名聲を博したる所以にして、又尙優勢の實力を保證し得べき所以なりと謂ふべし。朕は、帝國及び普魯西に臨むに當り、共に帝國憲法、及び普魯西憲法の規定を遵奉し、敢て違背するなかるべし。此等の憲法は、朕の祖宗が其已むべからざる必要を承認せられしものにして、社會的並に國家的



生活の難問題を解釋するに基けるものとす。されば、其勢力及び由て生ずる至幸なる効果を實在せしめん事に百方努力すべきは、論を待たざるなり。朕は、百年以來朕が家に神聖に維持せられたる宗教的寛容の大原則をして、又朕の臣民の(彼等臣民が如何なる宗教組合、如何なる信仰を有するに拘らず)撫安扶持に有用ならしめんと欲す。此原則により、朕は、朕が臣民に對して、一視同仁なり。彼等臣民、亦た邦家有事の秋に際して、義勇公に奉せるは、朕の能く知る所なり。先皇の軫念し給ひし如く、朕も亦社會各種人民の經濟的繁昌を促がし、彼等相互に於ける利害の衝突を緩ふし、若くは、優者に對し貧弱の徒が脱し得べからざる困厄を和らぐる事に關し、驅勉當に盡す所あるべし。要するに、國家の干渉に由て、社會凡百の弊害を除却するに在るも、其適度を逸して、強制するは、朕の欲せざる所なり。朕は、青年教育に對する管理を以て社會問題と相關する深きものなりと思惟す。一方に於て、高尚なる教育が漸々廣遠の範圍に向ふは、則ち可な

るも、雖彼の皮相の文化に由て、畏るべき危難を企て、若くは、國民の經濟的勢力が満足する能はざる生活の口實を醒ますが如き、或は一局に全力を注ぎて養ひ得たる智識が、教育上の問題を重視せざるが如きは、宜く以て避くべきものならん。唯單純なる習慣に遵ひ、敬神の念深き堅固なる根底上に生長せる人民のみ、彼の危難を打破し得るに足る充分の精力を有するなるべし。其危難たるや、高尚なる處生の常例に由り、敏活なる經濟的運動の或時期に際し、箇々に發生するものなり。是を以て皇帝は、又た宣言して曰く、朕は、公事を處するに當り、不當の浪費に陥らざらん事を希ふ。財政改革の諸建言に對し、朕の不偏不黨なる意見は、豫め保證せられ、毫も毀損せらるゝ憂なきなり。朕は、大外同盟が邦家に賦與せる自治制を有益に運用せんを欲す。又此同盟の課稅權を削除し、管轄權編制を簡單なる變更を提起するは、皇帝が親しく獎勵する所なり。彼れ皇帝は、更だ獨逸の工藝智識

を進捗すべき鼓舞的同感述べ、終りに臨み謂て曰く、朕は名聲赫々たる偉勳の光輝を思慕せざるべし、他日朕の治世に就て曰ふものあらんか、朕は以て自ら慰むるに足る、卿よ希くは、朕の臣民に慈仁なれ、朕の封土に柱石たれ、帝國に垂るゝに福祉を以てせよと。

皇帝並びに國王として新帝が其製職を帝國議會及び普國々會に報せられし勅旨に對し、兩者共に感動深き祝詞を呈して、新元首に答る所ありき。皇帝寛仁の量は、三月三十一日に於ける赦令に由て、益々顯著なるに至れり、此赦令に由て、皇室に對する侮辱、公民權施行に關する犯罪、若くは過失、國權に向ての抵抗、公安の紊亂、官吏侮辱、及び出版條例上の犯罪、並びに普國に於ける普國同盟規則の違犯等に關し、處分せられたる罪科は、一切免除せらるゝを得たり。之に反して内亂不軌等の國事犯罪、並びに社會黨法の違犯は判決したる罪科の儘にして、毫も假借する所なかりし。四月二十一日、又海陸軍人に向ても、前者同様寛大なる赦令を發せられぬ。位階勳爵の陞叙、亦行はれ、自由論者、殊に獨逸自

赦令

優遇陞叙

政府の愛撫

皇帝の獨逸的感情

由思想派の意嚮と雖も、從來と趣を異にし、頗る酌量せらるゝの觀あり。此の如き皇帝の慈仁なる處置中、殊に著きものは、四月二十二日を以て、國務秘書官ヘルベルト、ビスマルク伯が國務大臣に任命せられし事なり。皇帝が多病の體軀なるに關せず、政務に勵精にして、治民に聖慮を勞せらるゝの切なるは、種々の機會に際して、自ら流露するを得たり。彼皇帝は既に四月の下旬に於て、伯林伽籃の改築に關し、勅令を教務大臣に與へ、以て威望あり且有力なる其信徒の禮拜に適應したる神殿ゴットスハルツェたらしめんとせり。同時に勅令を陸軍大臣に與へて歩兵訓練法の改良を命せらる。ポーゼン地方洪水の災あるや、皇帝の請により、皇后代りて親しく被害地に臨まれ、普ねく扶助撫安の恩を垂れられたり。皇帝の熱心にして活氣ある獨逸的感情は、比公が建言せし總ての計策に關して、一々嘉納し、餘す所なし、即ち其計策は、皇帝治世中、獨逸に對する佛國の進撃的抗敵心に對持し、之を挫折齎懲し了り、帝國に於ける獨逸的再

佛國に於ける獨逸人侮辱に遇ふ

與靜謐の氣運をして、毫も佛國の煽動使嗾するものゝ擾亂する所とならざらしむるに在り。四月四日、獨逸學生四人、休暇に乗じ、心身保養の外、他意なき旅行をベルフオルに試みたりしに、市井の年少附隨し來り、間牒よ、普國人よと連呼し侮辱を加へたり。保護の爲め來りし警官も、彼等學生を擁護するの意なく、無禮の加害者に對する救護者として、彼等學生の仰ぎし同市の官吏、亦却て嘲り謂て曰く、吁何事ぞ、子等は普國民に非ずや、何ぞ此地に來るの要あらんと。是に於てか、衆一齊に來り進み、砂礫塵芥を以て、四學生に抛ち、遂に其一友は負傷し、後頭に於て拳大の瘤を生ずるに至れり。北獨逸普通新聞は此椿事を聞き、左の如く記せり。

「佛國群衆の這般の無禮は、想ふに、佛國を巡遊する總ての異邦人が遭遇すべきものたるべし。侮辱されし學生を救護すべき佛國官吏の行爲は、實に驚くの外なし。我獨逸に於ては、此の如き行爲に出る官吏は、一人もあるなけん。要するに、彼の舉止は、佛國の教育ある社會

佛國に於ける旅行券の制壓を以てす

及び官吏の精神の轉た悲むべきものあるを證明するものなり。此椿事に對する攻撃は、獨り前文の批難に留らざるなり。佛國政府が、有罪者を罰し、不都合なる官吏の判決を破棄し、又損害汚辱を賠償する如き、以て獨逸の満足を擔保するに足るべき手段を決定するに踟躕せしかば、比公は、五月二十二日を以て、佛國々境より獨逸地方に旅行する外人に對し、旅行券の制壓を加ふる事となし、皇帝の裁可を経たり。此等旅行者は、獨逸境内の通過と滞在とに論なく、其旅行券は、巴里駐節獨逸大使に由て管理さるべきものにして、期限は、一年を踰ゆべからず、外來の商人に與へたる實業公認券は、必要の旅行券に代用せらるべきものに非ず。外人にして、制規の旅行券なきものは、其旅行を停止し、時宜に依りては、國境外に送致せらるべし。各佛國人民は、二十四時間以上滞在の節は、其都度、所轄市町村長、殊に警察官に、其趣を通知すべきものなり。新旅行規則に據り、唯特別の場合のみ、其滞在を允可せるの陸軍々人には、豫備兵及び地方兵の士官、休職士官、並び

に陸軍學校生徒をも含むものとす。」

比公の此方策は、固より、主としてエルサス、ロートリンゲンに於ける佛人の使嗾煽動に對抗するに出でしものたるは、後に述べる如し、而してベルン市ベルンの侮辱事件は、偶然にも、此方策を實行する機會を與へしものと謂ふべし。

當時、獨逸に對する魯西亞新聞紙の教唆的行爲も、亦前者と同様なる決斷を以て、我政府の峻拒する所となりたり。即ち、北獨逸普通新聞は五月二十五日に於て、莫斯科新聞モスクワニツインゲンが魯西亞に對する獨逸の敵愾心に、無用なる防禦を爲し、論述せる事を報せり。莫斯科新聞に曰く、魯西亞人は獨逸の無禮を寛假すると雖も、秩序的の欺詐、彼魯西亞の欺心に對しての嘲弄、及び彼が親善なる朋友に盡せるに關せず、彼の勢力と安寧とを顛覆せんとする事を默過する能はざるなりと。御用新聞論じて曰く、

「彼れ莫斯科新聞の謂ふ所は、他なし、我同胞をして、魯國の友誼に渴仰

魯國新聞の  
教唆を峻拒す

し、露國の穀物を買得せしめ、同胞の稼穡をして、萎菲零落せしむるに在るのみ、是れ實に、我同胞をして、露國農民に租税を納めしむるもの、從來未だ其例を見ざる所なり。此の如き貢税及び、錢財を以て、友誼を買ふ如きは、堂々たる獨立國の忍ぶ所に非ず。若し莫斯科新聞が、往古の傳説を引き、妄りに獨逸の忘恩を喋々するあらんか、我輩は、近く彼の波蘭土の内亂、及び千八百二十八年以後の東方問題を引證し、毫も事實を顛倒するなくして、彼れ露國が我國に負へる恩義の如何に大にして、又之を忘却せるの如何に甚しきかを知悉せしめん。」

比公は勿論、皇帝の聖慮に於ても、亦露西亞に對する此の如き傲慢大膽なる言論を爲すに、相當の理由を有するなり、即ち公とフリードリッヒ皇帝が、是より先き、露西亞の友誼及び感情を尊重し、敢て毀損するなき事情を看取するに足る重要な證據、特に四月上旬に於て、皇帝の第一皇女ウキクトリア内親王とバツテンベルグのアレキサンデル親王、即ち前きのブルガリア公と結婚の約を整へし際の如きを與へしよりも、

バツテンベルグ  
結婚の  
計畫



「<sup>イヒツェン</sup>デン報知の如きは、ウキクトリア皇后に對して、大に攻撃の筆鋒を加へたり。」

フリードリッヒ皇帝の治世に於て、往々見る如く、今亦獨逸自由思想派の新紙は、異口同音に、皇帝並びに皇后の陽はに威嚇されたる元首権を保護すると爲し、論難する所ありしと雖、皇帝の眞意、眞相に關して、彼等が實に最高價なる門外漢なる事は、此事件に由て、始て感じ得たるものなりとす。此論難の際、彼等新紙が、百方誹証を逞ふして、比公を辭職せしめむとするの眞相、自ら暴露し來れり。「伯林日々新報」は四月初週の紙上に記して曰く、

「皇室の忠臣を以て自ら任せらるゝ、比公が、皇室の和氣霽々たる御一家の内事に迄、異存を挟み、輔弼の權を濫用せんとせらるゝは、實に予輩の想像し得べき限りに非ず。比公は、其職分の範圍内に安んずるを知らずとするが如き嫌疑以外に超然たるへし、比公豈皇帝の獨裁權を敬禮するに遠なき程、露西亞に對し、畏怖遂巡敢て違ふなきの

態度に陥るを要せんや。」

然れども此際又オイゲン、リヒテル氏の「自由思想新聞」は尙激き毒舌を弄して曰く

「若しそれ、人々比公の終身在職を以て現に獨逸帝國の生存に樞要なりとする、猶過般保守派及び國民自由派の二三新聞の唱へし如しとせんか、是れ則ち君主と國民とを犠牲にする愈々甚くして、獨り首相を榮華に醉はしむるものと謂ふべし。それ此の如くんば、一旦大臣職を辭せんとするも、君主優詔之を許すべきに非ず、然らば則皇帝が自由意思に任すべきもの、其れ幾何か剩す所ぞ。想ふに、首相頑然其任に留らんには、他日國民は、首相を退るか、皇帝を廢するかの撰擇を爲すに至るべく、元首は遂に人民の自由に其存廢を擇ぶに任せらるゝに至らん。」

獨逸自由思想派の「伯林交易急報」亦實際の關係を知らず、妄りに四月二日の紙上に記して曰く、

「此事件は實際、皇帝並びに首相の孰れか、最終の裁断者なるやの疑を解釋する爲めに指示されたる如し。君主としての意志を救護せん爲め、皇帝は最始及び最終言辭を維持するの權利を、防衛せらるべし。今此事情を觀察するに、皇帝が勳功ある政治家の意思を己に從屬せしめんと力るに隨ひ、比公は、其留職の念慮を放擲するに至るべき結果に陥るならん。」

總て此等獨逸自由思想派の唱道する嘲弄は、毫も皇帝に由て檢束を加へらるゝ事なかりき。比公は始終確乎として自ら持しぬ、而して比公辭職の代りに、匆卒に起りしバツテンベルグの結婚計畫、再び匆卒に政治局面より消滅するに至れり、但し皇帝は其君主權が抑制せらるゝ爲め、彼の陽に親友且つ股肱なりと稱し給へる比公に對し、身を自由思想派の軍門に投して其救援を求る意なかるべし。當時の新紙は、種々の方便に由て、此結婚の計畫が消滅せしを宣言するに力めたり。  
半官報なる「聖比得斯堡新誌」は、四月十二日に於て、獨逸首相の考案と、

## 結婚計畫敗る

フリードリッヒ皇帝の和平なる意見及び友愛なる擔保とは、兩立すべからざるものたるを論述したり。是れ從來に於ける露西亞政府の所見なりしかば、結婚計畫の味方は、尙以てバツテンベルグ及獨逸皇室の一内親王の結婚に對する疑念を驅逐するを得るものとし、且つ進で此計畫に對し、露西亞の贊同を博し、之に由て比公の異議を壓倒し得べしとせり。此方針に關して、聖比得斯堡駐劄の英國大使ロバートモリエル卿最も手腕を振ひ、殊にバツテンベルグ人の爲めに、大に斡旋の勢を執りたり。然れども、贏ち得たる所、幾何もなし。即ち卿は露西亞朝官を懲通するに、バツテンベルグ親王と露西亞帝との和解成るを得べきを以てせしと雖、彼等朝官の返答は、大に彼をして落膽沮喪せしむるに過ぎざりしなり。現に大臣ギエル氏は飽くまで、此の如き諷言を拒絶するの意を以て回答せり（四月中旬の「コエレン新聞」を見よ）。英國大使は更に此結婚計畫を露國皇后に上言せしに、皇后答て曰く、若しそれウキクトリア内親王が自ら望むで下り嫁せんとせらるゝならんには、吾甚だ喜

ふ所なりと。當時此事件は疑もなく政治的面相を有せしかば、皇后又言ふを憚らるるに至れり、四月中旬に於ける「日々新聞」を見よ。されば露西亞をして、バツテンベルグ求婚の媒妁人たらしむるの希望は、全く水泡に歸したり。アルテングランド氏の「威徳」(新聞)をして、此英人の結婚計畫の失敗に由り、危險に陥らざらしめむ爲め、爾後官臭を帯べる、政治通信は、揣摩臆測の源泉に近ける通信を爲せり。曰く、英國女王は、當地一般に傳播せる意見と相反し、彼の王孫女が前きのブルガリア公と結婚する事に關しては、首相と同感にして、其政治的着眼點以外に、此事件を否認するの聖慮、確乎として動かすべからずと。此意見を齎らし、女王は、程なく伯林に來遊ありたり、(四月二十四日より同二十六日に至る)。然るに、之に反して、當時尙未だ比公と何等の縁故を有せざる、漢堡報知は、四月の中旬に於て、女王來遊を以て結婚の計畫を實行する天與の機會なりと叫び、且つ記して曰く、機會は恂に逸し易し、請ふ躊躇する勿れ、皇后か此計畫を否まるゝの決心は、實際皇帝の聖慮、此計畫を可きせるを

汚すものたるの理由により、翻へされ得べきものなりと。

之に反し、左に曰ふ所は公平の議論として保證さるゝを得るなるべし。

英國女王か此結婚事件に就き、比公の説に左袒し、以て其計畫を水泡に歸せしめしとするは、實に一傳説と見るべく、固より信するに足らざるなり。比公は、此に由て多少尙聞知する所あるべきに、未だ之に關して一事の報道せられたるものあるを聞かざるにあらすや。又女王及び皇帝御夫婦か、比公に對し不興に渡らせらるゝなりとて、漠然たる證據を擧げ、噂々するあるも、亦同じく一傳説に過ぎじ。見よ、女王か四月十八年、千八百八十八年を以て伯林に來遊されしに際し、比公を遇するに、恩寵比なく、加るに自己の肖像をさへ、惠賜されしにあらすや。又フリードリッヒ皇帝及びウキクトリア皇后と比公との間柄も、其治世中、常に情交濃かにして、毫も和熟を缺くなかりしにあらすや。兩陛下は時に比公と意見の異なる事あるも、常に協和商議し、互に感情を傷ふなきに力められたり。



比公か、皇帝の病床に就き、其意見を奏するあらんとするや、皇后其間に臨んで公の言ふ所、一々之を皇帝に陳し、遂に嘉納せしめらるゝの事は、吾人か屢々聞知する所なり。彼のベッテンベルグ問題結婚企圖に就て、皇帝自身は、自己の政策上より曰ふも、又所謂、オリムピア的着眼點より曰ふも、共に是れ等しく熱心なる比公の味方たるなり。何となれば、皇帝の尊大高貴なる稜威は、其皇女をして、獨逸公爵家の支流を汲むべし。一公子に尙せしむるに忍びざるものあればなり。然り、皇帝よりして之を見れば、實に是れ許し難き降嫁と謂ふべし。皇帝は、此計畫か既に準備せられたる如く、公子をして伯林に結婚旅行を爲さしめ、以て急速に之を實行せんとするあるを聞き、先づ此旅行を撤回せしめて果さしめず、且つ當時既に皇帝は病重く談話する能はざるにより、一書を裁し、比公に命じて曰く、卿請ふ此計畫に反對なる卿か政治意見を記述し、以て朕に呈せよと。此命令に應じ、比公は多少意見を記述したり。其要に曰く、若しベッテンベルグの公子か、獨逸皇女と婚するあらんには、ブルガ

リア人は、直に復た公子アレキサンデル公を召還し、現在の君王たるコロブルグのフェルディナンド公を廢除するなるべし。事若し茲に至らば、ブルガリアに對する獨逸從來の政策は、全然變更せざるを得ざるなるべし。從來の政策は、二月六日千八百八十八年帝國議會に於て比公か演説せし如く、事若しブルガリアとの交渉に止る限りは、獨逸をして飽くまで、利害相關せざる位置に立たしむるに在りき。此く無關係の態度を執れば、ブルガリア問題に關し、兩々相對持せる魯西亞と澳太利ユナナイテッド・キングダム匈牙利との間に立ち、等々兩國の信任を博し、自由に運動するの餘地あるを得るなり。然りと雖、一旦魯西亞皇帝の仇敵たるアレキサンデル公を、我皇帝の女婿とせんか、從來博し得たる信用は、忽ち破壞せれて永久恢復するの便なかるべし。結婚事件は、譬へば猶我本營を擧て敵營の城壁内に進入せし如し、是れ如何なる條件、如何なる代價を拂ふと雖、必ず再び引き還さるを得ざるなり云々。皇帝は此意見に接し、皇后の頑強なる抗論ありしに拘らず、終に意を決して、結婚計畫の停止を斷行せられ

## 英國の請求

たり。

英國及英國の政策より之を觀れば、兩陛下の陽に同意し給へる此結婚計畫が實施せられしならんには、非常なる利益を來せしなるべし。吾人は我本營をして敵壘を越へしめり、英國軍隊又進でボムメルンの勇健なる銃兵に續けり、此際我國防兵は、魯西亞を衝き、以て本營を引き還しぬ、虚心平氣にして、之を考ふれば、誠に兩軍共に、憐れ無益の殺傷を爲したれど、號はしむ。殊に此パッテンベルグの結婚沙汰は、フリードリッヒ皇帝の治世に於て、英國か自ら任じて獨逸帝國に請ふの權ありと信じたる種々の懇願事件に、一定の制限を與へたるものと謂ふべし。コープブルグゴータのエルンスト侯か編輯せしアラフアイ、フロクラン、ノウスデン、イン、ワシ、イン、チヒスラン、クン、グン又是れ九十九日を費せし一考案と題する一小冊子は、尙大膽なる英國の請求を記せり。是れ蓋し英の皇太子ウエールス親王か、過きにし先帝の葬儀參列の爲め、伯林に來りし際、語りしものを曰ふなるへし。其言に曰く、獨逸かエルサス、ロートリンゲンを占有して還附するなき間は、逆も望むべからざる歐

## 獨逸自由思想派

洲平和の定説に對し、卿等獨逸人の意嚮は如何(卿等は讓歩以て平和を來すを好まざるか)と。英國の立脚點を離れて之を考るも、此要求は頗る聽くに足るものあり。如何となれば、若し獨逸が彼の二州を還附して佛國の復仇心を緩め、西境又憂るに足らざらんか、獨逸軍隊の全力は、露西亞に對して部署するを得べければなり。然れども彼の小冊子の編者は、アインフスライ、ヘイ、クン、グン赫々たる獨逸人の紙上に於て、親王の談話を攻撃して曰く、我十萬の軍兵は、實に屍を佛國の戰場に曝せり、帝國何すれど、親王の曰ふ如き政策を執るに忍びんや、吾儕は徹頭徹尾二州の還附に反對するものなりと。

獨逸自由思想派及び其新紙は、九十九日の間、始終獨逸宮廷と甚親密なる干繋を有しぬと自負せしも、當時未だ曾て英國の請求に對し、片言の以て防禦を試みたるものあらず。加之、吾人の見聞せし如く、彼等は、却て英國を楯とし、勢力あるウクトリア内親王の「任意」を贊成し、比公に反抗する有力の黨派と爲れり。然れども此黨派は上に善良なる獨逸

君主の臨めるに由り、非獨逸的利益の斡旋者として、比公の功勳を横奪するの機會に遭遇する能はざりき。曾て先帝維廉一世の治世に於ては、其君主獨裁的感情に對し攻撃したる彼の黨派か、今や、俄然豹變し、玉座の忠良なる支柱を以て自ら標榜し、百方帝室の恩澤に飽かんを力るに至ては、吾人實に其執心に驚かざるを得ず。人々彼の小冊子、又是れ九十九日を費せし一考案に記せる、獨逸自由思想派の後奥階梯（ヒンテ、ツレ、ツレ）に於る惠深き捕獲の細目に涉るを要せず、何となれば、宮中雲深き爲め、多分は陰蔽されたる事實の二三を引證すれば、此黨派が短時日即ち僅かに二月、勤王家たりし間に於ける行爲の形像、明かに吾人の眼底に映じ來るを以てなり。從來彼等獨逸自由思想派は、國務大臣、就中比公を疑ひ、フリードリッヒ皇帝をして、帝權の實力を掌らしめざらんにかゝるものとせり。此嫌疑は、オイゲン、リヒテル氏の自由思想新聞紙上、皇帝即位後、數日を出でずして、既に聞知するを得たり、其所論の誇張過甚なりしかば、司法大臣フォン、フリードリッヒベルグ氏、自ら其三月二十日の同紙に公用

## 惠深き捕獲

正誤を爲すに至りぬ、其文の結末に曰く、此議論は事實的證據の各部に就き、悉く冗言を費やせり、何となれば、王國の内閣に於ては、未だ嘗て會議、商議、若くは談論に際し、攝政官設立に關する説話あらざりしを以てなりと。此誹毀の如何に顧みるに足らざりしやは、皇帝が三月二十一日を以て、皇太子ウキルヘルム親王に與へられし宸翰に由るも、親しく知るを得べし。宸翰記する所、皇太子をして直接に國務に關與せしめ、且皇帝並びに國王として彼の裁斷を仰げる政務を注意と空位とを以て、太子に委任し、己れ親ら之を指導せんとするに在り。要するに其都度に於ける委托權の單純なる場合に代るに、全權委任を以てするなく、此くして太子に必要な署名を讓與せられたり。

代議士オイゲン、リヒテル氏は、獨逸自由思想派の檢事總長として、向後控訴を爲す際に尙前の如き苛酷の誹謗を爲すを憚らざりき。彼のバッテンベルグ問題に關する黨派新聞の態度に關しては、吾人尙精細に知悉せり。即ち獨逸自由思想派は、曩に比公が皮相上、帝權及敬慮に抑

制を加ふる事に對し、抗論止むなかりしも、彼等一朝、此悶着<sup>結婚事</sup>に由て、比公を退隠せしむる能はざるを觀破するに及び、遽然論争を止め沈黙を守りしは、實に勤王なる彼等が、正直なるを見るに足る可し。然れどもオイゲン、リヒテル氏は「合同連中」を目して、病廢に呻吟せる皇帝、及びウキクトリア皇后に反對なる煽動を爲せるものと疑ひ、爲めに三月二十六日國會の最終會日に際し、自黨の檢事總長として、自稱控訴を試み最奇怪なる言論を發せり。彼は既に陳述せしライプツヒ及びブレメラウに於て鼓吹せられたる演説を以て、帝位及び帝室に對する誹毀的教唆となし、又、侮辱の條款、輕舉の徒輩、「國家の間牒」無耻奸惡の攻撃、「厚顔の新紙」及び彼自身の黨派が「標榜せる忠勤」及び彼の「自由新聞」の功勞に關して論評し、此等賤民を訴訟事件に附し、光輝の達する處に招致するは全く無用の事なるか如き等の言辭を弄せり。此言論に對し、滿堂の激昂は、其演述中既に諫がしき喝采、非常なる不穩、制し難き妨礙の起りしに由て明なり。彼が演説將に終らんとするに際し、保守黨及び國

大臣フオン、ブットの  
カーメル氏の  
辭職

民自由黨の兩派代議士、フオン、チエドリックツ、フオン、ラウプ、ハウプト及びフオン、アイネルンの三氏は、嚴然一矢を代議士リヒテル氏に放ちて曰く、「吾人の黨派には、未だ嘗て帝室又は皇后並に王妃陛下に對し、不敬の舉動を爲せし事あらざり。想ふに今之を主張せる壇上の人こそ、眞に鐵面皮なる誹謗者なるべけれ」と。兩自由黨は、普國議會に於ける彼等の協同に由て、重要なる結果を擧取したり。即ち大臣フオン、ブット、カーメル氏の免職是なり。五月二日議會は、同大臣の就職以來、常に其討議の眼目と爲りし彼の選舉干渉を激しく論難し、遂に兩自由派及び中央黨の一致に由り、リツケルト氏の動議を可決せり。即ち其動議は、政府をして、地方議會の選舉區を隨意に分合すべからずとせる法律上の規定を正確に遵奉せしむるに在り、尤も之に對し、大臣フオン、ブット、カーメル氏は、地方議會が行政上の管理を爲すの權利なきを攻撃して餘す所なかりき。自由諸新聞は、議會に於る此敗北に由り、ブット、カーメル氏の位置危ふしと宣言せしかば、氏即ち大

臣は、同月五日、北獨逸普通新聞紙上、又繰り返して曰く、普國憲法は、國家の行政に關し、内閣の管理する所に容喙するを許さず、何となれば、此等は、獨り君主及び政府の關知する所なればなり。此故にリッケルト氏の勳議は、唯君主の權利を侵害するもののみ。普國々王並びに獨逸皇帝は、此争點の仲裁者として、判断を求められたり、蓋し皇帝が選舉の自由を尊重せらるゝ念は、彼の懷抱せる熱心なる原則及び信憑の一たるを以て、恰好の仲裁者たり。又ブトカール氏の説に従ひ、國務大臣等が、千八百八十二年正月四日に於る維廉皇帝の勅諭の如く、從來は其規定せられたる權限を犯すなかりしを以て、今議決せる新法案は、毫も行政權實施上に、何等の影響を來すなしとの奏言に接せられし迄、皇帝は其手許に呈せられたる新法案、即ち普國議員任期を延長して、五年間と爲すを實行せらるゝの意なかりき。之に就き五月二日に議會の討論ありしと雖、遂にリッケルト氏の誹毀案を採用するに決せり。皇帝は五月二十七日を以て、此法案を實施し、同夜、之を大臣ブトカール氏當時比

公は、フアルチンに旅行し、不在なりしを以て、何等の制限を與るなく、其儘送附したり、但同時に皇帝は、宸翰を添へ、希望を述べて曰く、將來は、行政官の干渉に由て選舉の自由を犯すなかれど。同大臣乃ち翌廿八日を以て、此法令を發布しぬ。されど、其初め皇帝に抗して自説を是認せしを以て、該令を重視せき、爲めに普國々會に於ては、過ぎし二度の開會中、八百六十六人に就き、行政權の干渉に由て、選出されたる僅々三人、帝國議會に於ては、過ぎし開會中、同前の理にて選出せられたる僅々一人の代議士が、當選無効に歸せし事を引證し、之を覺書に草して陳辯せり。』ブトカール氏の此覺書に對せる皇帝の決心は、隱忍して發表せられざりしに、端なく一椿事生じ、之に由て、皇帝が氏に就き、尙新に不滿の事情あるを曝露したり。伯林に於て、ルウナル紀念の爲め、學生等、ウキクトリア劇場にて彼の戯曲、ツリムベルマンシエンを、巧妙に演せん事を企て、其第一回演奏は、六月二日に行ふに決せり。然るに演奏當日の朝に至り、計らずも、ブトカール氏の指揮により、伯林警察官の嚴密なる抑

制に遇ひ、一同已むなく、終に演奏を中止するに決し、其旨を舞臺より群衆に報知せしかば、伯林市民の激昂は、誠に想像するに餘ありたり。大臣ブトカール氏の此の如き輕躁無謀なる處置は、更に之を、北獨逸普通新聞紙上に於て、辯護せし手段の拙劣に由り、愈々醜陋を極めたり、即ち其紙上に、宗教上同權の國に於て、其政府は、信仰の平和を持續する義務を有すべきものたる事を斷言せり。敢て問ふ、ルウテル及び獨逸宗教革命の意義及び影響を戯曲的に了解せしむる事は、所謂信仰上の平和と兩立すべからざるものなるか。フリードリッヒ皇帝さへ、五年以前皇太子として親しくウキッテンベルグに於けるルウテル祭に臨まれ左の如く曰ひ給ひしに非ずや。

「我國民は獨逸國民的生命の範圍に對するよりも、マルチン、ルウテルの精神及び經營に向て、尙深く感謝すべき天祐を記憶するに、維れ日も足らざるを覺ゆ。」(第二卷第八章を見よ)

實際皇帝は、彼政府の名を以て、此大臣より發したる處分に就き、非常

に憤懣せられ、直裁をブトカール氏に與へ、二三肝要の章句に制限を加へて、ルウテル戯曲の演奏を斷行せしめたり。此處置は舊教を固執せる大臣に對し、沸騰せる失調離反の人心を驅て、皇帝の信仰自由を尙はるる曠量に歸向せしむるに至れり。

六月五日、比公は選舉自由の問題に關し、皇帝に建言する所あり、皇帝遂に代議士任期延長法案の布告に賛同したるのみならず、尙進で過ぎし選舉自由の侵害に就き曝露する所あらんとせり、然れども選舉に際し、官吏たるもの、心得べき規定發布は、一時猶豫したり。此くて法案は、六月七日に公布せられたり。而して、クロイツァイク十字新聞が忌憚なく評せる如く、威嚇的なる大臣ブトカール氏は、同夕を以て、皇帝の手書に接せり、書中、選舉當時に於ける彼の處分に對し、反覆其(皇帝の)不滿なる條々を記述せしかば、遂に彼をして骸骨を乞はしむるに至れり。翌八日皇帝は、彼の願意を聽許せられき。

前者は、皇帝治世中に於ける最終且つ恐らくは最要の政務なりしな

らむか。哀哉病苦に惱める玉體は、非常なる速度を以て永訣を告るに至れり、英國醫師の、皇帝を示さんとする不幸なる習癖即ち皇帝を時々皇后若くはマクケンジ―君の側に臨ましめ、或は高臺及び樓階の空氣快晴の處に迎へて、歡呼する民衆前に玉歩を移さしむる如きは、其苦痛をして却て激烈ならしめ、又救ふべからざらしめたり。加るに五月廿四日に至り、一層病勢の危篤を増さしめり、即ちマクケンジ―氏は、第二の皇子ハインリッヒ親王とヘセンのイレチ内親王との結婚の際、危篤なる皇帝の臨御を拒むなかりき。

六月一日、皇帝は、ハルロテンブルグよりポツダム附近のフリードリッヒスクロン城に移轉せられたり。教授バルデレベン博士―教授フォンベルグマン氏が、マクケンジ―氏に虐待せられし爲め、博士代て既に四月三十日より皇帝の重病醫療を擔任せり、―の公報は、病勢益々猖獗を極るを記せり。瘰癧の截開、其増大、及び腐敗せる膿汁の排泄等、絶えず、殖る行けり。六月八日より、膿汁及食物(牛乳及び卵黃)共に氣管の深

奥に達するに至れり。同十日より、氣力大に衰へ、熱度高まり、脈搏呼吸兩ながら急速となり、非常にもがき給ひし苦悶も、停みぬ。同十二日多量の食物、氣管に漏泄せしを以て、人爲的補復作用を加へたりしも、病勢は愈々危篤に赴くのみ。同十四日の朝、脈搏百四十、呼吸四十八なりしに、正午に於て呼吸八十、午後は百四十に昇れり。翌朝に至り、バルデレベン博士は、皇太子、比公及び司法大臣の尋問に對し、最早皇帝の生命は、僅に一日を餘すのみなる事を報ずるの已むを得ざるに至れり。同十五日には、時々無感覺に渡らせられ、同日午前十一時十二分、氣力銷沈の餘、絶えて苦悶の情なくして、溘焉升遐せられたり、帝國官報は、既に同日の正午を以て、内閣の通知により、大喪を傳へり。

尊貴なる寛容者は逝き給へり。皇帝及び國王フリードリッヒ陛下、我仁惠なる君主は、永く、酷き敬重すべき、確信と服従とを以て、神慮の儘受けられし苦痛の後、本日午前十一時後遂に天命に遵ひ、永眠遊ばされたり。皇室は申すに及ばず、短日月の間に再び頼る所を失ひたる

我が憐れなる同胞が、親愛なる君主の御早世に接し、悲哀の情、如何許  
ぞ、

此尊貴英明なる君主が、最活潑強健なる年齒、即ち春秋に富める身を以て、殊に一年前迄は、體軀勇壯、氣力非凡の觀ありしなるに、空しく病魔の襲ふ所となり、他界の客となられしを聞き、獨逸全國の深憂は、固より論なく、實に世界到る處、心ある人民は、哀悼の情に沈みたり。神聖にして高尚なる彼の肖像は、彼の全國民の記憶に映して、一點の曇なき事は、精神、意思及び性格の最上なる天賦に由り、獨逸國民のみならず、世界人類の至貴至高なる目的を、贏ち得たる公爵比公をの肖像と兩々煥發せり。聖德無量の中、獨逸人は、殊に其自制克己の心を、讚美すべきなり、皇帝が獨裁政府たるに必需なる手段を、活潑高尚に輸入せし事は、フリードリッヒ大王以後に於る、ホーヘンツォルンル家列世の君主に其比を見ず。先帝の忠僕、比公の輔弼に由り、銳意國事を視られ、帝と公と種々政見を異にせられしに拘らず、帝國宰相として、公を親愛せられたり。

「フリードリッヒ皇帝の日記」

獨逸自由思想派の贊稱

然れども、獨逸の各黨派及び庶民が不朽なる皇帝の貴き葬典を、哀悼の熱涙と共に拜送せしに際し、皇帝の最信任せしものが、聖影に對し奇怪にも信任違背の事を爲し、遂に聖德を蔽ふに一片の雲翳を以てするに至りぬ。即ち千八百八十八年九月々末に於て、伯林に於ける、獨逸評論ドイツレポの十月に屬する冊子は、千八百七十年より七十一年に至る戦争中の「フリードリッヒ皇帝の日記」を公にしたり。右評論記者は、寄送者の名を掲げず、單に記して曰く、フリードリッヒ皇帝は、普佛戦争中に成りし日記を我寄送者に分與したり、而して今掲ぐる所は、憚る所あるに由り、其日記に附隨せる要點に留れり、想ふに是れ彼の一大戦争時代の歴史に對し、重要な賦金たるの觀ありしむるのみならず、又高貴なる編述者の尊き人品を、充分なる意義に於て、流露せしむるに適せん。獨逸自由思想派の新聞は、皇帝が、其日記の或章に、平和克復の後、獨逸國に於ける自由思想の擴張を計らん事は、吾人の大に望む所なりと記せしを以て、稱贊の辭を呈するに吝ならざりき。されば、ボセルセン、エ交易急報は、次の如く説け



り、自由思想の黨派は、今選舉の宣言を要せし、彼等は此「日誌」を彼等の方針として考ふ可きなり、爾餘の自由思想派新聞も、亦同様の鹵莽を以て筆鋒を合せ、オイゲン、リヒテル氏の如き、大膽にもブレヌラウに於る選舉演説に於て、故皇帝を選舉競争場裡に於る自黨の「政友」なりと吹聴せり、「フオスシッセ、ツプ、イツング」亦論じて、讀者皆此發表の眞實正當なる事を確信するならん」と曰へり、之に反して、反對新聞たる「郵報」國民新聞ツインツは「シユルテスの記録一三三乃至一四二頁を見よ」始めより此發表の影響甚重要なるを痛言せり、是れ同記事中には、殊に次の如き事情自ら曝露せるを以てなり、即ちヴェルトの勝者、故皇帝が、千八百七十年の秋候ウエルセイユにて、英明なる父皇及び聯邦の宰相比西馬克伯公と將來の獨逸國建設並に其憲法に關し、熟議せしに、彼勝の種々なる考案中、若し南獨諸邦が、北獨聯邦に加入するを肯むせざる曉には、南獨の諸公及び佛國に滯陣せる其軍隊を打撃すべしとの説に傾けるものありき、又皇帝が比公及び國民の意思に關する疑惑、或は皇帝自身の能

比西馬克の  
干涉

力及び抱負、或は維廉皇帝に及ぼせる首相の勢力に就き不平なりし事をも、亦同日誌の毎章、之を瞥見すべきものあり、比公は、此發表を聞知せしや否や、直に斷乎たる決心を以て之を處置せり、九月二十四日、北獨逸普通新聞は、明白なる威嚇を關係者に加へ、報じて曰く、「吾人は、此發表たる、皇帝並びに國王陛下の豫知なくして生せるものたるを斷言す、「日誌」に陽はに掲げる標題は確實なる時日及び事實の誤謬あり、以て其眞正ならざるを疑ふべし、殊に全體の内容が、皇太子フリードリッヒ自身より由來せるものとし、日々新なる記憶に於て、彼の事蹟の記載せらるゝは、排斥すべき事なりと、前日即ち九月二十三日、比公は、フリードリッヒセルウを出て、皇帝の命令に由り直諭を此日誌の發表に加へんと欲し、之に關する全權の委任を請へり、想ふに公は上奏して、此全權を請ひ得んが爲にや、同月廿五日、突然伯林に赴きぬ、而して其翌々日なる廿七日には、帝國官報スターツアンツァイユル並びに「普國々報」を以て勅令に據れる比公の直諭を公にせられたり、此直諭は、殊に「日誌」の

果して真正にして直接なるやの疑惑架空ならざるを證明せり。之を要するに、此證明は、故皇帝信任の反問者より挑まれし爲め、比公が之を公布せしものと謂ふべし。直論の文に曰く

「皇帝陛下は、千八百七十年の頃皇太子として政治以外に身を置かれしかば、當時の政務萬般の事は、正確詳密に聞知せられざりき。我國政策の親密なる問題に關しては、陛下(父皇)の許容なかりしに由り、國王陛下(フリードリッヒ三世)と談論するなかりき。是れ、陛下(父皇)は、一方に於ては、深く佛國に同情を表せる英國朝廷に對し、無分別ならん事を、他方には、甚しき併呑目的と腕力手段とに由り、獨逸聯邦と我國との干繋毀損されん事を畏れられしを以てなり。而して此等の目的的手段等は、當時政治上の顧問官よりして、陛下(フリードリッヒ三世)に其詳を知悉せしむるなかりし所とす。此故に皇太子(フリードリッヒ三世)は、全く政務以外に立たれしなり、若しそれ然らずとするも、皇太子が戰場に在りて目撃せられし事を、日々記録せられしものに、何ぞ

彼の發表せる記事に見ゆる如き、數多の事實並に時日の錯誤を記載せらるゝの理あらんや。」

右の證明(證か反)は、一々數多の事實上に加へられたり、是に於てか、彼の發表せる記事は、皇太子の侍臣か、當時記録せしものか、若くは後年之を完成せしものならんとの想像を生じたり。若し直に陛下の日誌を發表せしものならんには、是れ國事犯の事實(國家の秘密漏泄の罪は、帝國刑法の第九十二條に規定せり)に該當するなる事を審理せらるゝなるべし。遂に刑法上、裁判沙汰の必要唱導せらるゝに至れり、即ち之に由て少くも寛仁なるフリードリッヒ皇帝、維廉皇帝及び其他に對し、惡むべき誹毀的發表の發端及び目的の如何を知るを得んとせり。

前陳比公の直論中、國王維廉一世が、深く佛國に同情を表せる英國朝廷に對し、無分別なるを畏れしと記せるを以て、先帝並びに皇室全體に對し、不敬なりと論せる人々は、比公が「獨逸評論」の「日誌發表及び其寄送者」に對し、刑法處分を請求するに當り、獨逸の事情は、千八百七十年に於

ける不利益なる無分別を畏れしのみならず、又實に之に勝ちたる旨を告知せり。皇太子(フリッヒ皇帝)殿下の親近せしものの中には、滿堂の獨逸人より仲間の心と祝は、れし當時千八百七十八年ダームスタット駐節の英國領事ロバート、モリール卿(即ち千八百八十八年に於る聖彼得斯堡駐節の英國大使)をも含みたりき、彼の斡旋に由て生せるパッテンベルグ結婚事件の悶着沙汰は、吾人既に述べし所の如し。同氏は今年千八百七十八年ダームシュタットより倫敦及び巴里に向け、其皇太子の左右と親き間柄なる爲め聞き得たる所により、獨逸が、モゼル河を涉り、大將バゼーンガ據れるメッッの城に進發せんとする計畫を第一着に報道せり(コエルン新聞)の千八百八十八年十二月十六日の紙面参照。

送附者ゲフ  
ケン教授告  
訴せらる

「獨逸評論」の記者は、裁判沙汰を以て攻撃せらるゝに至りしにより、當時ヘルゴランドに滞留中なる樞密司法顧問、教授ゲフケン博士を、彼の所謂「フリードリッヒ皇帝の日誌」寄送者なりと告白したり、是に於て、同博士は直に獨逸裁判所の召喚を蒙り、九月三十日、其ヘルゴランドより歸て、

漢堡の停車場に着せし際、逮捕せられたり。僞「日誌」發表の動機は、今や明に知るを得たり、即ち比公を蛇蝎視する念慮、公が帝國の内外に有せる地位聲望を失墜せしめんとする希望は、彼れ寄送者をして、フリードリッヒ皇帝自身さい永く内庫の奥に藏して取り出さざりし日誌を前代未聞の信任違背を冒して、之を寫し取るに至らしめたるなり。ゲフケン博士は僧侶的保守派に屬せり。其大獨逸的黨派なるや、彼は之に由り之を率て、普國の下に於ける獨逸の統一を妨害せんと欲したり。

當時彼はウエルフ派の中堅と協力し、兵器の改良を中止せん事を力めり。彼は現時の獨逸國及び比公を増悪するの意見を英國新聞に投書せり、而して獨逸自由思想の各新聞は其都度、此偏頗なる議論を揚々轉載して憚らず。千八百八十七年九月時期切迫の際の如き、彼はウエルフ派、波蘭土人、エルサス人、進歩派、及び社會民權黨と連合し、以て獨逸の國防力を弱めんとしたり。今や、フリードリッヒ皇帝既に崩し、獨逸内各國の王侯は、弱年なる繼嗣の四圍に蟠踞するの狀なるを見、彼は帝國の統

一を打破し、帝國と各國との友誼を攪亂し、其安寧を危険ならしむるの好機なりとせり。僧侶的クレイカールウエルフェイヒェ派なるウキンドホルスト氏及び公子ユンケル的反動派なるフォン、ハムメルスタイン氏の如き、皆比公及び帝國に對する抗敵心の故に、ゲフケン博士と協力したり。彼はフリードリッヒ皇帝の肖像を曇らし、之を高位置より引き落せしも、絶て躊躇の色なかりき、是猶憂きに彼に附托せられし皇帝の日誌を、竊かに描寫し了り、之に多少の變化を加へ、何等の允許なくして、世に公にし、信任の大違背者たるも、恬然耻るなかりし如く、共に良心の苦痛を感ぜざるが爲めのみ。

千八百八十八年十二月十六日、検事總長は、此發表事件に關し、國事犯罪者として、ゲフケン氏を帝國裁判所に訴へたり。然れども同裁判所の第一刑事局は、翌年一月四日に於て、此告發は追究の限りに非ずと判決せり。

豫審の歸着によれば、被告が「獨逸評論」の紙上に發表せし記事により、獨逸帝國の安寧上、他國政府に對し保つべき秘密を漏泄せしとする

ゲフケン  
授の審問と  
帝國裁判所  
の判決

假定に對しては、十分なる嫌疑の理由ありと雖、被告の行爲か有罪なる爲め、彼の意圖亦然りとする假定に對しては、當法庭の見解に據れば、證據不充分なりとす。

國內及び國外に於ける非帝國派新聞は、此判決を利用して、事實及び裁判處分並に此處分の準備及び療止の原因に關し、奸曲なる偽説を流布する。猶ゲフケン博士が、彼日誌漏泄の發覺せし當時に於ける如し、獨逸刑法管理の公平と尊重とは、大に怪まざるを得ず、何となれば、此事件に對する検事局と帝國裁判所との處分は、偏頗故意なる針路を執りたればなり。比公は、此侵害に對抗し、遂に千八百八十九年正月十三日、皇帝に直奏して曰く、陛下請ふ他の記事と同く、ゲフケン事件の告訴狀をも、宜く帝國官報及び普國官報に公にすべきを命じ給へど、皇帝即日其議を採用せられ、兩官報は、其全文を正月十六日の紙上に記載せり。此に由て今左にゲフケンに對する罪狀の要點を讀者に報せん。

「詐偽の嫌疑は、確證すべからざるものなり。ボンに於て同學の友た

りし以來皇太子と親密なる間柄なりし教授ゲフケンハ、千八百七十三年ウキースバーデンに於て、千八百七十年以來、千八百七十年及び七十一年事件に關し、皇太子が親ら記述編成せし日誌を數週間借覽せり。七百頁に亘る冊子なるを、ゲフケンハ、凡そ二十頁に於て、其摘要を記したり、而して原本は、多く軍事上の消息を傳ると雖、彼の抄略せしものには、重に政治上に屬するもの、みを簡略に記載し、別に附加變更する所なきなり。此摘要を編する事は、皇太子の許可を経たるものにして、其了るや、太子の原本を伯林に返送せり。ゲフケンガ此摘要の發表に由て生せん事を希望せし目的は、決して政治的に非ずして、却て歴史的なりし、彼が論破せし如く、當時の皇太子、後のフリードリッヒ皇帝の一身に關しては、此日誌に由て、何事をも發表せられず、又フリードリッヒ皇后も前の質問に對し、聽許を與へられざりき。王宮の内庫には、皇帝フリードリッヒの三種の日誌あり、其一は、官房にて書記されしものにて、獨逸評論の發表せし記事と一致せるに由

り、ゲフケンガ真正の見本より寫し取りし事は疑ふべきに非ず。彼の辯護士は此事件審理中、皇太子自身か此日誌を秘密にするの意なかりし事を主張するに憚らざりき。之に反して、前海軍大將ストゥシユを審問せし所によれば、千八百八十六年或は八十七年の頃、皇太子は親しく此親臣に向ひ、前斷と異なる意思を宣へられし事、明なり、即ち彼(皇太子)は、人事並に政治上夥多の事件を記載せる故に、千八百七十年より七十一年に至る彼の日誌を、ストゥシユに示さるべしと曰へり。されば、此頃に至れば、皇太子は、之を公にするを欲せざりしなり。想ふに我輩主の此の如き、戒心は、フォングスタッド、フライターグの周到なる忠言の結果なるべし。フライターグは、千八百七十二年より七十六年に至る間に於て、皇太子をボツダムに訪問せり、此時彼の日誌を借覽するの榮を得たり、讀み了りて彼は、之を返呈し同時に、切なる願を陳じて曰く、此日誌の公示及び、之を第三者に惠與さるゝ事は、如何なる場合と雖、向後斷念せらるべし、何となれば臣の

見る所によれば、日誌の公示は決して帝國の安寧並に高貴なる編纂者(即ち皇太子)の威嚴と兩立すべきものならざるべければなりと。是に於てか此公示を以て帝國を危ふし、率て王國を誤らしむるとなすの告訴生し中に獨逸帝國憲法の制定上及び獨逸帝國と法王領魯西亞、英吉利、ルキセンブルグ及び擔保諸國、白耳義及び佛蘭西との干繫上に關する國家の重大なる秘密褻瀆の罪條を列擧するに至りし所以なりとす。爾後此告訴はドオルス、即ち帝國刑法の第九十二條に據り、請求されたる國家危險の意識の考查を経たり。想ふに被告は此日誌の發表が違法にして、之に記せる内容は、獨逸帝國の平和を、内外より非常に危険ならしむるものなりとする所以を、其國法及び民法の教師並びに従前の外交家として知悉する所あるべきなり。被告家族の辯護方便は、被告が精神錯亂せる爲めに禁止せられざりき、何となれば被告は既に成規の満足を以て、如何に甚き誹謗を、此發表か爲すならんかを明示したればなり。最初、獨逸評論の編輯員及

び出版者は、之を發表するに當り、誹謗に涉る箇處を添削したり而もゲフケンには、此箇處をも、共に公にせむを希へり。告訴は男爵フォンロッゲンバッハと被告との差押へられたる通信中より殊に此犯罪的發表を來す爲めに、比公に對する無謀無比の憎惡及びゲフケン自身が無謀無比の自負が、並び生ぜし事を以て、發表の動機なりと斷言せり。

帝國裁判所が此の如く無頓着に被告が法律上必要なる意識を以て處せざりし事、及び他國政府に對し、獨逸の安寧上、秘密に附すべき此條目が、新聞に記載され、世論を惹起せし事を看過せしを想へば、被告に對する帝國裁判所の判決は、獨逸裁判法の獨立及び公平を現實にせしものなるべく、隨て訴狀の公示は、獨逸の最廣範圍に於て帝國裁判所が被告を處する常に嚴酷なるよりも、寧ろ寛大に過ぐるものありとの感動を與へたり。

## 第二章 維廉二世統御の發端

## 判斷の原則

吾人は之より本書に包含せる最後の時代に移り論せんとす、想ふに此時代は、公平なる理會と精密なる判斷とを要する最重大の部分なり、前諸章に於ける事績の解釋は、圖書館の平靜清澄なる源泉を汲みて論述せし所なりと雖、此に至て、水源涸渇して又流出するなし、諸公用文書の史料とすべきものは、有限狹隘なれども、由て生じる利益は、却て誠に肝要なりとす。翻て、政治の首領、黨派の機關地位の競争、種族階級の利害等より發せる偏頗なる判斷を見よ、其花々しき誇張の爲め、日刊新聞並に政治雜誌の購讀者をして、亦知らず知らず、其判斷の念慮を一方に傾注し、遂に偏見に陥らしむるに非ずや。

皇帝維廉一世、及びフリードリッヒ三世の政府は、其治下に現出し、若くは先代に生じて彼等の擔任となり、之に由て獨乙國民の福利を増進するに足る諸問題を悉く解釋したるに非るなり。此諸問題の多くは、現

生存者が、見る能はざるの日に於て解釋せらるゝなるべし。然れども此等逝去せられたる第一流の兩獨逸皇帝の英姿は、其覺悟精勵の真相及び其功勳の標準と共に吾人の眼前に閉鎖せられたり。死は兩帝の生涯及び生涯の事情に隠蔽の線を畫しぬ。されば、兩帝治世中の事績及び其歴史的影響を考へんと欲する者の要務は、正確に材料を蒐集して、公平に抽象するに在り、歴史的判斷は、死者の事績は善行のみと曰へる俚言に係はるべきものならざれば、殊に公平に抽象するを忘るべからせ。此故に、今述べんとする本書中の最終時代は、正確なる理會及び評價を爲す爲め、特別に其使用せる材料の信用するに足るや否やを細心考査し、又信すべき史料が供給する事跡に關し、不諱無私の觀察を下すべきなり。

茲に吾人の報道すべき事件の中心及び頂點たるものは、千八百八十八年六月十五日フリードリッヒ皇帝崩御後に於ける青年の皇帝ウキルヘルム二世の出現なりとす。威名ある父皇が、健康に渡らせられ、其末

永き治世の下に、獨逸帝國及び普魯西王國の太子として呼ばれ給ふならんと思はれしかば、ウキルヘルム親王に關しては、外國人の誹謗時に親王をも既に其犠牲とするを憚らざりしと雖、國內の公論及び新聞は、未だ其消息を泄らすことわらざりき。然れども、父皇の不幸なる病氣に罹られ、病勢大漸、親王が青年の身を以て、獨逸の帝位に昇らるゝ近きに在るを知るに及び、幾百萬の口舌、幾百千の新聞、始てウキルヘルム親王に對し、贊辭諛語を呈し、喋々喃喃の聲止むなかりし。猶日中の光り限なき處に住まはるゝ如く、其一言一行、滿廷の侍臣が見聞する所の大帝國の繼嗣にして、早々即位せられたる喪中のウキルヘルム親王の如く、種々なる批判を受けし者は、他にあらざるべし。此等の批判が相矛盾し、或は親王の眞性質を歪斜ならしめしに就ては、國の内外に於ける人民及び其新紙が、感情上より評論するものなきにあらず。然れども、此性質に對し、惡むべき歪斜殘害を與へたるの主罪は、彼の蠢愚卑陋なる非獨逸的雜誌記者の中傷に在り、彼は少年にして大喪に

皇帝とヒンツペーテル

沈み給へる親王を誣るに、最奸惡なる考案と最邪曲なる計策とを以てしたり。又親王に關せる批評の區々なる所以の一は、親王の師傳ゲー・ヒンツペーテル博士の報告せる事實、即ち親王は、當時其全性質上に斷乎たる變化を來せしと告げしに在り。

ヒンツペーテルの「皇帝ウキルヘルム二世及び其性質に關せる略案」なる記録に曰く、言語辯論湧出したる年少の親王が、沈着、謹慎、威重なる君主に急速に成熟されし事は、皇室の譬へん方なき不幸に由て、過ぎし大喪中沈み給ひし深き哀悼の結果なるべし。深く悲むべき祖皇、痛惜誠に曰ひ盡し難き父皇及びいとも不運なる母后を懷ひ給ひて、此の如き性質にならせ給ひ、貴き熱情が親王の考慮希望の支柱たるに至れり。

師傳ヒンツペーテル博士は、實に年少皇帝の性質希望、行狀に關し、無上特歩の判斷者と謂ふべし。彼自ら曰く、余は、二十年餘、皇帝の箇人としての發達に注意し、其中、十年以上は其箇人としての性質を、殊に撰て研



究の目的とせり」と。此故に彼の記録中、性質に關せる略案は、殊に歴史的價値を有し、同時に讀者をして、皇帝の忠實なる師傅が、登極の當時に、彼より描きたる肖像を、皇帝向後の舉動に應じ、完成増補せしむるに足れり。今更に此略案中、一二重要なる部分を掲載すべし。

千八百五十九年一月二十七日、ウエルンの頑固と、ホーヘンツォルレン的理想を加味したる我意の結合よりして、一人物生れたり、其特に強く刻まれたる體格は、外來の障礙に抗して、何等の變化をも受けず、其固有の天質を以て發達し行けり、外部に關する事(即ち宮中の禮式學校及び軍隊的訓練諭示の作法等)は熱心に注意されしかば、容易に熟達せられしも、内部の性質を捕捉し來り、一定の方向に之を發達せしむるは、非常に困難なりし、實に疎大なる外部の性質は、非常に思想上の訓練に抗抵せり、始めは、唯外部の體力及び四肢の協力が、總ての抗抵に打ち勝ち居りしも、終に覺醒されたる知識が固有の意志を致して補助者たらしめ、是に由て爾後如何なる難事をも排除するを

得るに至れり。而れども此く注意されたる道德的勢力の折々の制壓が成長したる親王の心性を除き去り、彼の性質が外部の威力より動かされ、整へられ、導かれて、常に適當に發達したり、但し決して變化若くは遷移せしに非ざるなり、此等々たる特種の植物は、其培養者より、自己の發育に有用なる滋養を吸収して、此く鬱然暢茂するを得たり、寺院の教育亦閑暇の際に施され、初め自由思想及び其成長後嚴格なる正教的精神の講述を聽き給へり、彼の意思上には、煩惱畏縮の狀なく、彼に注入されしものを咀嚼する能力は、命せられたる問題より、宗教上の説明を、自家の使用上、巧に配合するを得せしめたり、

父皇は、生長したる太子をして、商人的生活の興味に感染せしむるよりも、寧ろ軍人的氣風たらしめんと欲せり、其意外にも、太子をカスセルに遣り、同地體操傳習所の學生と爲し給ひしものは、畢竟此思慮より出でしものゝ如し、博物館、製造所、工場及び鑛山は、親く太子の來臨視察し給ふ所となりぬ、此の如く學校、學生、人民等の生活上に、

獎勵的關與わらせられしと同時に、天性の軍人的趣味は、益々強大となり、終に夢想思慮及び行爲の上に、其勢力の認知せらるゝに至れり。太子が年齒既に長し、政治的訓養を得、祖皇、父皇及び有名なる首相に親炙し、彼等の思想及び計策の在る所を與り聽き、若くは此等の實行に斡旋せし時に流露せし精神の如く、功名崇拜、威奮等の勃々たる念慮に驅られたるもの、他に其比を見せ。太子の可憐なる意氣の熱心が、此等三人の高僧的實踐哲學と親密なる交際を爲すを妨げ、若くは迷はすものなかりし。されど、探火裁判に於てさへ、彼自身の本色確保され、此の有力なる威勢の爲めに、毫も異様の形象に變成せらるゝなく、唯其天性よりも一層剛強なる明斷の思慮と、精鍊せる意志とを保持せるを認るのみ、黨派的競争及び黨派的利害が、彼の性質に抵抗せり、又抵抗すべきものならん。何となれば、主權の實體は、他の總ての勢力に對し、獨立にして又獨裁、自治なるにより、太子の性質たる、其真相を擲すれば、主權的なりと謂ふを得べければなり。彼の純乎た

皇帝の比西  
馬克を尊敬  
せらるゝ事

る獨裁自治の性質なるや、彼は禍福、善惡、美醜を論せず、到來せる凡百のものより、明快にして確實、規矩ありて均平、強剛にして智慧なる如き總て彼に適應せるものを採用するに務めり、智慧と公正とは、獨り彼の理論的、道德なるのみならず、又彼の全豹に適合し、彼の熱中と行爲とを決定する性質なり……但し一の感覺ありて、彼を支配するものあり、是即ち義務的念慮にして、彼の性質の全部中、最強剛、最効果ある發條たるものとす、是れ彼をして、大政を總攬して、泰然畏れず、無限の辨明より羈絆せらるゝ事なくして、其職務を斷行するを得せしめん。

ウキルヘルム皇帝が衷情より比公を親愛尊敬せらるゝ事は、ヒンツベリテル氏の論破せし如く、又皇帝親ら其即位前後首相に對し、屢々感激せしむる手段に依り、告げ給ひし所なるか、此觀念は、更に皇帝が獨逸の歴史及政策を親しく研究せらるゝに及び、其尙幼冲時代に反對的注入及び暗示ありしに拘らば、愈自己を同化して又疑ふ所なからしめた

り。憶ふに、幼少の諸親王が王宮にて受けし最初の獨逸歴史教師はレフエントロウ伯爵夫人にして、其シユレスウキツグホルスタンに生れ、獨逸を不俱戴天の仇とせるものなるや、故國の最近歴史を講ずるに、千八百六十六年普魯西が之を聯合せしは寧ろ<sup>ロイス・シュタイン</sup>呑噬なりとの意を以て諸親王に注入したり。皇太子の殿中にて第一の任務を帯へる女官、即ち詩人ブトリツのグスタフ氏の妻は、レフエントロウ伯爵夫人か普魯西諸親王に授けたる得意の手段及び傾向に對し、勢威ある貴顯(皇太子妃)に之を抗拒するの意を呈せしも、其扶助を得るを果たさざりし爲め辭職せり。最非難されし裁判者、即ちウキルヘルム、皇帝か一千八百七十七年在學せし頃、ボンに於ける史學教授たりしウキルヘルム、マウレンブレッヘル氏も、亦ウキルヘルム親王の歴史的政治上の師表に對し、不利なる感念を有したり。彼か千八百八十四年ライプツヒに轉せし頃、人に語て曰く、余は始めてウキルヘルム親王に謁せし際、親王が獨逸最近の歴史及び政治殊に比公に關し論せられし意見を聽き、非常に驚

駭したり、是を以て余は、既に設立せし余の學舎に於て、余の述る獨逸最近史の講演を親王の聽聞せられん事を建言せり、親王喜んで建言を納れられたり」と。

マウレンブレッヘル氏、又曰く、ウキルヘルム親王がボンを去り余と別れ給ひし頃は、以前と大に赴を異にし、比公並びに此政治家の歴史的生涯に對し、非常なる稱嘆者となられたり。此の如き効果を見ん事は、誠に余の訓練に自負せしめざるを得ず。余は自ら一の著述をも試み、又門生をして一の歴史攻究者たらしめ、若くは余の講義に親炙し感動教化せられしものあらざるも、居常竊かに以て自ら安んずる所あるなり。自ら謂ふ、汝は未來の獨逸皇帝をして、彼の國民の真正なる現在及び歴史、其偉大にして尊貴なる事を知悉せしめ、獨逸的觀念と熱中とに涵養せしめ、就中、獨逸帝國の建說者、並に守護者たる比公に、赤誠の敬度を拂はしめしにあらざや」と。

ヒンツペーテルの記録はウキルヘルム親王か獨逸歴史の智識に缺

乏し、爲めにボンにて之を攻究せられし事に關し、一も述る所なし。想ふに是れ、性質に關せる畧案の著者が此缺乏に就き注意し、若くは覺知する所なきが爲めか。然れども、此事實は掲載の價值あり、何となれば親王が強勢なる外界の影響に由て、變動せられざるなりとヒンツペーテルが斷言せる法則の、最光榮ある例外なるを以てなり。

親王が皇子若くは皇太子たりし時より、既に比公に對し感激せし所を屢々自認せしは、前に述べし如し。而して此種の感動最深き重要な發表は、皇太子が千八百八十八年四月一日比公の誕生日に於て其健康を祝せし事なりとす。其祝辭は左の如し、

「高貴なる卿よ、卿が今言ひし四十年間に於て今日よりも重大肝要の時、あらざるべし。卿が二十七年の久き、忠實に仕へたる維廉皇帝は、既に世を去り給へり。富強なる現帝國建設に大勳ある吾高貴なる卿に對し、我國民は熱心なる感激を以て祝意を表せり。高貴なる卿は、我帝國に對し、從來の如く、又吾人一同が、古獨逸人の忠誠を以て

仕る如く、鞠躬努力せらるゝなるべし。軍事上の比喩を以てせんば、朕の現在の位置は、猶ほ進撃せる軍隊の如し。軍隊を率ゐたる最近の司令官は、身重傷を負ひしも、勇敢に進撃したり。旗手の高く揮り廻せる軍旗に閃光向ひぬ。高貴なる卿は之と等しく帝國の國旗を高く翻がへせ。吾親愛尊敬する皇帝と共に、卿が高く國旗を運び行くの日月、尙長久ならん事は、朕が滿腔の懇願なり。神よ希くは、吾皇帝と高貴なる卿とを恵めよ。」

尙吾人は、新に即位せられし年少皇帝が、帝國第一の功臣を尊重せらるゝ種々の例證を陳述すべし。獨逸自由思想派及び中央黨に於ける比公の反對者を除くの外、獨逸全國民が、皇帝を歡呼する如く、皇帝は、屢々帝國隨一の任俠者を國民の眼前に於て崇敬顯彰せり。然れども、曩の親王、今の皇帝ウキルヘルムも亦之と同様なる歡聲を受けられ、頑固の反動者が、獨逸の帝位相續者たる皇帝を彼等の偏狹なる黨派的攻撃の材料に捕へ來り、統御の盲從者なりとし、以て無禮厚顔なる讒謗罵詈

頑固なる反動者

を試みしも無益に屬したり。此暴慢なる企圖は、一千八百八十七年十一月廿八日、伯林に於て、時の監督總監オットー・フォン・メルゼーワルゼー伯か、伯林市教會に對し、錢財を得ん爲め、召集せる會議に因て、其動機を興へたり。此會議には、寺院干繋者の外、ウキルヘルム親王及親王妃の親臨あり、ストリッケル並に國民自由派のフォンベンダ、ハンゼマン等亦列席せり、蓋し會合の目的、獨逸の各地方より伯林市に流入する同胞に由て惹起せる寺院の困難を防ぐ爲め、獨逸各地より錢財を募集するに在るや、殆ど全帝國より來會したり。當時ワルゼー伯謂て曰く、伯林市教會は、絶對的に何れの黨派にも屬せずと、ウキルヘルム親王は、簡單にワルゼー伯の事業に同意する旨を述べられたり。然るに、十字新聞は、親王の演説を報ずる記事中、基督兼社會的思想の語を録し、汲々として親王の脚下に侮慢を加へたり。此行爲に對し、保守黨の機關、郵報ポストの如き、亦駭撃を試みぬ。ウキルヘルム親王亦、親ら痛く此虛言を反駁せられたり。何となれば、宮廷の法教師が、千八百八十八年正月元日に參朝祝賀を

述べ、又新聞紙上親王を非難せし如く、神國の務めに、親王の干渉する事に關し云々せしに及び、親王答て曰く、汝等が唱導せる誤解は、我尊嚴なる皇帝及び朕の高貴なる父皇の遺範に隨ひ、政黨上の爭論以外に立ち、總て貧弱者の福利を増進し、富強ならしめむとする朕を妨ぐる能はざるなりと。此の如き訓諭ありしに關せず、執拗なる反動者は更に、ワルゼー會議に於ける親王の演説を、矯めんと力めしを以て、此會議關係者の一人たる白髮の代議士フォンベンダ氏は、十月々末千八百八十八年マダデブルグにて、一場の演説を爲せり。曰く、余はウキルヘルム親王の演説を、會議後直に記録せしを以て、無制限に其記録に由り殿下が伯林教會の爲めに、政治的及び宗教的黨派根性の曇らす所とならざる公明なる干渉を要求せし事を確保すと、頑固なる新紙ライヒス帝國報知ポチテは、フォンベンダの説を目して、親王の體軀は、合同派選舉の目的に、既に用ひ盡されしと評すに躊躇せざりき。されど御用新聞、漢堡通信が、年少の皇帝は尙其旅行の途に在りし際に、フォンベンダ君がマダデブルグに於て

爲したる演説に對し、電報を以て感謝の意を表したりとの報道を傳へしに由り、此亡狀なる舉動は、其局を結びたり。

ウキルヘルム親王は、其戦争及び掠奪を希へりとの流言に對し、遂に公然之が辯駁を爲せり。即ち千八百八十八年二月八日、ブランデンブルグ州に於ける州會の祝宴席上にて、彼は衆に向ひ、予は大なる社會、殊に外國に於て、輕忽にも、野心に驅られて戦を好むものと信せられ居るを知る。然れども予は、憤怒を以て、此の如き誣言を反駁せざるを得ざるなり」と曰ひ給ひぬ。

此の如く、年少統治者の面影は、其即位の頃までは、多少天性に従ひたる實際の進行中に之を認めしと雖、之より吾人は、更に其治世に於ける第一の行爲を考ふべし。

千八百八十八年六月十六日、青年皇帝は陸海兩軍に對する自家の第一職務を公布し、大元帥として、其即位せしを告げ、且つ詔して曰く、吾人既に同胞、乃ち互に協力し、戦亂平和に論なく、神意に従て永久相共に國

治世劈頭の  
處置

## 勅語

土を守らん」と。皇帝が此の如く始めて、陸海軍に勅諭せられしを以て有名なる非獨逸派の機關は、今新に彼が「軍人皇帝」として統御するなるべく、或は戦雲の破裂近きに在るべしと迄論せり。隨て此等の筆鋒は従來獨逸に對せる敵抗心を驅て、今や新に皇帝に向けられたり。何となれば六月十八日、朕の國民に告ぐなる勅語に於て、皇帝並に國王は、朕今全聯邦の君として位を踐めり、神は朕をして父皇の遺範に倣ひ、公正寛大の君たらしめ、信仰、敬神を管理し、平和を保全し、國土の好運を進捗せしめ、貧弱孤獨の擁護者たらしめ、正理の忠實なる守衛者たらしむるなるべし」と宣言せしを以てなり。比公は皇帝の親諭を擴充するの意を以て、六月二十一日、聯邦會議に於て左の如く演説せり。

「皇帝は帝國憲法の維持並びに聯邦の領域を、其裏面に含蓄せる権利と共に保護するを以て、其最上任務と思惟せり。内治外交に關しては、皇帝陛下は帝位の尊嚴を踐み給ひし諸先皇が國民の親愛を得給ひしと共に、諸外國よりは、彼等が獨逸帝國の富強に依て、歐洲の平和

を擔保せしとの信用を得給ひし所以の規程を遵奉し行くべし。同演說中、比公尙曰へり、獨逸王侯ドイツエフェルツゲン並びに自由都市フライエンスタットに對する同盟上の信認は年少皇帝の確實に維持せらるゝ所なり」と。

此の言語は、宏大なる通告に因て、保證せられたり。即ち六月二十五日、帝國議會を開かるゝに際し、獨逸の全王侯は、年少皇帝の左右に集り來りしを以てなり。此議會に下されし皇帝の勅宣中、鑿きに、比公をして聯邦會議場裏に代り辯せしめし平和擔保の意を明快生氣ある語調を以て、再び述べ給ひたり。皇帝當時の言に曰く、

「朕は、特に朕の至仁なる祖皇が千八百八十一年十一月十七日布告し給ひし公報の全範圍に遵ひ、其精神を奉じ、以て帝國立法權が勞働者に對し、基督教旨の附加として、競争場裏の貧弱苦難の徒に生存を確證するに足る保護を與ふるに力めん事を願ふ。勅語中に此章句の採用せられ居るは、尙ほ後に起草せられし前に、皇帝より親しく命せられし所に係る。皇帝又曰く、外交に關しては、朕は朕に向て平和を

千八百八十  
八年六月十  
日帝國議會  
開か

以てする各邦に對し、平和を維持せん事を確定せり。獨逸軍隊に對する朕の親愛と朕の地位とは、帝國若くは同盟國が侵略を蒙る爲めに、戦争の已むを得ざる外は、妄りに國土をして平和の恩恵に浴せしめざる如き事を試みさらしむべし。我軍隊は、吾人に平和を擔保すべし、而して一旦平和破裂したらむには、我軍隊は光榮を以て再び平和を克復するに力むるなるべし」と。

此勅宣朗讀の後、皇帝は滿場議員の眼前に於て、比公に恩寵眷顧の隆渥なる證據を與へられたり。即ち彼が首相に其勅宣を返附せし際に、殊に玉座より降り來り、彼に手を伸はし、力強く握手し給へり。比公、亦皇帝に握手の返禮を爲し、加ふるに皇帝の右手に接吻したり。然る後、皇帝は玉座に歸り、開かれたる議會に述べ給ふ所ありき。議會は、其翌日(六月二十六日)に至り、皇帝に對し、感激せる謝辭を呈し、終て再び閉會せられたり。

六月廿七日、皇帝は普國國會を開き、其勅宣には聯邦會議並びに帝國

普國國會

議會に於ける如く平和擔保の意を告げ給ひ、尙ほ左の如く詔ありたり。王權の擴張を務め、爲めに我鞏固なる現狀に對する國民の信用を動搖せしむる如きは、朕の厭ふ所なり。……朕は朕の英明なる父祖の遺訓に遵ひ常に朕の義務として、信仰の自由により、國內に於ける諸宗旨に王者の保護を與ふるを力むへし、朕は、神命に由て、朕に致されし諸問題に對し、義務的觀念の確信を以て、自ら之に任まべし、又、國王は普國に於ける第一の臣僕なりとのフリードリッヒ大帝の訓戒を服膺し、敢て忘るゝなかるべし。

比公は、是に於て翌日<sup>六月十八日</sup>皇室の二三僚友に對し、皇帝ウキルヘルム二世並びに一般の事情に就きて言ふ所ありたり（ハーン、ウキッペルマン氏の記述五百四十八頁及五百四十九頁を見よ）。

皇帝維廉二世  
世と比西馬  
克

公は、先づ皇帝の天賦並びに彼に致されし諸問題に就き、理會の深き事、又年少皇帝が、以て大綱を總攬するに足るべき意志の鞏固、熱心、勤勉なる事等に關し、非常なる安堵、否、實に感激を以て語りたり。次に

公は、如何に皇帝が各方面に對し、平和を愛せらるゝ事を、種々の機會に於て、認識するに力めしかを指示せり、彼は平和の維持を以て、外交上、最重要なる問題と思惟せること、猶内治上、社會政治界に於る立法權の繼續、宗教異同の均一、及び農業、工業、商業等の獎勵に由り、國家生産力の増進に居常注視し、之を實行せんと欲せる如し。此等の聖慮に、忠實に贊同し、且つ輔佐せしめん爲め、ウキルヘルム皇帝は、比公に正理赤誠を以て請ふ所ありたり、而して彼れ首相も亦た、其生命を健康の許す限りは、股肱の任を辭するに忍びざるの確乎たる保險を與へたり。首相が實に滿腔の感激と眼底の熱涙とを以て、此の如き保證を與へられしを想へば、此約束たる、公が最後の呼吸まで保持して敢て渝るなき所のものなるべし。公は尙進んで現在成り立てる關係の下には、世界の平和斷じて毀損せらるゝなしと觀破せる事を附言せり。

皇帝の平和  
的北方(魯  
西亞、瑞典、  
丁抹)巡遊

皇帝平和を愛し給ふとの宏大なる通知は、其歐洲諸友邦の君主を歴



訪するに當り、劈頭第一に魯西亞皇帝を訪ふべしとの意を魯皇に示せし行爲に由て、明白なるを得たり。是を以て、魯皇は、歐洲平和の判定者として指目せられ、魯皇自身も亦大に喜ぶ所あり。獨逸に於ける輿論の多數は、此訪問を以て、從來久しく獨逸國に懇款を缺きたる朝廷に對し、過分の懇款を致すものなりと論せり。然れども、恐らくは、ハンス、デルブルック氏が「普國年鑑」に述べたる議論を、公平なりとし、同情を表せしもの少からざりしならん、其論に曰く、須らく第一着に魯國を訪問すべし、何となれば爾後皇帝が最友愛なる朝廷を訪問せらるゝに際し、此等最友邦並びに獨逸聯邦は、先づ皇帝が聖彼得斯堡に於て、惹起せし感覺に就き察みるを得べきを以てなりと。尤も他の方面に於て、此旅行は、政治上、無價値のものなるべし。然れども、皇帝の慧眼は、此魯都への旅行が不仁なる魯國の表面的款待に拘はらず、聯邦より毫も意見を吐露するなかりし程にも、比公の手腕に依て、獨逸國と聯盟せる邦國の信用を以て、確乎動かすを得ざらめしを觀破せり。於是皇帝は、爲めに

或は魯西亞を打撃するなきやを懸念したり。帝の往く、鐵道に依らず、海路艦隊に警衛せられて向ひぬ。皇弟、ハインリッヒ親王、御坐艦、ホーヘンゾレルン號を指揮し、伯爵ヘルベルト、フォンビズマルク、陸軍大將フォン、ハーンケ、及び有名の臣下其左右に隨從せり。千八百八十八年七月十九日、クロンシュタット附近の沖合に於て、兩國皇帝相會せらる。同月廿四日迄は、壯嚴なる觀兵式、朝廷及び臣民より催せる魯國首府に於ける饗宴及び友愛なる祝詞等相續けり。朝廷と帝都人民とは、固より論なく、獨逸に敵意を挟む最甚き總スラヴ同盟派の新聞さへ、友愛なる獨逸貴賓に對し、濃かなる情緒を以て、歡迎祝賀するを禁ずる能はざりき。

ウキルヘルム皇帝、既に聖彼得斯堡を發し、還幸の途に上らるゝや、七月二十六日を以て、ストックホルムに上陸せられ、久しく獨逸帝國に友誼深き瑞典王室と觀晤に時を移されたり。是に於てか、瑞典國王オスカルは、同八月を以て、皇帝第五の皇子、洗禮の際、教父の任務を行はん爲

め、伯林に訪問の返禮を爲しぬ(八月三十一日)。七月三十日皇帝は艦隊をコーペンハーゲンに着せしめ、以て丁抹國王及び其國民に媾和の實證を與へ、同時に丁抹國會が皇帝ウキルヘルム一世遠逝の際、表したる慰問の美擧に對し、皇帝としての謝禮を盡されたり。年少皇帝の寛大なる、丁抹首府に於ける教育ある、若くは是無き群集の一二敵愾の罵詈を觀過して又問ひ給はざりき。コーペンハーゲン滞在一日の後、其翌七月三十一日、車駕既に獨逸國に入りしや、殊に皇國の元勳比公をフリードリツヒスルーに訪問せられたり。

比公は皇帝ウキルヘルム二世が始めて帝位に登られし刻間に於て、既に自ら皇國首相の任を務めらるゝならんを預言せしなるべし。此預言は、後日果然事實となりぬ。年少皇帝は、此露西亞旅行を以て、躬親ら首相の職務に堪ゆべき最初の雛形と爲し、坐るに自信を強めたりしと雖、此雛形は、未だ充分に成功せしに見えず。見よ、皇帝は還幸後、比公及び英國より來れる人士に向ひ、露西亞帝室訪問の際、同國貴顯社會が

## 魯國新聞の敵意

呈せし祝辭贊稱に關し、殆んど一も關知せしめざるにあらすや。此間の消息は、露西亞御用新聞の態度に由て伺ひ知るを得べし、即ち既に八月中旬に於て、ブルユスセルの「北方」(即ち露國外務省の一高官が指揮せる一新聞)は左の如く記せり。

丁抹諸新聞の輿論に依れば、ブラーグ平和條約第五條の實施は、丁抹獨逸間に於ける真正なる媾和の必要條件たるものなり、而して皇帝の旅行は、シユレスウキッグ、ボルスタイン問題を再現せしめ、獨逸と丁抹との不和を復活せしめたりと。「北獨逸普通新聞」は、此暴慢なる記事に注意して曰く、「此に由て、北方の背後に立てる露國政治家が尙吾人をして彼の普佛戦争と關聯してシユレスウキッグの最大部分を遠附せしめんと欲するを察知すべきなりと。」

此の如き魯西亞丁抹の託言に對する獨逸の答辯は、千八百八十八年十二月に於ける北シユレスウキッグに下せる獨逸訓令の發布なりとす。而れども魯國の有力なる新聞が、獨逸に敵對するの念は、獨逸皇帝

の旅行以後却て益々増加したり。即ち其動機は、獨逸の深仇にして魯西亞の親友たるセルビアの女王、ナタリーガ、七月十二日其誘ひ去りしセルビアの太子を、其父、ミラン王の請に由り、ベルグラードの父王の許に送致せし後ち、ウキースパーデン獨逸國内地より放逐されし事に發せり。是に於て魯國の新聞は暴慢無禮の態度を獨逸政府に加ふるに至り、爲めに、比公の機關たる「北獨逸普通新聞」は先づ九月十日を以て、ナタリー女王の獨逸に對する敵對憎惡の情を曝露し、次に同月三十日、皇帝カウキースパーデンに在る女王に發せし公用電報を印刷に附せざるを得ざりき。此に至り、此事件に對し躍起せし魯西亞の新聞は、遂に漸々沈黙に歸しぬ、されど、此新聞は獨逸に對し、更に其惡感情を吐露するに足る一新機會を發見せり。即ち千八百八十年十二月、魯國大藏大臣カ巴里に於て一億二千五百萬ルーベルの借金を悉く魯西亞相場にて拂ひ、爲めに佛國をして、單に元利金の損失を以て、魯國の友情を買收せしめしに乘し、獨逸の御用新聞は、其人民に助言し、魯國を云々する所あり

しに由り、大に魯國新聞の憤怒を招きたり。此種の助言は尙廣き範圍に向て、吹聴せられぬ、尤も魯國皇帝並びに外務大臣フォンギールス氏は、此の如き獨逸の攻撃を免るゝを得たり。ギールス氏は、ウキルヘルム皇帝が曩に聖彼得斯堡に幸せし時、既に其尊重を辱ふせり。千八百八十八年十月三十日、其奉職五十年祝の行はれしや、皇帝は彼に慈仁なる祝電を發せり。「朕と朕の高貴なる友人、又最近き親族たるアレキサンデル皇帝陛下とを結び付けたる公事並に私事の關係に就き、確實忠良の斡旋者たる卿に對し祝意を表す。」此前、日皇帝はフリードリッヒスルウに於る比公の邸に在らせられたり。大臣フォンギールス氏は感謝の答辭を呈し、且つ結末に記して曰く「臣は、臣の卓越せる君主の信用に由り、陛下と我皇帝とを結合せる友愛なる思慮並びに兩國互に親密の間柄なる傳説の斡旋者なりと呼ばれし光榮を深謝す」と。

ウキルヘルム皇帝が千八百八十八年十月初旬には維納に、同月中旬には羅馬に向はれし平和旅行は、到る處群衆の感奮せる歡呼の聲を以て

於ける平和  
的巡遊

充たされたり。其埃太利旅行の際は一日ミュンヘンに滞在せられ、同市にて攝政たるバイエルンのルートボルドと友誼的盟約を温められぬ。維納にては、兩帝共に其言辭中に、兩國軍隊の解くべからざる軍人同志なるを回想したり。羅馬及びナポリにては熱血なる人民の感激譬ふるに物なし。皇帝は王宮よりせせして、普國大使館より法王を訪問しぬ。此法王訪問は敬意を表するに在り、少くとも世界的法王支配の復興に獨逸及皇帝の扶助あらん事を各意大利人に明知せしむる爲めに、皇帝は、朝宴の席上、祝杯を舉げ謂て曰く、吾人既に歴史を同ふせり、乃ち須らく最堅固なる平和の擔保上、吾人々民相協力し以て此統一を維持すべきなりと。

獨逸帝國內にては皇帝即位初年間、獨逸大都府住民等、屢々年少君主を慶賀するの祝祭を舉行したり。漢堡の如き、同市及びブレーメンの關稅加入に引續き舉行したる十月二十九日の祝祭に皇帝親臨し、其歡呼を受けられたり。即日還幸の節、ウキルヘルム皇帝は、殊に駕を枉げ

饗宴及び演

て首相比公をフリードリッヒスルーに訪へり、是れ今年中に於ける第二次の訪問とす。同月三十一日には、ライプツヒヒに於てザクセン王の來臨を乞ひ帝國裁判所建築の地固め式を舉行しぬ。此くして皇帝は、到る處、談話若くは聴くに足るべき陳述を試みられたり。又ゾンテンブルグに於ける約漢講コングレンツルザルムに千四十二年巡禮者接待の爲めの祭日に臨では、此の如き貴族の會員を國民の最貴なるものと呼び、八月二十三日、其他種々なる軍人の演習朝官の狩獵等にも親く臨まれたり。十一月十五日より十七日に至る間、炬火行列を以て皇帝を祝せしブレスラウに於ては、親しく其勤王なる勞働者壹万二千人の代表者に向ひ、朕は切に、勞働者の幸福を祈るものなりと告げ給ひぬ。想ふに其忠實に對し此の如き勅語を受けしはブレスラウの勞働者とれ嚆矢たるか。又皇帝は、ブレスラウ市長フリーデンスブルグ氏に向はれ、同市に於ける著しき合同選舉に就き喜悅の情を語られたり。十二月二十三日、スエテッテンなる擲彈聯隊の軍旗紐授與の際、皇帝は、更に「フルカン」の船渠に臨ま

れ古參の職工が一同に代りて桂冠を獻せしに對し、ブルカンの職工一同に、汝宜しく朕の名に於て、朕の謝禮を傳へよ、朕は今尙桂冠を得るの價値あらず、此寄贈は、それ平和の桂冠なるかと宣べられたり。

此年に於ける皇帝の陳述中、最も重大なる警駭を惹起せしものは、十月二十八日、皇帝が意大利より還幸し、漢堡に赴かれんとするに際し、伯林市民の代表者に對し、其紀念泉の、非常なる贈物を感謝せし後に、陳述せられし言辭なりとす。

皇帝の言に曰く、朕が友愛なる情緒の結合に由て、帝國の平和及び幸福を鞏固ならしめん爲めに、朕の健康及び全氣力を根着けたる、時に當り、朕の居住せる首府の、日刊新聞は、朕が一家内の事件を、公然報道し一私人としても爲すまじきかの如く吹聴せり。朕は、嘗に之を痛心するのみならず、爲めに憤怒を惹起せざるを得ず、殊に朕は朕の仁惠なる父皇の永續せる稱號が心ならずも終に中絶せん事を畏るゝなりと

千八百八十八年十月二十八日伯林市民代表者に賜へる皇帝の勅旨

内治上に於ける皇帝の態度

ゲフケンの抄録せし、フリードリッヒ皇帝の、日誌の發表以後に於る獨逸自由思想派新聞の無禮なる行爲は、前の如き皇帝の語を以て、明快痛切に打撃せられたりと雖、此等の新聞は、却て皇帝の語を評して合同者に申し渡されし罪の宣告の如しと曰へり、是を以て、帝國官報は十一月三日に於て、御用的干渉を加へたり、曰く、皇帝並に國王陛下は、獨逸自由思想新聞の所論及び語調が、非常に聖慮を傷へる事を言明すべきを命し給へりと。伯林市參事會に於ては、此嚴酷なる諷刺に對し、彌縫せん爲め種々薄弱無益の討議を試みしか、獨逸自由思想派は異議なく該當せる叱斥に服したり。當時皇帝がゲフケンの、日誌に對せる比公の直諭公示を嘉納せるに徴するも、既に其慈仁なる父皇の、名稱及び紀念を黨派上に利用せらるゝを欲せざる彼の決心なるを認知するを得べし。皇帝は又種々の決心及び告示に由て内治及び黨派との對戦上に於ける自家の態度を顯はせり。皇帝は、過激なる保守黨に全然動かされざるを以て、フオンブットカール君を再び大臣と爲すの舉なきも、

プットカー  
メル、ベン  
ニグゼ

皇帝維廉の  
一世遺言發  
表

皇帝僧正の  
誓詞に答ふ

此前大臣が無二の忠勤を賞せられ、千八百八十九年の劈頭に於て、殊に  
 黒鷲勳章を賜はりたり。尙國民自由派の頭領、ルウドルフ、フォン、ベン  
 ニグゼンを任用してハンノフェルオムレシヤント總督たらしめり(八月二十九日)。幾  
 もなく、八月三十一日を以て祖皇維廉一世の長き遺言、朕の家族並びに  
 朕の國民の模範たるべき遠逝者の紀念を、帝國官報に公にせしめらる。  
 蓋し皇帝の意は是に由り心魂久く黨争に飛へる獨逸全國をして默  
 契感奮その想起せし大英雄の國民的和衷協同の念に向はしむるを得  
 る、猶北辰の高く懸りて暗夜を照らす如くならんを希ひしに在り。八  
 月二十九日獨逸僧正が呈せる盡忠の誓詞に答へられたる十一月七日  
 附皇帝の語に曰く、朕は正理と法律とを以て、朕の舊教臣民の信仰自由  
 を鞏固ならしむる爲に宗教的平和の繼續を信じて疑はざるなりと。  
 空位なる普國の僧正職を補任する事に關せる羅馬との協商は、皇帝の  
 前言を實證せり。是を以て千八百八十八年十一月二日、アスマン氏は  
 伯林に於ける舊教管長に、千八百九十年二月二十五日、チンゲルヌエタ

ッド氏はミュンスタルの僧正に任命せられたり。

前者に反し、新教寺院に於る妄誕虛託忍ぶべからざる「レヒトクロイヒカイト正當の信仰」、即  
 ちストエツケル君及び其信者との協商は、之を果たす頗る困難なりき。  
 此基督教の變種は政府に對せる抵抗若くは不和の種子を來せる新動  
 機として、ハルナック事件を捕へ來れり。

千八百八十八年九月十九日に於て寺院的自由思想派なる宗教史教  
 授、マルブルグのアドルフ、ハルナック氏は、伯林大學校より召聘せられ  
 たり。然るに同氏召聘は伯林神學科大學が僅かに一人の反對の外、全  
 體の希望を以て企てし事なりしに、高等寺院會議は、此一人の反對者に  
 同意し、ハルナック氏が、リッテュルの學校に屬せるとの故を以て大多  
 數の意見を斥けしかば、議論紛々時日を遷せり。彼等の主張せる趣意  
 の大要を教務大臣は、内閣全員に通知せしに、内閣は、比公の注意に原  
 ける教務大臣の發議に従ひ、比公の獎勵に同して、ハルナック氏を召聘す  
 るに決しぬ。是に於て皇帝並びに國王は親ら之を實行せられたり。

ハルナック  
教授伯林ニ  
召聘せらる

皇帝の此の如き斷行は、信仰自由の承認者をして非常なる満足を感じしめしめ、之に反して妄りに眞正なる信仰の唯一の維持者、並に唯一の勤王者なりと自負せるストエツケル氏の信者、所謂生々たる基督教徒をして何等の賛辭を呈せしめざりき。此故に宮廷の法教師ストエツケル氏は、十月初旬其發刊に係る「獨逸新教新聞」に記述する所ありたり。意外なる椿事は起れり、國王フリードリッヒ、ウキルヘルム四世以後布達されし法律に唯賛助を與るのみに留り、決して是非する能はざる高等寺院裁判所實は高等寺院會議なりの判決に反して、教務大臣は其推選せし人を自由に任命せり。然れども、全内閣員が比公の注意及びハルナツク召聘の執成の下に、相一致せし事に就ては、ストエツケル氏、毫も論ぜる所なし。寺院の運命を懸念する生々たる各基督教は、今當に備る所あるべきなり。吾人を以て、之を觀るに、教授の召聘に當り、寺院の協力の問題は非常に危険の程度に侵入せるが如し。然れども此の如き問題は毫も普國の法律を毀損するものなら

ざる事は、氏亦又黙して論ぜき。それ寺院の協力は固より高等寺院會議の賛同説ありしに由り成立せしも、公然決定するの權は、政府及び國王の掌握する所、殊に國王は之を爲すに、國家の官吏、教授亦然りを任命する管理者として、又新教の大僧正として、二様の資格を有せるものなるに非ざり。然れどもストエツケル氏の論は、殊に注意を要すべきものあり、何となれば、氏は寺院事件に就ては、彼自身及び其信者に國王の權利を虚託する事を彼が非常なる憲法反對運動の後日に於て始て唱道せしを以てなり。即ち其論に曰く、寺院の最上裁判は教授の正當なる任命に於て、政府、或は分科大學、或は一會議よりも、尙重大なる干渉を有するものなり。ハルナツク事件に於けるが如きは、余は斷じて組織ある寺院が、其臣隸の教育に關し、全く其獨立の權能を失へる事、並に國家の權力濫用を認むと。此事件の結果としてハルナツク氏が嘗て教授たりしギーセン大學がゾーテルの誕生日に於て、比公に「神學博士」の名譽稱號を呈し、其證書

に記せる羅典の贊辭に左の如き言あるを思へば、彼「正當の信仰」ト即エチ氏の派が憤怒せる所以を知悉するを得べし。

「普魯西新教國王の忠良偉大なる助言者、新教寺院が其固有なる方便に従ひ、異様頹廢の虞なき模範に由り、管理し行かん事を守護する全世界に於ける新教事件の有名なる維持者、基督教獨り社會の困厄に幸福を來すものたる事、並に基督教は實力ある愛の宗教にして空論の宗教たらざり、心意志の宗教にして空想の宗教たらざるを知悉せらるゝ、深慮の政治家、決心に由て始て、新教的勢力に貴く化せられ、此決心を以て彼が新教の自由に力を盡し、此決心なくては彼は決して新教及び寺院に事ふる能はざりしなるべき、獨逸各大學の聰明なる親友に呈す。

ストエツケル氏の機關は、前者に對し、十一月二十四日の紙上に記する所あり。「法王が平和の君主として祝賀せられ、世界貿易に就ての判決を請求せられ、獨逸の政治に參與せられん事を欲するを以て、此の如

き政治を妨害し、其欲する所を知らざり、其知る所を欲せざる人に相當する新教の神學博士に任命せられたる有力の政治家あるは、實に號泣嗚咽の限りなれ。不平派の怨聲は比公がギーセンより彼に進呈せられし名譽を、感謝を以て受納し、且つ十一月廿三日、彼の答辭中、左の如く述べし事、弘く世の知る所となりしに及び、益々其調子を高めたり。

「余は此の特待を余が寛容にして實際的なる宗教に歸依せし餘惠なるを信ぜ、自ら不足を知るの人は、老年及び經驗をして人類及び事物に就き、其知識を弘めしむる爲め、他の意見を聽くに吝ならざるならん。

ストエツケル派の新聞、帝國報知ツァイトUNGは十二月七日の紙上に、之を攻撃して曰く、寛容は基督教の一道徳なり。然れども寛容を以て眞理と同一視すべきに非ざり、此眞理は、既定眞理の認識に對し、恐懼憎惡するの念ある爲めに不信心なる各種類に對し、經驗上特に容恕せられんも、積極的信心に對しては、容恕せられざるものならん。



ストエツケル氏が此く論議せしめたりし際、比公のみならず皇帝も「容赦ならず」と激怒せられ、即ち不平に驅られて宗教的煽動讒謗を試みるを忍ぶ能はずとせられし事は、既に明白に、氏をして之を熟知せしむるものありき。何となれば、皇帝の親臣ドウグラス伯爵カ、十月四日を以てアスセルレーベンに於る普國國會議員選舉者の前に演説を爲し左の如く述る所ありしを以てなり。

比公に對する皇帝の信任、及び從來注ぎ居れる畏敬の念は、以て皇帝が黨派的政府を欲し、若くは之を知り給はざるの確證と見做すを得べし。黨派的なるか爲には、彼の眼界廣遠に過ぎ、公平にして偏狹ならざるなり、帝は其生命の全國民に屬し、決して信仰、家系、若しくは政黨上の差別あらざる事を幾度も公言せられたり。帝は唯其祖國及び帝位に對するのみ、此尺度こそ誠に君主國の原則に適合せるものなり、是を以て吾皇帝は僧門的若くは此の潮流及び方向に對しても決して國力の消耗を來すなきを欲するなるべ

十月四日に  
於けるドウ  
グラス伯爵の  
演説

し。ホーヘンツォルレルン家が、其領内に於る宗教上の寛容を擔保するとの古傳説は、現今の皇帝を以て其最確實賢良の保護者なりとせり。教授ハルナック博士を伯林大學に招聘する事に由て惹起せし難問の解釋は、吾元首をして此種の妨害的潮流を處置するを得せしめし公平無我を證明して又争ふべからざるなり、加ふるに此解釋は、智識が政黨的潮流の影響を受けざるてう古代ホーヘンツォレルン家の原則を皇帝が確持せるを證するものにして、寧ろ快心の事と謂ふべし。

演説者尙語を續けて曰へり、彼のウキルヘルム親王が、ワルデルゼーの會議に關與せし事は、實に親王をして輿論の怪む所とならしめ、彼を高僧派殊に宮廷法教師ストエツケルの政黨的競争と合體せしむる爲めに好都合なりし。總て皇帝をして、一定の黨派的觀念に其箇人的位置を歸せしめんとする種々の企圖は、眞理の積極的欺罔に原けり、余は、吾皇帝に對し、曩時の會議の動機より、今尙迸出す

るなるべき隱微なる攻撃に對抗し、ウキルヘルム皇帝と宮廷法教師ストエツケルとの干撃が、彼の會議の唯真正なる人間的及び基督教的努力に由て制限せられしのみにて、事固より一場の春夢に過ぎざる事を斷言せんと欲す。爾後、法教師ストエツケル氏と一の連絡をも成立せざ、但し吾皇帝は、世人が此代議士ストエツケル氏の名に結付せんと欲する過甚なる政治的並びに信仰的觀念を尊敬せしならん。其點は固より明白にして疑ふべきに非ざ。而るに種々の運動に由り皇帝をして彼と連絡せしめんと力るは、實に無耻厚顏の行爲にして余の斷然忍ぶ能はざる所なりと。又ドウグラス伯は皇帝が此運動に關し、所見を述べられし事を確證せり、皇帝の言に曰く(即ち伯林貿易新聞ベルリンボルネゼンツァイツングが報道せし如し)朕は唯祖國の友人と國運發達の仇敵とを知るのみ。我全立法は、人間の原則に基ける直覺より充たされたるものなり。之を非認し、煽動反抗を試るものは其如何なる趣意なるに關せざ、等しく朕の贊同する能はざる所とす。之が眞實なる

ストエツケル  
を冷遇せら  
る

收獲者たらん事こそ望まじきものなれ。」  
ストエツケルの新聞は、此演説に由て一驚を喫せり。眞正の打撃は反對に破裂したるなり。當時彼の派に於ても一人としてドウグラス伯が其尊き信任者の眞意を眞實に繰り返せし事を疑ふものあらざりき。何となれば皇帝親ら此演説の後彼の伯爵に向はれ、明なる寵光の實證を恵み給ひたればなり。即ち皇帝は彼を伊太利羅馬ナポリ地方の平和的旅行に伴ひ給へり。同年千八百八十八年冬季に至り、又ストエツケルの新聞に對する攻撃喧騒せり、是れ十二月に於けるコンスタンチンロエスレルの公用記事「皇帝ウキルヘルム二世即位以後に於る内治上の事件に原けり、此に至て皇帝がストエツケル等と事を共にせらるゝ意なきを察するを得たり。然れども此攻撃は其希望せし實効を現するなくして噪狂し、攻撃を來さしめし對手をして漸次退去せしめき。何となればストエツケルの新機關新聞ザスタフオラツクが千八百八十九年三月ウエルフ主義に懇勸を通せし時に當り、シユルテス氏記録千八百八

十九年三七頁)奸猾なる宮庭法教師の政治的針路は、至尊の命令に由て其政治宗教上の使喉を放棄せざるを得ざりし爲め、心ならずも俄かに廢絶するに至りしを以てなり。然れども同人は、尙怨言を放つを憚らば、其機關「人民紙」上自ら基督と同一視して此動機を發表したり、基督の磔刑に處せられしも、宮庭法教師が其門出の第一日より無數の譏謗、非難、屈辱、逆待に追究せられて寧日なかりしも、共に其原く所は同一にして又他あらざるなり」と。

年少の皇帝は、此不平的煽動に對せし如く反動的公子派の煽動に對しても、亦同様の決心を以てせり。千八百八十七年の合同は、ストエツケル及び「十字新聞派」の人民には、自ら眼上の瘤たるの觀ありたり。彼等の理想は、中央黨と封建僧門的合盟を爲すに在りしなるべし、之が爲めに「十字新聞」は既に千八百八十八年に於て、其十一月初旬に切迫せる普國々會議員撰擧の暗語として、國民自由派との合同を廢止すべきを唱道せり。此公子派新聞は先づ「合同の舍」合同の夢等に就き曰ふ所ありき。

皇帝公子派  
を黜け合同  
派を招く

之に抗論せし先鋒は比公の機關「北獨逸普通新聞」なりとす、即ち普國國會議員選舉に際し、合同の維持に對し、所感を述べ、同時に七月二十七日に於ける普國々會議場の玉座より宜へ給ひし、國王並に皇帝の勅語を繰り返し、分離氣隨なる公子派に警告する所ありたり。勅語に曰く、朕は將來に於て共同なる、反對派の信用より賛同せらるゝ、或は根本的感念の異同に由て攪亂せられざる行動に於て國家の安寧を期するの日あらんを信ぜ」と。「保守通信」即ち保守黨の機關も亦た公子派の舉動に對し、斷平たる反抗を試み、左に掲ぐる如き痛快の論を爲しぬ。合同は之を我國防力の建設、我祖國々境の安全、及び歐洲平和の保障上、必需的に躊躇なく許可したりし一の帝國議會を形成したり。如何なる保守的思想も合同の終局に由り、現在の帝國議會の多數の下には、停止を命せられたり、而して吾人保守派は千八百八十七年二月二十一日以前夥しく得る所ありしに比し、議會の組織に由て、果して實際何等の益を享けたるか「シュルテス氏記録」一〇二頁—一〇九、一

一〇、一一二、一一四、一一五。

是に於て過激保守派新聞「帝國報知」さへも、ハンノフェルよりの要求、即ち此地方に於ける新選舉の際、國民自由派に對し、獨立の行動を取らん事を記載せしや、北獨逸普通新聞は之れを論じて曰く、帝國報知か此の如き立案を爲せし事は吾人の更に驚くを要せざるものなり、同新聞の由來國民的大政策を思はせ、彼の黨派的利害を以て其最上法律とせず、議員連の區々掌大の政治を知るのみと。然れども、皇帝自身が合同派及び其對敵に就き、如何なる意見を有せられしかば、ドウグラス伯が既に述べし十月四日アムセルレーベンに於ける演說中に就て伺ひ知るを得べし。

「皇帝は其治世中、特別なる一黨一派を省慮せざ、苟も意氣投合するあらんには、廣く諸黨派の扶助を請はんと欲せらる。餘り好景氣ならざる中央黨、自由思想派及び其他が同位地に在らざる以上は、皇帝は已むなく合同諸黨派を、依頼するに足るとし、又依頼せざるべからざるものとせざるを得ず。諸黨派間に成立せし深き異論が調和するに至りしには、實に長き歲月を要したり。祖國を共同に愛する事、及び一致の成らざるは非常なる利害の念、其間に横はるに由るを認識せし事は、合同を遂行せしめたる煉石灰の用を爲せり。此煉石灰は如何に其共同の連鎖を破壊せんと試みるも、依然として變せざるならん。又切迫せる普國々會議員選舉の際には、祖國重し、黨派は輕しの暗語あるなるべし。

千八百八十八年十一月六日開會せられたる普國々會は端なく普國人民の大多數が、國王の正當なる祖國的和衷協同の立脚點に樹てる「合同政策」の味方なるを示すに至れり。何となれば、合同諸派が代議院に於て得たる夥多の新議席は、則非合同諸派の失ひしものなればなり。此の如くして皇帝の即位以後多難なる日子は、好景中に過ぎ去りしかば、千八百八十八年十二月三十一日に至り、皇帝は其首相に左の如き新會の祝詞を送られたり。